

中小企業施策利用 ガイドブック

平成16年度版



中小企業庁

☆☆ 中小企業庁で実施している広報事業 ☆☆

中小企業庁では、本ガイドブックのほかにも主に以下の媒体で、施策に関する情報をお知らせしています。

広報冊子のご紹介

◎リーフレット

利用目的別に、下記13種類のリーフレットにより施策をご紹介します。
経済産業局中小企業課、都道府県中小企業担当課、都道府県等中小企業支援センター、中小企業団体中央会、商工会議所などで無料で入手できます。

①経営安定対策について	⑧中小企業の皆様の経営をきめ細かく、効果的に支援します
②国際化を支援します	⑨支援します! 中小企業の経営革新!!
③中小企業金融対策	⑩中小企業の技術開発を応援します
④中小企業税制を利用したいとき	⑪地域産業活性化のために
⑤下請中小企業のみなさんを応援します	⑫小規模事業者のために
⑥中小企業の再生を支援します!!	⑬中小商業対策の概要
⑦創業・ベンチャー・新事業展開支援	

◎「中小企業施策総覧」

中小企業施策に関する情報を専門的に知りたい方を対象に、より詳細に施策をご紹介します。

ご希望の方は、政府刊行物サービス・センター、または(財)中小企業総合研究機構(TEL:03-3222-0301)にて販売していますのでお求めください。

インターネットによる情報サービス

◎中小企業庁ホームページ

中小企業者のみなさんの経営に役立つ情報を提供しています。

中小企業に関する最新のニュース、金融・税制、ベンチャー支援などの各種施策情報や「中小企業白書」などの各種調査報告書の紹介、ITイベントカレンダーや電子相談窓口など。

ホームページアドレス <http://www.chusho.meti.go.jp/>

◎「e-中小企業ネットマガジン」中小企業施策情報のメール配信サービス

経営に役立つ情報を、毎週、メールマガジンによってみなさんのパソコンに直接お届けします。中小企業施策情報、官公庁の調達情報、助成金の公募情報、イベント情報など。購読料や登録料は無料で、登録、解除の手続きも大変簡単です。

http://www.chusho.meti.go.jp/e_maga/

一日中小企業庁の開催

中小企業施策のご紹介と中小企業者からのご意見・ご要望を聞くことで、今後の中小企業施策に反映し、その充実を図ることを目的として毎年開催しています。今年度は9月に青森県で開催します。

平成16年度版「中小企業施策利用ガイドブック」ご利用の手引き

本書は中小企業者の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として、主な施策の概要を紹介したものです。

【使い方】

1. 目的別に探す場合

巻頭の支援対象別インデックスをご覧ください。支援対象別インデックスでは、様々な目的にあわせて利用できる施策を探すことができます。

2. 支援施策別に探す場合

次ページの目次をご覧ください。本ガイドブックは、金融、相談、補助金など、支援施策別に構成されています。

3. 新たに追加された項目については、目次と支援対象別インデックスの施策名称を赤字としました。

【注意点】

1. 掲載されている内容は、施策の“概要”です。実際の施策利用に当たっては、施策の詳細な内容をご自身で関係機関にお問い合わせください。問い合わせ先については、各施策ごとの問い合わせ先の他、巻末に主な問い合わせ先をまとめてありますので、ご利用ください。

2. 掲載されている施策は、項目、要件、申請時期などが変更される場合もありますので、ご注意ください。

3. 本書は、平成16年4月現在で編集されています。

今後とも、より一層皆様にとって使いやすいガイドブックの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

また、本ガイドブックは、各地域の経済産業局、都道府県中小企業担当課、都道府県等中小企業支援センター、商工会議所などで入手できますので、最寄りの機関にお尋ね下さい。

中小企業庁広報室

TEL : 03-3501-1709

東京都千代田区霞が関 1-3-1 (〒100-8912)

～目 次～

■ 支援対象別インデックス

■ 中小企業施策の概要

1. 中小企業政策の基本理念1
2. 中小企業の定義について2

■ 個別施策

1. 金融 ～事業資金の確保を図るために～

- (1) 事業に必要な資金の融資《政府系金融機関の融資制度》3
- (2) 信用保証協会による信用保証《信用保証制度》4
- (3) 法的再建途上企業の再生を支援《事業再生支援資金制度(DIPファイナンス)》5
- (4) 法的再建途上企業の再生を支援《事業再生保証制度(DIP保証制度)》7
- (5) 経営改善、経営再建に安定資金を供給《企業再建資金制度》8
- (6) 保証付借入金の借換や一本化《信用保証協会による資金繰り円滑化借換保証制度》10
- (7) 金融環境の変化に影響を受けている企業への無担保融資《金融環境変化対応資金担保免除特例制度》11
- (8) 一時的に資金繰りに困難を来している中小企業を応援《セーフティネット貸付制度》12
- (9) 保証限度額の別枠化《セーフティネット保証制度》14
- (10) 第三者保証人や担保の提供が困難な方への融資《第三者保証人等を不要とする融資》15
- (11) 物的担保に依存しない新たな資金調達《売掛債権担保融資保証制度》16
- (12) 直接金融による、資金調達の多様化・円滑化《信用保証協会による社債(私募債)保証制度》18
- (13) 無担保・無保証人で融資《小企業等経営改善資金融資制度(マル経融資)》19
- (14) 新たな設備の導入に対する無利子資金の貸付《小規模企業設備資金貸付制度》20
- (15) 新たな設備の導入に対する割賦販売・リース《小規模企業設備貸与制度》21
- (16) 新規性の高い事業への支援《起業挑戦支援無担保無保証貸出制度》22
- (17) 創業者の方に無担保・無保証で融資《新創業融資制度》23
- (18) 高い成長力が見込まれる中小企業への資金供給《新事業育成資金制度》24
- (19) 経営者本人の個人保証を免除する特例制度25
- (20) 新製品・新商品の開発や新たな役務の提供を行う事業に対する融資《新産業創出・活性化融資》26
- (21) 共同で取り組む事業に対する融資《高度化事業》27
- (22) 新事業のための資金供給・経営アドバイス《がんばれ! 中小企業ファンド》28
- (23) 企業再生のための資金を供給《地域中小企業再生ファンド(再生支援出資事業)》29
- (24) ベンチャー企業への資金供給円滑化《ベンチャーファンド出資事業(新事業開拓促進出資事業)》30
- (25) 新製品等の開発に対する投資《創造的中小企業創出支援事業》31
- (26) 株式、新株予約権、新株引受権付社債の引受け等《中小企業投資育成株式会社による投資》32
- (27) 革新的な技術を利用する事業を促進《革新技術利用事業支援資金》33
- (28) 戦略的な情報化投資を支援《戦略的情報化機器等整備事業》34
- (29) 情報化投資に必要な資金を融資《政府系金融機関の情報化投資融資制度》35
- (30) 自動車NOx, PM法規制に対応した融資《環境対策資金(自動車NOx・PM法関連)》36

2. 補助金等 ～中小企業の方々が取り組む様々な事業の経費を補助します～

(1)技術開発や技術シーズなどの事業化《スタートアップ支援事業(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業)》	37
(2)経営革新に関する事業の経費を補助《中小企業経営革新支援事業》	38
(3)連携して取り組む「あらゆる事業」の経費を補助《中小企業活路開拓調査・実現化事業》	39
(4)連携による事業化への取り組みを支援《新連携対策委託事業》	40
(5)新市場展開を図るためのブランド力の育成・強化《JAPANブランド育成支援事業》	41
(6)ITを活用した経営革新を支援《IT活用型経営革新モデル事業》	42
(7)研究開発に要する経費を補助《地域活性化創造技術研究開発事業》	43
(8)伝統的工芸品産業の支援《伝統的工芸品産業支援補助金》	44
(9)伝統的工芸品政策に対応した支援《伝統的工芸ふるさと体験・交流事業》	45
(10)研究開発に要する経費を補助《創造技術研究開発事業》	46
(11)知的財産の戦略的な活用を支援《地域中小企業知的財産戦略支援事業》	47
(12)地域産学官による新規産業創造に資する研究開発《地域新生コンソーシアム研究開発事業》	48
(13)実用化技術開発に要する経費を補助《地域新規産業創造技術開発費補助事業》	49
(14)地域中小企業に対する産総研による実用化研究支援	50
(15)地場産業の活性化を支援《地場産業等活力強化事業費補助事業》	51
(16)基盤的・戦略的技術開発を支援《戦略的基盤技術力強化事業》	52
(17)研究開発などに対する助成《大学発事業創出実用化研究開発事業》	53
(18)実用化開発に要する経費を補助《産業技術実用化開発助成事業》	54
(19)福祉用具の実用化開発事業の経費を補助《福祉用具実用化開発推進事業》	55
(20)基盤技術研究の提案公募型委託研究《基盤技術研究促進事業》	56
(21)医療機器等の実用化開発事業の経費を補助《国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発》	57
(22)大型空き店舗を活用する事業を支援《大型空き店舗活用支援事業》	58
(23)中心市街地・商店街の施設整備事業を支援《商業基盤施設等の整備事業(ハード事業)》	59
(24)中心市街地・商店街のソフト事業等を支援《中小商業活性化総合補助事業(うちソフト事業)》	60
(25)中心市街地の計画策定を支援《中心商業活性化総合補助事業(うち中心市街地計画策定事業)》	61
(26)TMO事業の推進を支援《中心商業活性化総合補助事業(うちTMO活性化支援事業)》	62
(27)中小商業者が行うビジネスモデル開発事業の経費を補助《中小商業ビジネスモデル支援事業》	63
(28)新規創業者の育成事業などを総合的に支援《中小商業活性化創業等支援事業(商人塾)》	64
(29)物流効率化事業を支援《物流効率化推進事業》	65
(30)雇用管理の改善のために行う事業の経費を補助《中小企業労働力確保推進事業》	66

3. 税制 ～税制上の優遇を受けるために～

(1)税制上の様々な特別措置《中小企業に適用される税制》	67
(2)青色申告による納税によって受けられる利点《青色申告制度》	68
(3)事業年度に生じた欠損金に対するの税制措置《欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度》	69
(4)機械・装置等対象設備を導入した時《中小企業投資促進税制》	70
(5)特定の中小企業者が設備を導入した時《中小企業等基盤強化税制》	71
(6)IT関連設備やソフトウェアを導入した時《IT(情報通信機器等)投資促進税制》	72

(7)30万円未満の資産を取得した時《少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》	73
(8)相続税の特例措置により円滑な事業承継《事業承継円滑化のための税制措置》	74
(9)事業組織の再構築を円滑化《連結納税制度》	76
(10)留保金課税の適用停止により自己資本を充実《留保金課税の適用停止》	77
(11)創業期中小企業への投資による利益・損失発生時における課税の特例《エンジェル税制》	78
(12)研究開発を行った時《中小企業技術基盤強化税制》	79
(13)研究開発を行った時《研究開発促進税制》	80

4. 相談・研修・情報提供 ～経営・技術などに関する相談に応じます～

(1)専任の専門家による中小企業再生への支援《中小企業再生支援協議会》	81
(2)経営の危機に直面している中小企業者に対して経営立て直しのための無料相談《経営安定特別相談事業》	82
(3)創業予定の方、創業ままない方、将来店頭公開を目指す方々への経営アドバイス《中小企業・ベンチャー総合支援センター》	83
(4)経営に関する悩みごとにお答えします《都道府県等中小企業支援センター》	84
(5)新規創業や経営革新等についてきめ細かなサービスをワンストップで《地域中小企業支援センター》	85
(6)小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談《経営改善普及事業》	86
(7)事業計画の作成支援《創業塾》	87
(8)基礎的知識の修得、具体的課題解決を支援《経営革新セミナー・創業セミナー》	88
(9)ビジネスプランを診断、事業の将来性を評価《ベンチャーサポートウェア事業》	89
(10)後継者難の事業者と後継希望者との出会いの場を提供《後継者人材マッチング促進事業》	90
(11)OB人材と企業のマッチング《企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援》	91
(12)下請取引のあっせんにより取引先開拓を支援《下請取引あっせん・相談事業》	92
(13)外部資源とのマッチングをコーディネートするための支援制度《新産業創出コーディネート活動モデル事業》	93
(14)戦略的情報化投資を支援《戦略的情報化投資活性化支援事業(ITSSP)》	94
(15)国際事業展開に必要な人材の育成《中小企業研修事業(受入研修、海外研修)》	95
(16)台湾企業とのビジネスマッチング《日台中小企業海外情報提供事業》	96
(17)中小企業と海外の企業との橋渡し《中小企業海外展開・輸出支援事業》	97
(18)海外現地法人等の生産性等の改善向上を支援《海外現地法人等への専門家派遣制度》	99
(19)生産拠点の海外移転などへの無料アドバイス《中小企業海外展開支援事業》	100
(20)海外現地情報やビジネス・マッチング情報を提供《中小企業情報提供事業》	101
(21)地域経済の国際化や海外での起業等を支援《中小企業国際化推進特別事業》	102
(22)海外現地において無料相談等を実施《日本商工会議所海外事業》	103
(23)IT導入に関する専門家を派遣《ITアドバイザー派遣事業》	104
(24)中小企業経営者に対する実践的なIT研修《IT研修》	105
(25)ITへの円滑な対応を支援《ITセミナー》	106
(26)インターネットを通じた情報提供《e-中小企業庁&ネットワーク》	107
(27)中小企業に関する情報の総合的管理・検索《ポータルサイト「J-Net21」》	108
(28)加工データベース等の技術情報を提供《テクノレッジ・ネットワーク》	109
(29)技術上の相談、助言、試験・分析の受託《公設試験研究機関》	110
(30)TMOの各種事業等についてアドバイスを実施《TMO診断・評価調査研究事業(TMOサポート事業)》	111
(31)活性化に取り組む商店街の組合等に専門家を派遣《商店街活性化専門指導事業》	112

- (32)物流効率化のための指導員を派遣、講習会を実施《物流効率化専門指導員派遣事業》……113
- (33)環境・安全に関する最新情報の提供《環境・安全対策》……………114
- (34)経営管理や販売戦略などの最新のノウハウを持つ人材の育成《人材育成事業(研修事業)》……115

5. イベント ～出展・シンポジウム・マッチング～

- (1)販路開拓・取引拡大を支援《新市場創出見本市》……………117
- (2)創業・ベンチャー企業を生み出す風土づくり《創業・ベンチャー国民フォーラム》……………118
- (3)ベンチャー企業の販路開拓を支援《ベンチャーフェア(ベンチャーマッチング支援事業)》…119
- (4)ベンチャー企業と投資家等が出会う機会提供《ベンチャープラザ(ベンチャーマッチング支援事業)》…120
- (5)中小企業の経営革新を促進するフェア《中小企業総合展》……………121
- (6)新事業展開のためのユニークな資金調達を支援《まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業》…122
- (7)全国の伝統的工芸品等の展示・販売《伝統的工芸品展》……………123
- (8)中心市街地活性化のためのノウハウ、先進事例《中心市街地/TMO活性化推進シンポジウム事業》…124

6. 共済制度

- (1)連鎖倒産を防止《中小企業倒産防止共済制度》……………125
- (2)小規模企業の経営者のための退職金制度《小規模企業共済制度》……………126
- (3)中小企業の退職金制度の整備《中小企業退職金共済制度》……………127
- (4)建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業の退職金制度の整備《特定業種退職金共済制度》…128

7. 法律などに基づく支援

- (1)「下請中小企業振興法」に基づく支援……………129
- (2)「下請代金支払遅延等防止法」に基づく下請事業者の利益の保護……………130
- (3)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」……………132
- (4)「民事再生法」の概要について……………133
- (5)「中小企業経営革新支援法」に基づく支援……………134
- (6)「新事業創出促進法」に基づく支援……………135
- (7)「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(創造法)」に基づく支援……………137
- (8)起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援……………138
- (9)産業財産権の普及・活用に関する支援……………140
- (10)産業財産権の取得に関する支援……………141
- (11)研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減……………142
- (12)中小企業組合制度について……………143
- (13)「地域産業集積活性化法」に基づく支援……………144
- (14)「中心市街地活性化法」に基づく支援……………145
- (15)「中小企業流通業務効率化促進法」に基づく支援……………146
- (16)労働対策について(中小企業への助成制度)……………147

- 問い合わせ先一覧……………152

赤字部分:平成16年度から新たに追加・拡充された項目

支援対象別インデックス

赤字部分は、平成16年度から新たに追加・拡充された項目です。

目的・対象	支援策	融資・リース・保証	頁	補助金・税金・出資	頁
経営の安定と強化	運転資金を借りたい	政府系金融機関の融資制度	3		
		事業再生支援資金制度（DIPファイナンス）	5		
		企業再建資金制度	8		
		セーフティネット貸付制度	12		
		起業挑戦支援無担保無保証貸出制度	22		
		革新技術利用事業支援資金	33		
	災害時や、金融環境・経営環境の変化に対応した支援を利用したい	政府系金融機関の融資制度	3		
		金融環境変化対応資金担保免除特例制度	11		
		セーフティネット貸付制度	12		
		セーフティネット保証制度	14		
新たな設備を導入したい	政府系金融機関の融資制度	3	創造的中小企業創出支援事業	31	
	小規模企業設備資金貸付制度	20	中小企業投資促進税制	70	
	小規模企業設備貸与制度	21	中小企業等基盤強化税制	71	
	高度化事業	27	IT（情報通信機器等）投資促進税制	72	
	革新技術利用事業支援資金	33	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	73	
	政府系金融機関の情報化投資融資制度	35			
	環境対策資金（自動車NOx・PM法関連）	36			
出資を受けたい				がんばれ！中小企業ファンド 中小企業投資育成株式会社による投資	28 32
保証を受けたい	信用保証制度	4			
	事業再生保証制度（DIP保証制度）	7			
	資金繰り円滑化借換保証制度	10			
	セーフティネット保証制度	14			
	売掛債権担保融資保証制度	16			
	信用保証協会による社債（私募債）保証制度	18			
無担保・無保証人で融資を受けたい	金融環境変化対応資金担保免除特例制度	11			
	第三者保証人等を不要とする融資	15			
	小企業等経営改善資金融資制度（マル経融資）	19			
再生	企業を再生したい	事業再生支援資金制度（DIPファイナンス）	5	地域中小企業再生ファンド（再生支援出資事業）	29
		事業再生保証制度（DIP保証制度）	7		
創業・ベンチャー・経営革新	創業したい	政府系金融機関の融資制度	3	ベンチャーファンド出資事業（新事業開拓促進出資事業）	30
		信用保証制度	4	創造的中小企業創出支援事業	31
		信用保証協会による社債（私募債）保証制度	18	中小企業投資育成株式会社による投資	32
		小規模企業設備資金貸付制度	20	スタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）	37
		小規模企業設備貸与制度	21	留保金課税の適用停止	77
		起業挑戦支援無担保無保証貸出制度	22	エンジェル税制	78
		新創業融資制度	23		
		経営者本人の個人保証を免除する特例制度	25		
	新事業展開に取り組みたい	起業挑戦支援無担保無保証貸出制度	22	がんばれ！中小企業ファンド	28
		新事業育成資金制度	24	スタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）	37
		新産業創出・活性化融資	26	中小企業経営革新支援事業	38
	経営革新に取り組みたい	政府系金融機関の融資制度	3	中小企業経営革新支援事業	38
		信用保証制度	4	中小企業活路開拓調査・実現化事業	39
小企業等経営改善資金融資制度（マル経融資）		19	IT活用型経営革新モデル事業	42	
高度化事業		27	中小商業ビジネスモデル支援事業	63	
中小企業投資育成株式会社による投資		32	中小企業投資促進税制	70	
			中小企業等基盤強化税制	71	
販路を開拓したい			中小企業経営革新支援事業	38	
			新連携対策委託事業	40	
			JAPANブランド育成支援事業	41	
			IT活用型経営革新モデル事業	42	
			地場産業等活力強化事業費補助事業 新産業創出コーディネート活動モデル事業	51 93	
事業を提携したい			中小企業活路開拓調査・実現化事業	39	
			新連携対策委託事業	40	
			エンジェル税制	78	
			新産業創出コーディネート活動モデル事業	93	
海外展開をしたい	政府系金融機関の融資制度	3	JAPANブランド育成支援事業	41	
	信用保証制度	4			

情報提供・相談	頁	セミナー・研修・イベント	頁	共済制度／法律等に基づく支援	頁
				下請中小企業振興法に基づく支援	129
				中小企業経営革新支援法に基づく支援	134
				新事業創出促進法に基づく支援	135
				地域産業集積活性化法に基づく支援	144
				中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援	146
				中小企業倒産防止共済制度	125
				小規模企業共済制度	126
				中小企業経営革新支援法に基づく支援	134
				新事業創出促進法に基づく支援	135
				創造法に基づく支援	137
				地域産業集積活性化法に基づく支援	144
				中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援	146
				中小企業経営革新支援法に基づく支援	134
				新事業創出促進法に基づく支援	135
				創造法に基づく支援	137
				地域産業集積活性化法に基づく支援	144
				中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援	146
				中小企業倒産防止共済制度	125
中小企業再生支援協議会 経営安定特別相談事業	81 82			民事再生法の概要について	133
中小企業・ベンチャー総合支援センター 都道府県等中小企業支援センター 地域中小企業支援センター 経営改善普及事業 ベンチャーサポートウエア事業 後継者人材マッチング促進事業	83 84 85 86 89 90	創業塾 経営革新セミナー・創業セミナー 創業・ベンチャー国民フォーラム ベンチャーフェア(ベンチャーマッチング支援事業) ベンチャープラザ(ベンチャーマッチング支援事業)	87 88 118 119 120	中小企業経営革新支援法に基づく支援 新事業創出促進法に基づく支援 創造法に基づく支援 起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援	134 135 137 138
中小企業・ベンチャー総合支援センター 都道府県等中小企業支援センター 地域中小企業支援センター	83 84 85	創業塾 経営革新セミナー・創業セミナー 新市場創出見本市 ベンチャーフェア(ベンチャーマッチング支援事業) ベンチャープラザ(ベンチャーマッチング支援事業) 中小企業総合展	87 88 117 119 120 121	中小企業経営革新支援法に基づく支援 創造法に基づく支援	134 137
中小企業・ベンチャー総合支援センター 都道府県等中小企業支援センター 地域中小企業支援センター 経営改善普及事業 企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援 戦略的情報化投資活性化支援事業(ITSSP) 環境・安全対策	83 84 85 86 91 94 114	経営革新セミナー・創業セミナー 人材育成事業(研修事業) 中小企業総合展 まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業	88 115 121 122	中小企業経営革新支援法に基づく支援 地域産業集積活性化法に基づく支援	134 144
がんばれ！中小企業ファンド スタートアップ支援事業(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業) 下請取引あっせん・相談事業	28 37 92	新市場創出見本市 ベンチャーフェア(ベンチャーマッチング支援事業) ベンチャープラザ(ベンチャーマッチング支援事業) 中小企業総合展 伝統的工芸品展	117 119 120 121 123	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業経営革新支援法に基づく支援 地域産業集積活性化法に基づく支援	132 134 144
		新市場創出見本市 ベンチャーフェア(ベンチャーマッチング支援事業) ベンチャープラザ(ベンチャーマッチング支援事業) 中小企業総合展	117 119 120 121	中小企業組合制度について	143
企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援 中小企業研修事業(受入研修、海外研修) 日台中小企業海外情報提供事業 中小企業海外展開・輸出支援事業 海外現地法人等への専門家派遣制度 中小企業海外展開支援事業 中小企業情報提供事業 中小企業国際化推進特別事業 日本商工会議所海外事業	91 95 96 97 99 100 101 102 103				

支援対象別インデックス

赤字部分は、平成16年度から新たに追加・拡充された項目です。

目的・対象	支援策	融資・リース・保証	頁	補助金・税金・出資	頁
技術開発	地域経済の発展に寄与したい			JAPANブランド育成支援事業 地域活性化創造技術研究開発事業 伝統的工芸品産業支援補助金 地域新生コンソーシアム研究開発事業 地場産業等活力強化事業費補助事業	41 43 44 48 51
	技術開発に取り組みたい	政府系金融機関の融資制度 信用保証制度 新事業育成資金制度 新産業創出・活性化融資 革新技术利用事業支援資金	3 4 24 26 33	スタートアップ支援事業(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業) 中小企業経営革新支援事業 地域活性化創造技術研究開発事業 創造技術研究開発事業 地域新生コンソーシアム研究開発事業 地域新規産業創造技術開発費補助事業 地域中小企業に対する産総研による実用化研究支援 戦略的基盤技術力強化事業 大学発事業創出実用化研究開発事業 産業技術実用化開発助成事業 福祉用具実用化開発推進事業 基盤技術研究促進事業 国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発 中小企業技術基盤強化税制 研究開発促進税制 新産業創出コーディネート活動モデル事業	37 38 43 46 48 49 50 52 53 54 55 56 57 79 80 93
	外部の試験・検査設備を利用したい 特許制度を活用したい				
IT	情報化について相談したい				
	情報化機器を購入したい	政府系金融機関の融資制度 信用保証制度 小規模企業設備資金貸付制度 小規模企業設備貸与制度 戦略的情報化機器等整備事業 情報化投資融資制度(IT活用促進資金)	3 4 20 21 34 35	中小企業投資促進税制 IT(情報通信機器等)投資促進税制	70 72
	ITを活用したい			IT活用型経営革新モデル事業	42
商業振興	中心市街地・商店街を活性化したい	高度化事業	27	大型空き店舗活用支援事業 商業基盤施設等の整備事業(ハード事業) 中小商業活性化総合補助事業 うちソフト事業 うち中心市街地計画策定事業 うちTMO活性化支援事業 中小商業ビジネスモデル支援事業 中小商業活性化創業等支援事業(商人塾)	58 59 60 61 62 63 64
	店舗を改装したい	政府系金融機関の融資制度 信用保証制度 小規模企業設備資金貸付制度 高度化事業	3 4 20 27		
	商売を始めたい 物流を効率化したい	政府系金融機関の融資制度 信用保証制度 小規模企業設備資金貸付制度 小規模企業設備貸与制度	3 4 20 21	物流効率化推進事業	65
取引	親事業者との共同事業に取り組みたい。下請取引の適正化を図りたい	政府系金融機関の融資制度 信用保証制度 高度化事業	3 4 27	地域活性化創造技術研究開発事業	43
人材育成・雇用	社員教育・人材育成を行いたい			中小企業経営革新支援事業 地場産業等活力強化事業費補助事業	38 51
	従業員を雇用したい・雇用環境を整備したい			伝統的工芸ふるさと体験・交流事業 中小企業労働力確保推進事業	45 66
専門家活用	外部の専門家を活用したい				

情報提供・相談	頁	セミナー・研修・イベント	頁	共済制度／法律等に基づく支援	頁
		伝統的工芸品展	123	新事業創出促進法に基づく支援 地域産業集積活性化法に基づく支援	135 144
スタートアップ支援事業(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業)	37	新市場創出見本市	117	中小企業経営革新支援法に基づく支援	134
中小企業・ベンチャー総合支援センター	83	中小企業総合展	121	新事業創出促進法に基づく支援	135
都道府県等中小企業支援センター	84			創造法に基づく支援	137
地域中小企業支援センター	85			産業財産権の取得に関する支援	141
テクノナレッジ・ネットワーク	109			特許料等の軽減	142
公設試験研究機関	110			地域産業集積活性化法に基づく支援	144
公設試験研究機関	110				
地域中小企業知的財産戦略支援事業	47			産業財産権の普及・活用に関する支援	140
産業財産権の普及・活用に関する支援	140			産業財産権の取得に関する支援	141
				特許料等の軽減	142
中小企業・ベンチャー総合支援センター	83				
都道府県等中小企業支援センター	84				
地域中小企業支援センター	85				
戦略的情報化投資活性化支援事業 (ITSSP)	94				
ITアドバイザー派遣事業	104				
テクノナレッジ・ネットワーク	109				
企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援	91	IT研修	105	中小企業経営革新支援法に基づく支援	134
戦略的情報化投資活性化支援事業 (ITSSP)	94	ITセミナー	106		
e-中小企業庁&ネットワーク	107				
ポータルサイト「J-Net21」	108				
テクノナレッジ・ネットワーク	109				
TMO診断・評価調査研究事業 (TMOサポート事業)	111	中心市街地/TMO活性化推進シンポジウム事業	124	中心市街地活性化法に基づく支援	145
商店街活性化専門指導事業	112				
都道府県等中小企業支援センター	84				
地域中小企業支援センター	85				
物流効率化専門指導員派遣事業	113			中小企業経営革新支援法に基づく支援 中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援	134 146
				下請中小企業振興法に基づく支援 下請代金支払遅延等防止法	129 130
		IT研修 ITセミナー 人材育成事業 (研修事業)	105 106 115	中小企業経営革新支援法に基づく支援	134
				小規模企業共済制度 中小企業退職金共済制度 特定業種退職金共済制度 中小企業経営革新支援法に基づく支援 労働対策について (中小企業への助成制度)	126 127 128 134 147
中小企業・ベンチャー総合支援センター	83				
ベンチャーサポートウェア事業	89				
企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援	91				
ITアドバイザー派遣事業	104				
商店街活性化専門指導事業	112				
物流効率化専門指導員派遣事業	113				

中小企業政策の基本理念

中小企業基本法の考え方

平成11年の臨時国会で、中小企業基本法が36年ぶりに全面改正されました。中小企業政策の目標を「大企業との格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力ある成長・発展」に変更し、新たな産業と雇用を創出する担い手である中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長発展を遂げられるよう、各企業の成長段階や経営課題に応じた、多様な施策を展開していきます。

政策理念	独立した中小企業の多様で活力ある成長・発展を支援
政策の柱	○創業・経営革新に向けての自助努力支援 ○経営基盤の強化 ○経済的社会的環境の変化に対する適応円滑化のための制度整備
政策の意義	中小企業は、創造性や機動性を発揮しやすい反面、その企業規模ゆえに成長・発展に必要な資金や人材といった経営資源の全てを備えることが困難。中小企業政策は、こうした中小企業に不足している経営資源を補い、意欲ある中小企業者の自助努力を積極的に支援。

平成16年度中小企業政策の重点

～意欲ある中小企業が、安心して持ち前の力を発揮できる社会を目指します～

平成16年度においては、金融セーフティネットの充実と事業再生支援、創業・新事業展開への挑戦支援と中心市街地・商店街の活性化に重点をおき、中小企業対策を積極的に推進します。

■金融セーフティネットの充実

金融経済情勢の変化に対応して、中小企業の資金調達の多様化・円滑化をはかるとともに、やる気と能力のある中小企業が破綻に追い込まれる事態を回避するため、信用保証協会や政府系金融機関を通じた、金融セーフティネットの整備を推進していきます。

また、中小企業の隅々にまで資金が行き渡るよう、不動産担保や人的保証に依存しない融資を拡大するなど、中小企業金融の多様化・円滑化を促進していきます。

■事業再生支援

多種多様かつ地域性の強い中小企業の事業再生に、柔軟にきめ細かく対応するため、中小企業再生支援協議会の更なる強化や財務面からの支援を進めるためのファンドの組成を促進するとともに、再生を図る中小企業への資金供給の円滑化、経営自己診断の支援、後継者確保・M&Aマッチング支援等を行います。

■創業・新事業展開への挑戦支援

創業及び新事業への挑戦に取り組む中小企業に対して、ファンド等による資金・人材・販路開拓等への一体的支援を行うほか、「中小企業挑戦支援法」に基づく、組織面、金融面での支援や、人材の充実・育成、技術革新支援など強力かつ多面的な支援を実施してまいります。

■中心市街地・商店街の活性化

中心市街地・商店街等の中小商業活性化を図るため、人材の育成・確保に対する支援を行うほか、アーケード等の商業基盤施設の整備や、チャレンジショップ・コミュニティ施設の運営等のソフト支援、大型空き店舗の活用支援など、TMOや商店街振興組合等の取組みを総合的に支援します。

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策は、特に注意がない限り「中小企業(者)」、「小規模企業(者)」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。
中小企業は我が国の企業の99.7%を占め、常時雇用者の66.9%が働くなど、わが国経済において中心的な役割を果たしています。

製造業その他	商業・サービス業
製造業その他	資本金3億円以下 または 従業者数300人以下
卸 売 業	資本金1億円以下 または 従業者数100人以下
小 売 業	資本金5千万円以下 または 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 または 従業者数100人以下

※中小企業金融公庫法等の中小企業関連立法では、政令によりゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

※上記の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づきます。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策の基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」で、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法の中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。また、商法の企業監査の特例も資本金1億円以下の企業が対象です。

なお、本ガイドブックでは、通常の見解と異なる場合はその旨明記しています。

政府系金融機関の融資制度

中小企業の皆様が事業に必要な資金を融資します。

対象となる方

中小企業者（個人または法人で事業を営まれる方）
一部の業種を除いてほとんど全ての業種が対象となります。

融資の内容

対象資金

事業に使用する設備資金、運転資金

貸付限度

一般貸付 中小公庫 4億8千万円
国民公庫 4千8百万円
商工中金 原則として、組合200億円、組合員20億円（特別貸付と合わせてこの限度内）

※この他に、貸し渋り対応など特定の目的のための各種の特別貸付制度もご利用いただけます。

利率

中小公庫・国民公庫：基準利率
商工中金：貸付対象の組合・組合員の別、貸付期間などに応じて異なります。
※特別貸付については、基準利率よりも低い利率を設定しているものもあります。

貸付期間

中小公庫 設備資金 原則10年以内（据置期間1年以内）
運転資金 原則5年以内（据置期間1年以内）
国民公庫 設備資金 原則10年以内（据置期間2年以内）
運転資金 原則5年以内（据置期間1年以内）
商工中金 設備資金 原則15年以内（据置期間2年以内）
運転資金 原則10年以内（据置期間2年以内）

ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。
※必要書類については各機関にご相談下さい

問い合わせ先

- ・ 中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
名古屋相談センター TEL:052-551-5188
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
福岡相談センター TEL:092-781-2396
- ・ 国民生活金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-4649
名古屋相談センター TEL:052-211-4649
大阪相談センター TEL:06-6536-4649
- ・ 商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付する制度です。

■対象となる方

中小企業者(個人または法人・組合等で事業を営まれる方)
一部の業種を除き多数の業種が対象となります。

■支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。
また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

保証限度額

- ・普通保証 2億円以内
 - ・無担保保証 8千万円以内
 - ・無担保無保証人保証 1,250万円以内
- その他の保証制度については、保証限度額を引き上げたり、保証限度額を別枠化するなどの措置を設けています。

保証料

おおむね有担保保証1.25%、無担保保証1.35%で、各信用保証協会毎及び各信用保証制度ごとに定められています。

■ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出して下さい。
※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にご相談下さい

問い合わせ先

- ・(社) 全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ・各都道府県等の信用保証協会

事業再生支援資金制度(DIPファイナンス)

法的再建と私的整理に取り組む中小企業や再生事業者から営業譲渡等により事業を承継する中小企業に必要な資金を供給し、事業の円滑な再生を支援します。

◆中小公庫◆

■対象となる方

- (1) 民事再生法に基づく再生計画の認可決定などを受けた方で、一定の基準※1に合致する方。
- (2) 事業再生に取り組む方※3などから営業譲渡等により事業を承継する方で、承継に際して民間金融機関の協力が得られる方。

- ※1 事業の再建に際して民間金融機関の金融支援が得られる方で、その営む事業が以下のいずれかに該当する方。
- ①一定の雇用効果が認められるなど、地域経済の産業活力維持に資する事業であること。
 - ②地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会に不可欠な事業であること。
 - ③先進性、新規性、または技術力の高い事業で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。

◆商工中金◆

■対象となる方

- (1) 民事再生法等の再建型法的手続に入った(手続の開始決定を受けた)方で、手続申立時点で商工中金と貸出取引を有していた方(一定の基準※2に合致することが必要です)
- (2) 以下の要件に合致する方(一定の基準※2に合致することが必要です)
 - ①法的再建手続の認可決定から再生手続終了までの方
 - ②私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理が成立した方
- (3) 事業再生に取り組む方※3などから営業譲渡等により事業承継する方

※2 以下の要件を満たすことが必要

- ①事業の再生見通しに合理的な理由が認められること
- ②地域経済の産業活力維持に資すること
- ③償還確実性が見込まれること

※3 事業再生に取り組む方とは主に以下のような方

- ①法的整理手続き開始の申し立てが行われた方
- ②私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方
- ③中小企業再生支援協議会の関与の下で事業の再生に取り組む方
- ④産業再生機構の関与の下で事業の再生に取り組む方
- ⑤整理回収機構の関与の下で事業の再生に取り組む方

■融資の内容

◆中小公庫◆

対象資金

- ① (1)に該当する方が、事業再建を行うために必要な設備資金、長期運転資金
- ② (2)に該当する方が、事業承継を行うために必要な設備資金、長期運転資金

貸付限度 7億2千万円(うち長期運転資金2億5千万円)

貸付利率

- ① について、基準利率+1.0%
担保徴求の一部免除を受ける場合、担保免除部分について、基準利率+6.7%
- ② について、基準利率
ただし、対象となる承継事業について2名以上の雇用が見込まれるなど一定の要件を満たす場合は、2億7千万円を限度として特別利率③
担保徴求の一部免除を受ける場合、担保免除部分について、基準利率+0.1%、特別利率③+0.1%

貸付期間

- ① について、設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金5年以内(うち据置期間2年以内)
- ② について、設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)

担保条件 担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8,000万円を限度に貸付額の50%(対象となる方(1)のうち民事再生法に基づき再生計画の認可決定を受けた方については75%)を限度として担保の一部を免除することができます。

◆商工中金◆

対象資金

- ① (1)に該当する方について、短期運転資金(手形貸付、手形割引)
- ② (2)に該当する方について、短期運転資金(手形貸付、手形割引)、事業の再生に必要な設備資金、再生計画の履行に必要な長期運転資金
- ③ (3)に該当する方について、設備等の買取資金

貸付限度 原則として、20億円(諸般の事情を考慮して個別に決定)

貸付利率 融資対象者の信用状況・貸出期間・保全を勘案し、個々に決定

貸付期間 原則として、設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)

■ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。

※必要書類については各機関にご相談下さい。

問い合わせ先

- ・中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
名古屋相談センター TEL:052-551-5188
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
福岡相談センター TEL:092-781-2396
- ・商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

事業再生保証制度(DIP保証制度)

法的再建途上等にある中小企業の再生を支援します。

■対象となる方

以下の(1)と(2)を満たす方。

(1)以下の状態またはこれに準ずる状態にある中小企業者

- ①民事再生法に基づき計画の認可を受け、再生計画の途上にあるもの。
- ②会社更生法に基づき計画の認可を受け、更生計画の途上にあるもの。
- ③私的整理ガイドラインに基づき再建計画が成立し、再建計画の途上にあるもの。

(2)以下①、②の要件を満たすもの。

- ①金融機関と取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的見通しが認められること。
- ②償還確実性が見込まれること。

■支援内容

保証限度額

3億8千万円(ただし、売掛債権担保融資保証1億円、無担保保証8千万円を含む)

保証料率・保証割合

保証料率1.8%、保証割合80%。

保証期間

原則として1年間。

担保・保証人

原則として担保(売掛債権等)・保証人を徴求します。

■ご利用方法

- ・実際に融資が行われるのは、再生計画等が認可されて以降です。
- ・金融機関を経由して、各都道府県等の信用保証協会に申し込むことになります。
- ・申込時に金融機関に必要な書類等を提出して下さい。

※必要書類については最寄りの信用保証協会、金融機関にご相談下さい。

問い合わせ先

- ・(社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ・各都道府県等の信用保証協会

企業再建資金制度

経営改善、経営再建等に取り組んでいる中小企業であって、通常の融資制度では取り上げが困難な方に対し、安定資金を供給します。

■対象となる方

◆中小公庫◆

一定の雇用効果が認められる等、地域経済の産業活力維持に資する事業等であって、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方※1

◆国民公庫◆

公的な企業再生支援機関により適切な再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方※1

◆商工中金◆

妥当な経営改善計画が策定され、債務の要償還年数が短縮される見通しであり、既往債務について主要取引金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方※1

※1 企業再建が見込まれる方とは主に以下のような方。

- ①中小企業再生支援協議会の関与の下で事業の再生に取り組む方
- ②産業再生機構の関与の下で事業の再生に取り組む方
- ③整理回収機構の関与の下で事業の再生を行う方

等

■融資の内容

◆中小公庫◆

対象資金 企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金、長期運転資金

貸付限度 設備資金 7億2千万円

長期運転資金 4億8千万円

貸付利率 基準利率+0.3%。また、担保徴求の一部免除を受ける場合は、担保免除部分について基準利率+0.6%

貸付期間 設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)

担保条件 担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、8千万円を限度に貸付額の50%を限度として担保の一部を免除することができます。

◆国民公庫◆

対象資金 企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金、運転資金

貸付限度 設備資金 7千2百万円
 運転資金 4千8百万円

貸付利率 基準利率+0.7%

貸付期間 設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)
 運転資金5年以内、特に必要と認められる場合7年以内(うち据置期間1年以内、
 特に必要と認められる場合2年以内)

◆商工中金◆

対象資金 設備資金、長期運転資金、短期運転資金(含む手形割引)

貸付限度 原則として、20億円(諸般の事情を考慮して個別に決定)

貸付利率 融資対象者の信用状況・貸出期間・保全を考慮して個々に決定

貸付期間 原則として設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)
 運転資金10年以内(うち据置期間2年以内)

■ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

※必要書類については各機関にご相談下さい。

問い合わせ先

- ・中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
 名古屋相談センター TEL:052-551-5188
 大阪相談センター TEL:06-6345-3577
 福岡相談センター TEL:092-781-2396
- ・国民生活金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-4649
 名古屋相談センター TEL:052-211-4649
 大阪相談センター TEL:06-6536-4649
- ・商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

信用保証協会による資金繰り円滑化借換保証制度(借換保証)

保証付借入金の借換え等を促進することにより、中小企業の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りを円滑化するための制度です。

■対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
- ・セーフティネット保証を利用する場合は、適切な事業計画を有している方
- ・セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第3項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有する方

■支援内容

上記の要件を満たす中小企業者に、保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金の債務一本化や追加的に新たな融資に係る債務保証を行います。

(1)特別保証の借換え

特別保証を借り換える場合、セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。その場合、一般保証の枠内(例えば無担保保証の場合、8,000万円の限度額の枠内)で保証することとなります。

保証条件

- ・セーフティネット保証による借換えの場合は、事業計画書の作成等が必要となります。
- ・保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・特別保証は臨時異例の措置として、その他の保証とは別会計で実施されたものであり、本制度は既に終了していることから、他の保証との一本化は行えません。

(2)一般保証とセーフティネット保証の借換え

①セーフティネット保証の要件に該当する方

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借り換えることができます。また、一般保証とセーフティネット保証を一本化して借り換えることもできます。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

保証条件

- ・事業計画書の作成等が必要となります。
- ・保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。

②セーフティネット保証の要件に該当しない方

セーフティネット保証の要件に該当しない方は、一般保証で借り換えることとなり、保証条件は通常の保証と同じです。追加的に新たな融資を受けることもできます。

※信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

※既往の保証付借入金を借り換える場合には、既払いの保証料の一部が返戻されます。

問い合わせ先

- ・(社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ・各都道府県等の信用保証協会

金融環境変化対応資金担保免除特例制度

金融機関との取引状況の変化により影響を受けている中小企業の皆様のために無担保で融資を行います。

対象となる方

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営の安定が見込まれ、かつ商工組合中央金庫が、金融審査を行い、債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合に担保提供を免除のうえ貸出を行うものです。

制度の対象となる要件は、上記のほか、次の①から④の要件のいずれかを満たすことが必要となります。

- ①取引金融機関※が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む）を受けた
 - ②取引金融機関※が別に定められた実質的に経営破綻の状態等にある
 - ③破綻金融機関等からの借入金等が株式会社整理回収機構に譲渡された
 - ④経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している
- ※取引の主力である金融機関あるいは最近時において全借入金額の20%以上の金額について借入実績のある金融機関

融資の内容

- 対象資金** 金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金、短期運転資金（含む手形割引）
- 貸付限度** 5千万円
- 貸付利率** 商工組合中央金庫所定の利率
- 貸付期間** 5年以内（うち据置6ヶ月以内）
- 担保条件** 借入に際して、新たな担保提供は不要です。
- 保証人** 原則として必要です（役員保証）
- 取扱期限** 平成17年3月31日

ご利用方法

- ・3期分の決算書、最近の試算表、貸出対象者としての要件を確認できる資料等をご用意下さい。
- ・ご融資の際に所定の契約書、商業登記簿謄本、印鑑証明書などが必要となります。

問い合わせ先
商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

セーフティネット貸付制度

一時的に業況が悪化しているが中長期的には企業維持が見込まれる中小企業者を支援する貸付制度です。

経営支援資金

■対象となる方

中小企業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、その経営状況が一定の要件に該当し、かつ、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方（具体的には、最近の決算期において、前期に比し、一定水準以上売上高や利益が減少している方などが対象となります。）

■融資の内容

貸付限度 中小公庫：一般貸付と合わせて4億8千万円、国民公庫：一般貸付と合わせて4,800万円、商工中金：4億8千万円

貸付利率 基準利率。ただし、担保の一部免除を受ける場合は、①担保免除部分について、基準利率+0.5%（中小公庫）、②担保免除割合に応じて、基準利率+0.1%～+0.25%（商工中金）、となります。

貸付期間 7年以内（うち据置期間2年以内）

担保条件 担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の50%（8千万円を限度）まで担保の一部を免除することができます（中小公庫、商工中金）。

運転資金円滑化資金

■対象となる方

最近の経済環境の変化等により、資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者であって、一定の条件に該当し、かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方。

■融資の内容

貸付限度 中小公庫：別枠1億5千万円、国民公庫：別枠4千万円、商工中金：1億5千万円

貸付利率 基準利率+0.05%

貸付期間 7年以内（うち据置期間1年以内）

担保条件 経営支援資金に同じ

金融環境変化対応資金

■対象となる方

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している中小企業者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれ、一定の要件に該当する方

■融資の内容

貸付限度 中小公庫：別枠2億円、国民公庫：別枠3千万円、商工中金：2億円

貸付利率 基準利率。ただし、担保の一部免除を受ける場合は、①担保免除部分について、基準利率+0.5%、基準利率+0.2%（中小公庫）、②担保免除割合に応じて、基準利率+0.1%～+0.25%（商工中金）、となります。

貸付期間 7年以内(うち据置期間2年以内)

担保条件 経営支援資金に同じ

倒産対策資金

■対象となる方

関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者で一定の要件に該当する方

■融資の内容

貸付限度 中小公庫:別枠1億5千万円、国民公庫:別枠3千万円、商工中金:1億5千万円

貸付利率 基準利率。ただし、一定の要件に該当する場合は倒産対策利率A、B
また、担保の一部免除を受ける場合は、①担保免除部分について、基準利率+0.5%等(中小公庫)、②担保免除割合に応じて、基準利率+0.1%~+0.25%等(商工中金)、となります。

貸付期間 設備資金:15年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間1年以内)

担保条件 経営支援資金に同じ

経済再生改革対応緊急資金

■対象となる方

不良債権処理の加速策の一連の措置を理由として取引金融機関から総与信残高の減少等の要請を受けた方

■融資の内容

貸付限度 中小公庫:別枠3億円、国民公庫:別枠3千万円、商工中金:1億円

貸付利率 基準利率。ただし、担保の一部免除を受ける場合は、担保免除部分について基準利率+0.3%(中小公庫)。

融資対象者の信用状況・貸出期間・保全を勘案し、個々に決定(商工中金)。

貸付期間 中小公庫:5年以内(うち据置期間1年以内)

国民公庫:7年以内(うち据置期間1年以内)

商工中金:5年以内(うち据置期間6カ月以内)

担保条件 担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の75%(8千万円を限度)まで担保の一部を免除することができます(中小公庫)。商工中金は、5千万円を限度に貸付額の50%まで(金融環境変化対応資金の担保免除特例制度の担保免除残高を含むものとする)

■ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出して下さい。※必要書類については各機関にご相談下さい。

問い合わせ先

- ・中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
名古屋相談センター TEL:052-551-5188
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
福岡相談センター TEL:092-781-2396
- ・国民生活金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-4649
名古屋相談センター TEL:052-211-4649
大阪相談センター TEL:06-6536-4649
- ・商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

セーフティネット保証制度

災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。

■対象となる方

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

- 1号 大型倒産発生により影響を受ける中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害(事故等)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害(自然災害等)により影響を受ける中小企業者
- 5号 業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

■支援内容

上記対象者に対し、信用保証協会による金融審査を行い、保証限度額の別枠化を図る制度です。

保証限度額

(一般保証限度額)

- ・普通保証 2億円以内
 - ・無担保保証 8千万円以内
 - ・無担保無保証人保証 1,250万円以内
- +

(別枠保証限度額)

- ・普通保証 2億円以内(6号は3億円以内)
- ・無担保保証 8千万円以内
- ・無担保無保証人保証 1,250万円以内

保証料

おおむね1.0%以内で、各信用保証協会ごと及び各信用保証制度ごとに定められています。

■手続きの流れ

対象となる中小企業者の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことが必要です。

問い合わせ先

- ・(社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ・各都道府県等の信用保証協会

第三者保証人等を不要とする融資

第三者の方に保証人を依頼することや担保(不動産、有価証券など)を提供することが困難な方に対し、ご家族や社内の方などを保証人とする融資を行います。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当し、最近の業績等から第三者保証人や担保(不動産、有価証券など)がなくても融資できると認められる方

- ①税務申告を2期以上行っていること
- ②所得税等を期限内に完納していること

※最近の業績等から、借入のご希望に添えないことがあります。

融資の内容

貸付限度 1,500万円以内

貸付期間 運転資金5年以内(うち据置期間6カ月以内)
設備資金10年以内(うち据置期間2年以内)

貸付利率 基準利率※+0.9%

※お使いみちによって異なる利率が適用される場合があります。

連帯保証人 法人営業の方…代表者のほか必要に応じそのご家族、社内の方など
個人営業の方…ご家族または従業員の方

取扱機関 国民生活金融公庫

ご利用方法

申込時に国民公庫に必要書類を提出して下さい。

※必要書類は国民公庫にご相談下さい。

問い合わせ先

国民生活金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-4649
名古屋相談センター TEL:052-211-4649
大阪相談センター TEL:06-6536-4649

売掛債権担保融資保証制度

物的担保に依存しない新たな中小企業の資金調達の途を開きます。

■対象となる方

中小企業者（個人または法人・組合等で事業を営まれる方）
一部の業種を除き多数の業種が対象となります。
（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

■支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

借入れは、商品の納入や役務の提供が完了した後（既に売掛債権が発生している状態）のほか、一定の範囲内で契約が成立した段階からもできるようになっています。

保証限度額・保証割合

保証限度額：1億円

保証割合：90%

したがって、金融機関からの借入限度額は1億1100万円

保証料率

年率0.85%

担保条件

- ・ 申込人の有する売掛債権のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。（金融機関がリスクを負担する10%部分は、これとは別扱いとなりますので、金融機関とご相談下さい。）
- ・ 売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、①債権譲渡登記制度に基づく登記、②売掛先への通知、③売掛先の承諾のいずれかが必要です。

保証期間

根保証方式：1年間

個別保証方式：1年以内

【活用事例】

売掛債権は現金回収のため手形割引もできず、従来、期日まで現金化ができなかったが、本制度を利用することにより、売掛債権を早期に現金化することができた。これにより手元流動性を高め、仕入先への支払いまでの期間短縮につなげたため、仕入れ単価が引き下がり、利益率の向上に結びついている。

■ご利用方法

保証申込み

- ・ 金融機関を通じて申し込むことになります。

- ・ 具体的な取引内容が確認できる資料(基本契約書等)が必要となります。
- ・ 売掛先からの入金を確認するために金融機関に専用口座を開設することが必要です(根保証の場合)。

借入形態・返済

- ・ 売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入れを受けられるわけではありません。(掛け目がかかります。)
- ・ 融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること(期日一括返済)が基本となります。

■ その他

- ・ 債権譲渡禁止特約の付いた売掛債権は本制度の対象となりません。売掛先から解除承諾書の提出を受ける必要があります。
- ・ 本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要です。

問い合わせ先

- ・ (社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ・ 各都道府県等の信用保証協会

信用保証協会による社債(私募債)保証制度

中小企業に対する直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ります。

■対象となる方

- ① 純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方。
 - イ. 自己資本比率 20%以上
 - ロ. 純資産倍率 1.5倍以上
 - ハ. 使用総資本事業利益率 10%以上
 - ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.5倍以上
- ② 純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたは口のいずれかとハまたはこのいずれかを満たす方。
 - イ. 自己資本比率 15%以上
 - ロ. 純資産倍率 1.5倍以上
 - ハ. 使用総資本事業利益率 5%以上
 - ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ 1.0倍以上

■支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会が債務保証を行います。

保証限度額

4億5千万円(保証割合が90%あることから、発行価額は5億円が限度)ただし、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計での限度額が5億円。

保証料率 有担保:0.75% 無担保:0.85%

担保条件 金融機関、信用保証協会の約定によります。

償還期間 金融機関、信用保証協会の約定によります。

発行形式 無記名式で利札付きの社債であって、登録機関登録債とします。

■ご利用方法

申込時に金融機関に必要書類を提出してください。

※必要書類については各金融機関にご相談ください

問い合わせ先

- ・(社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201
- ・各都道府県等の信用保証協会

小企業等経営改善資金融資制度(マル経融資)

小企業者等を対象に、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資します。

対象となる方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方

融資の要件

- ①商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヵ月以上受けていること
- ②義務納税額をすべて完納していること
- ③原則として同一地区内で1年以上事業を行っていること
- ④商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の非対象業種等でないこと
- ⑤生活衛生関係営業(飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、映画・演劇・演芸場、旅館業、浴場業、クリーニング業)の方は、運転資金のみ利用可能

融資の内容

対象資金	設備資金、運転資金
貸付限度	本枠550万円＋別枠450万円
貸付期間	設備資金7年以内、運転資金5年以内(据置期間はいずれも6ヶ月以内)
利率	長期プライムレートー0.3%(平成16年3月10日現在1.35%)

※ 貸付限度の別枠、貸付期間の延長(設備資金6年→7年、運転資金4年→5年)は、平成17年3月末までの特例措置

※ 利率は変動します。詳しくは、下記お問合せ先にご確認ください。

手続きの流れ

- ①主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込み(経営指導員による経営指導が必要です。)
 - ②商工会・商工会議所から国民生活金融公庫に推薦
 - ③国民生活金融公庫が審査し、融資を実施
- (注) 沖縄県については、紙面中「国民生活金融公庫」とあるのは、全て「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・国民生活金融公庫各支店
- ・沖縄振興開発金融公庫の本・支店

小規模企業設備資金貸付制度

小規模企業者等の創業、経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の半額を無利子でお貸付します。

■対象となる方

従業員数20人以下の小規模企業者(創業前1月、会社設立の場合は2月以内の方を含む)、一定の条件を満たしている従業員数50人までの中小企業者。

■貸付対象設備

- ① 創業者の事業を行うために必要となる設備
 - ② 小規模企業者等の経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要がある設備であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ その設備を導入することにより企業の付加価値額または従業員一人あたりの付加価値額が一定以上向上すると見込まれるもの
 - ・ 公害防止等設備として定められた設備
- ※ただし、土地、建物(小売業等の店舗の内装工事と外装工事を除く)賃貸用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でないとい県知事が認める設備は対象となりません。

■貸付条件

貸付限度額 4千万円(所要資金の1/2以内)

* 創業者・ベンチャーの特例

- ① 創業後1年以上の創業者: 貸付限度額6千万円
- ② 産業活力再生特別措置法による認定ベンチャー企業: 貸付限度額6千万円、貸付割合2/3以内

貸付利率 無利子

償還期間等 7年以内(公害防止等施設は12年以内)

据置期間1年以内の年賦、半年賦または月賦均等償還

担保または保証人 連帯保証人または物的担保が必要

■手続きの流れ

- ① 各県の貸与機関あてに貸付申込み → ② 書類調査、企業診断等
- ③ 貸付審査、貸付内定 → ④ 貸付要件確認調査 → ⑤ 貸付決定
- ⑥ 貸付金交付

問い合わせ先

- ・ 各県貸与機関: 連絡先は各県の中小企業支援センター等(巻末一覧参照)にお問い合わせください。
- ・ (財)全国中小企業設備貸与機関協会 TEL:03-5565-0845
HP: <http://www.zentaikyo.or.jp>

小規模企業設備貸与制度

小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備の導入を割賦販売やリースでご利用できます。

■対象となる方

従業員数20人以下の小規模企業者（創業前1月、会社設立の場合は2月以内の方を含む）、一定の条件を満たしている従業員数50人までの中小企業者。

■貸与対象設備

- ① 創業者の事業を行うために必要となる設備
 - ② 小規模企業者等の経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要がある設備であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ その設備を導入することにより企業の付加価値額または従業員一人あたりの付加価値額が一定以上向上すると見込まれるもの
 - ・ 公害防止等設備として定められた設備
- ※ ただし、土地、建物、賃貸用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でないと県知事が認める設備は対象となりません。

■貸付条件

貸与設備価額 6千万円（創業後1年未満の創業者は3千万円）

■賦払割賦・リース料

- ① 割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下
- ② リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）

■賦払・リース期間

- ① 割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内）
- ② リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定めます。

担保または保証人 原則として保証人が必要です。物的担保が必要となる場合もあります。

■手続きの流れ

- ① 各県の貸与機関あてに貸与申込み → ② 書類調査、現地調査等
- ③ 貸与審査、貸与内定 → ④ 売買契約予備折衝 → ⑤ 貸与決定
- ⑥ 売買契約締結 → ⑦ 貸与設備検収

■問い合わせ先

各県貸与機関： 連絡先は各県の中小企業支援センター等（巻末一覧参照）にお問い合わせください。

（財）全国中小企業設備貸与機関協会 TEL:03-5565-0845

HP: <http://www.zentaikyo.or.jp>

起業挑戦支援無担保無保証貸出制度(商工中金)

独創的な技術・アイデアにより新規性の高い事業に取り組む中小企業の皆様を支援いたします。

■対象となる方

新規性の認められる事業を行う次の全てを満たす中小企業者の方で、金融審査の上、債務超過でないことと認められ、かつ当該事業計画につき円滑な遂行が見込まれる方

- ①原則、創業7年以内であること
- ②外部の専門家・学識経験者等で構成され、商工組合中央金庫内に設置する「新事業審査委員会」から当該事業についての新規性を認定されること（既に認定を受けている方も含みます）
- ③事業化の見込みがあると認められること

■融資の内容

対象資金 商工組合中央金庫内に設置する「新事業審査委員会」が新規性を有するものと認定した事業を行うために必要となる設備資金、長期運転資金、短期運転資金（含む手形割引）

貸付限度 3千万円

貸付利率 商工組合中央金庫所定の利率

貸付期間 5年以内（うち据置6ヶ月以内）

担保条件 借入に際して、新たな担保提供は不要です。

保証人 原則として保証人不要です。

ただし、所定の「特約書」の差入がない場合は代表者1名の保証が必要です。

取扱期限 17年3月31日

■ご利用方法

決算書類、最近の試算表の他、商工組合中央金庫所定の事業計画書等をご用意ください。ご融資の際に所定の契約書、商業登記簿謄本、印鑑証明書などが必要となります。

■審査期間等

事業の新規性を認定する商工組合中央金庫内「新事業審査委員会」は原則として月1回の開催となります。金融審査に要する期間もございますので、資金の必要時期等については、あらかじめ商工中金の各支店の窓口でご相談ください。

問い合わせ先

商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

新創業融資制度

事業計画(ビジネスプラン)の的確性を審査し、無担保、無保証人(法人の場合、代表者の保証も不要)で創業者の方に融資を行います。

対象となる方

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 雇用(パート含む)創出を伴う事業を始められる方
- ② 技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始められる方
- ③ ①または②いずれかにより開業された方で、税務申告を2期終えておられない方

※1 上記以外でも、勤務経験等によって、お取り扱いできる場合もあります。

※2 金融業、一部の風俗営業業種、一部の遊興娯楽事業等は除きます。

※3 開業前または開業後税務申告を終えておられない方は、開業資金総額の1/2以上の自己資金が確認できる必要があります。

支援内容

貸付機関 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

貸付限度額 750万円

貸付条件 無担保・無保証人(法人代表者の保証も不要)

貸付期間 運転資金5年、設備資金7年以内(据置期間6ヶ月以内)

貸付利率 基準利率(1.65%～)(平成16年3月現在)+1.20%(※)

※お使いみちによって異なる利率が適用される場合がありますので国民生活金融庫の各支店までお問い合わせ下さい。

手続きの流れ

- ① 融資を申し込まれる方は、直接国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の本・支店へ申し込んでいただくか、または、下記の問い合わせ先にご相談下さい。
- ② ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が審査します。
- ③ 審査結果については、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫から申込者あてに通知されます。
- ④ 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

問い合わせ先

- ・国民生活金融公庫の各支店(東京相談センター TEL:03-3270-4649)
- ・沖縄振興開発金融公庫の本・支店(融資第二部 生業課 TEL:098-941-1795)
- ・商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所
- ・中小企業総合事業団(TEL:03-3433-8811(代))の中小企業・ベンチャー総合支援センター
- ・都道府県等中小企業支援センター(巻末一覧参照)、地域中小企業支援センター
- ・都道府県生活衛生営業指導センター

新事業育成資金制度

高い成長力が見込まれる中小企業を対象に資金供給を行います。

■対象となる方

高い成長力が見込まれる新たな事業を行う方で、次の全てに当てはまる方

- ① 新たな事業を事業化させておおむね7年以内(商工中金は5年以内)の方
- ② 中小企業金融公庫の成長新事業育成審査会(商工中金は新事業審査委員会)から事業の新規性・成長性について認定を受けた方(別途上記認定に準じた措置もあります)
- ③ 将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できる方

◆融資の内容◆

対象資金 新たな事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金

貸付限度 6億円

貸付利率 中小公庫 貸付後5年間は特別利率③、貸付後6年目以降は基準利率+0.2%
商工中金 新事業特別利率(担保の一部を免除する場合は新事業特別利率+0.2%)

貸付期間 設備資金 15年以内(うち据置期間5年以内)
運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

担保条件 担保、保証人(経営責任者の方)が必要です。

ただし、担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の75%(8千万円を限度)まで担保の一部を免除することができます。また、経営者本人の個人保証を免除する特例制度も利用できます。(この場合、上記貸付利率に一定の利率が加算されます。)

◆社債の引受◆(中小企業金融公庫の場合のみ)

貸付における担保条件の特例を活用しても必要な資金が不足する場合に、中小企業が新たに発行する社債、新株予約権を中小企業金融公庫が取得し、必要な資金を供給することができます。

限度額 1億2千万円(貸付、社債の合計の限度額は6億円)

※原則として中小企業金融公庫が取得する社債に係る新株予約権を行使したのとして算出される株式数は、発行済株式総数を超えないものとします。

償還期間 7年以内

利率 社債の利率

担保条件 無担保(保証人((経営責任者の方))は必要です)。ただし、経営者本人の個人保証を免除する特例制度を利用する場合、保証人は不要です。

※社債と新株予約権の発行に当たっては、取締役会や株主総会の開催等、所定の社内手続が必要となります。

■ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。※必要書類については各機関にご相談下さい

問い合わせ先

- ・中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
名古屋相談センター TEL:052-551-5188
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
福岡相談センター TEL:092-781-2396
- ・商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

経営者本人の個人保証を免除する特例制度

新事業に取り組む経営者のリスク軽減を図り、中小企業の新事業への挑戦を支援いたします。

■対象となる方

経営者が信頼できると認められる方で、中小企業の実態に応じ、純資産の維持などの適切な特約(財務制限条項)を締結していただける方

◆中小公庫◆

- ①高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業者の方(同公庫の新事業育成資金制度の貸付対象となる方)
- ②女性または高齢者(55歳以上)であって、新規開業しておおむね5年以内の方(同公庫の女性起業家・高齢者起業家支援資金制度の貸付対象となる方)

◆商工中金◆

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業者の方(同金庫の新事業育成貸付制度の貸付対象となる方)

■融資の内容

対象資金	新たな事業を行うために必要な設備資金、運転資金
貸付限度	各制度ごとに定められた限度額
貸付利率	中小公庫:各制度ごとに定められた利率+0.3% 商工中金:各制度ごとに定められた利率+0.4%
貸付期間	各制度ごとに定められた期間
担保条件	担保が不足する場合は、事業の見通しを考慮し、貸付額の75%または50%(8千万円を限度)まで担保の徴求を一部免除することができます。
取扱機関	中小公庫、商工中金

■ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

※必要書類については各機関にご相談下さい。

問い合わせ先

- ・中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
名古屋相談センター TEL:052-551-5188
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
福岡相談センター TEL:092-781-2396
- ・商工組合中央金庫 広報室相談センター TEL:03-3246-9366

新産業創出・活性化融資

高い技術力・ノウハウを持った企業が行う、新製品・新商品の開発あるいは新たなサービスの提供を行う事業に対する融資

■対象となる方

高度または独自の技術・ノウハウを有するベンチャー企業や中堅企業等で、以下の①から③のいずれかの事業を行い、ア又はイの特徴を満たしている、または満たすことが見込まれる企業

- ① 新商品の生産、または独自の技術・ノウハウを利用した商品の生産、販売を改善する事業
- ② 新たなサービスを提供する事業、または独自の技術・ノウハウを利用したサービスの提供方法を改善する事業
- ③ 上記①、②の事業実施のための企業化開発段階以降の技術開発

ア 独自の特許または実用新案レベル程度の技術を有していること

イ 市場において独自の地位を確保していること

なお、上記のうち以下の新規事業要件aまたはbに該当する企業の融資比率は50%

- a 新商品の生産、新たなサービスを提供する事業
- b 生産コストの大幅な引き下げ・性能の著しい向上、サービスの価格の著しい低下・質の著しい向上等に
する製法、製品またはサービスの提供方法に新規性が認められる事業

■融資の内容

融資限度 上限なし

融資比率 40%(ただし、新規事業要件に該当する事業は50%)

利率 詳しくは日本政策投資銀行にお問い合わせください。

融資期間 事業の収益性、技術開発のテンポなどを総合的に勘案して決定します。

担保 応相談

■ご利用方法

日本政策投資銀行に対し、本制度の利用を申し込んでください。

問い合わせ先

日本政策投資銀行 TEL:03-3244-1900

高度化事業

中小企業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置する事業などに対し、都道府県と中小企業総合事業団がアドバイスを行いながら、財源を出し合っ、長期・低利で融資を行います。

※中小企業総合事業団は、平成16年7月以降「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

■支援内容

事業の種類

主な事業の種類と活用事例は以下のとおりです。

(1) 中小企業者が行う事業

中小企業者が事業協同組合などを設立して、共同で経営基盤の強化などに取り組む事業を支援します。

- ① 集団化事業：市街地に散在する中小企業者が、工場団地を建設し集団で移転する事業
- ② 集積区域整備事業：商店街の個々の店舗を改装し、共同でアーケードを整備する事業
- ③ 施設集約化事業：小売業者が共同で入居するショッピングセンターを建設する事業
- ④ 共同施設事業：卸売業者が在庫管理、配送の効率化を図るため、共同で利用する物流センターを設置する事業
- ⑤ 経営改革事業：新商品・新技術の開発のため、共同で利用する研究施設を設置する事業

(2) 第3セクター等が行う事業

地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第3セクター(株式会社、公益法人)などが、地元の中小企業者や起業家を支援する施設を設置する事業を支援します。

- ① 地域産業創造基盤整備事業：地域の中小企業や起業家が利用する技術開発センターやインキュベーション施設を設置し、中小企業者の新商品、新技術の開発、事業化などを支援する事業
- ② 商店街整備等支援事業：商店街の活性化、集客力の向上を図るため、多目的ホール、駐車場などを設置・運営する事業

診断の実施

貸付にあたっては、事前に事業計画等について、都道府県が専門的な立場から診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容によって中小企業総合事業団も参加します。また、診断・助言は、貸付後も随時行われます。

貸付条件

- ・金利：1.05%、特別の法律に基づく事業などは無利子
- ・貸付割合：原則として80%以内
- ・貸付期間：20年以内(うち据置期間3年以内)で都道府県が認めた期間

各種税制の特別措置

法人税や所得税の控除や軽減など、税制上の特別措置を受けられます。

問い合わせ先

- ・各都道府県中小企業担当課
- ・中小企業総合事業団 TEL:03-3433-8811(代) HP: <http://www.jasmec.go.jp/>

がんばれ! 中小企業ファンド

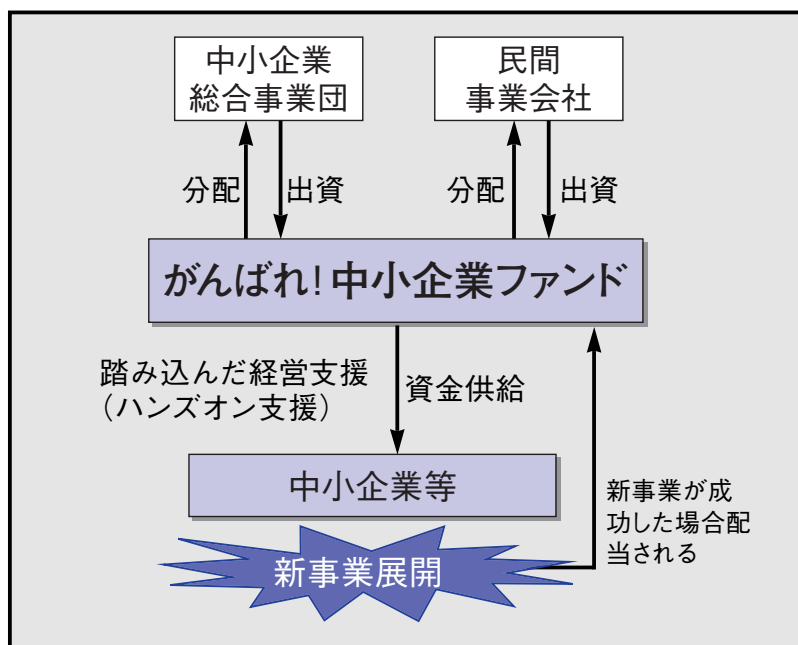
目利き能力やネットワークを有するファンドが、新事業展開に挑戦する中小企業等に対し、資金供給や販路拡大等、踏み込んだ経営支援を実施します。

■対象となる方

新分野進出、新商品の開発など新事業展開にチャレンジしている中小企業の方であって、事業に必要な資金や経営支援を民間の事業会社等が組成するファンドからの資金により調達することを希望される方。

■支援内容

目利き能力やネットワークを有する民間の事業会社等が業務執行組合員となって組成されるファンドに対して、中小企業総合事業団(平成16年7月以降は、独立行政法人中小企業基盤整備機構)が有限責任組合員として出資(出資総額の1/2以内)を行うことで、新事業展開にチャレンジしている中小企業等に対し、資金供給や販路拡大等の踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を強力に支援します。



■ご利用方法

資金提供を希望される方は、個々の投資事業組合との間に投資契約等を締結することとなります。

ファンドからの資金提供を希望される方は、まずは、お近くの中小企業・ベンチャー総合支援センターにご相談ください。

問い合わせ先

- ・ 中小企業・ベンチャー総合支援センター(巻末一覧表参照)
- ・ 何でも相談ホットライン TEL:0570-009111

再生

企業再生のための資金の提供を受けたい

地域中小企業再生ファンド(再生支援出資事業)

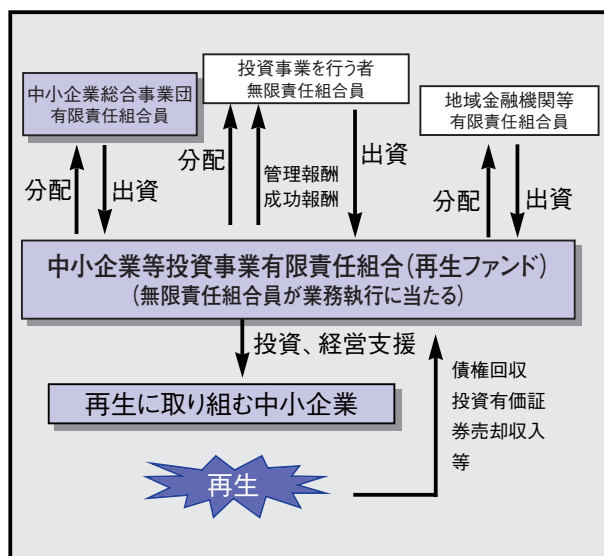
再生に取り組む中小企業に必要な資金を供給し、経営支援を行います。

■対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

■支援内容

地域金融機関等が参加して組成する地域中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)に対して、中小企業総合事業団(平成16年7月以降は、独立行政法人中小企業基盤整備機構)が有限責任組合員として出資(出資総額の1/2以内)を行うことにより、再生に取り組む中小企業の資金調達を円滑にします。



■ご利用方法

再生に取り組む中小企業の方は、お近くの中小企業再生支援協議会へご相談ください。投資により資金の提供を希望される方は、個々の投資事業有限責任組合との間に投資契約を締結することとなります。

問い合わせ先

お近くの中小企業再生支援協議会(巻末一覧参照)

ベンチャーファンド出資事業(新事業開拓促進出資事業)

国内の成長初期段階(アーリーステージ)にある有望な中小ベンチャー企業等が取り組む新事業の事業化に必要な資金供給を行います。

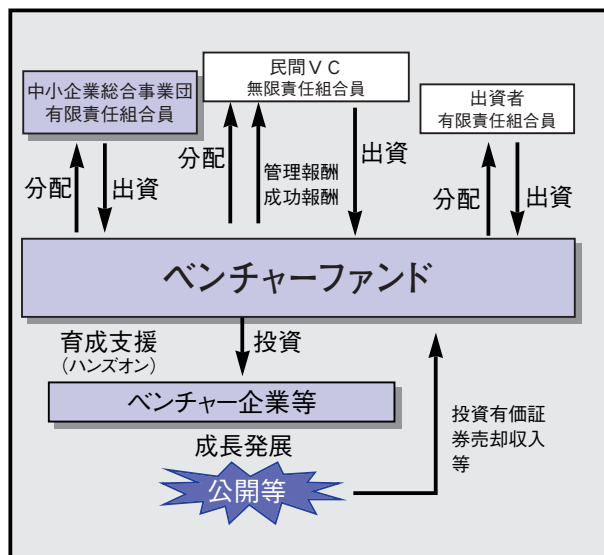
■対象となる方

国内の成長初期段階(アーリーステージ)にある有望な中小ベンチャー企業等が取り組む新事業の事業化に必要な資金をベンチャーキャピタル等が組成するベンチャーファンドからの投資により調達することを希望される方。

※ベンチャーファンドによっては、投資を既に終了しているところもあります。

■支援内容

民間のベンチャーキャピタル(VC)が無限責任組合員となって組成されるベンチャーファンドに対して、中小企業総合事業団(平成16年7月以降は、独立行政法人中小企業基盤整備機構)が有限責任組合員として出資(出資総額の1/2以内)を行うことで、新商品、新技術の開発等の新たな事業の開拓を行う国内の成長初期段階(アーリーステージ)にある中小・ベンチャー企業等に対する健全な成長発展を支援します。



■ご利用方法

投資により資金の提供を希望される方は、個々のベンチャーファンドとの間に投資契約を締結することとなります。

ベンチャーファンドから投資による資金提供を希望される方は、まずは、お近くの中小企業・ベンチャー総合支援センターにご相談ください。

問い合わせ先

- ・ 中小企業・ベンチャー総合支援センター(巻末一覧表参照)
- ・ 何でも相談ホットライン TEL:0570-009111

創造的中小企業創出支援事業

新製品や新サービスの開発に取り組む中小企業の方々の資金調達を支援します。

■対象となる方

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の研究開発等事業計画認定を受けた株式会社の方または本事業の実施主体である都道府県※の財団等(ベンチャー財団)が、同法における計画認定に類すると認めた方

※都道府県によっては、当該事業を行っていないところもあります。

■支援内容

ベンチャー財団が、創造的な中小企業が発行する株式や社債の引受をベンチャーキャピタルを経由し、間接または直接投資を行う事業です(担保は不要です)。

具体的な内容は以下のとおりです。

間接投資

ベンチャーキャピタル(VC)を経由して投資(株式または社債の引受)を受ける方法です。ベンチャー財団が投資を行うVCに資金融通を行います。

(条件)金額：1億円以内

利率・償還期限：長期プライムレート以下・10年以内(社債の場合)

※なお、社債については、一定の要件に該当する場合、社債元本の70%以内を債務保証することができます(保証料率 年0.5%)。

直接投資

ベンチャー財団から直接投資(株式または社債の引受)を受ける方法です。

(条件)金額：1千万円

利率・償還期限は間接投資と同じです。

■ご利用方法

事業計画書(中小創造法の認定計画書の写しでも可)を最寄りのベンチャー財団にお持ち寄りのうえ、ご相談ください。

問い合わせ先

最寄りのベンチャー財団(巻末一覧参照)

中小企業投資育成株式会社による投資

株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受けなどを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を支援します。

■対象となる方

資本の額が3億円以下の株式会社または資本の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

中小企業労働力確保法、中小企業流通業務効率化促進法、省エネ・リサイクル支援法、中小企業創造活動促進法、地域産業集積活性化法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、新事業創出促進法、中小企業経営革新支援法、産業活力再生特別措置法

■支援内容

投資事業

- ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ②増資新株の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債の引受け

なお、中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は、引き続き追加投資を受けることができます。

育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。

■ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

問い合わせ先

- ・東京中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic.co.jp/>
(営業地域:新潟・長野・静岡以東の18都道県)
TEL:本社 03-5469-1811
- ・名古屋中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-cj.co.jp/>
(営業地域:愛知・岐阜・三重・石川・富山の5県)
TEL:052-581-9541
- ・大阪中小企業投資育成株式会社 <http://www.sbic-wj.co.jp/>
(営業地域:福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県)
TEL:本社 06-6341-5476、九州事務所 092-724-0651

革新技術利用事業支援資金

革新的な技術を利用した事業を行うために必要な設備資金・長期運転資金を融資します。

対象となる方

下記の①～③のいずれかの事業を行う中小企業者

- ①中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(創造法)に規定する認定研究開発等事業計画に係る技術を利用して行う事業
(※当該事業により1,900万円を超える設備投資(用地費除く)を伴い、かつ3人以上の雇用創出効果が見込まれることが要件です。)
- ②原則として、申込みの日以前3年以内に地域活性化創造技術研究開発事業に係る補助金(※)の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業
(※都道府県により補助金名称が異なる場合があります。)
- ③新事業創出促進法に規定する特定補助金等の交付を受けて研究開発した技術を利用して行う事業(中小企業技術革新制度[SBIR]関連)

支援内容

貸付対象資金 事業に使用する設備資金、長期運転資金

貸付限度額 直接貸付 7億2千万円(うち、長期運転資金は2億5千万円まで)
代理貸付 1億2千万円(直接貸付の貸付限度枠内)

利率 用地費を除く設備資金について2億7千万円まで特別利率①
(その他の資金は基準利率)
※利率は変動しますので、事前にご確認ください。

貸付期間 設備資金 15年以内
長期運転資金 7年以内
※貸付利子のみでの返済で対応できる期間(据置期間)は2年以内です。

取扱機関 中小企業金融公庫

ご利用方法

申請時に中小企業金融公庫に必要書類を提出してください。

※必要書類については、中小企業金融公庫にご確認ください。

問い合わせ先

・中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
大阪相談センター TEL:06-6345-3577

戦略的情報化機器等整備事業

戦略的な情報化投資を行おうとする中小企業者を支援します。

- 対象となる方
中小企業者

■施策の内容

戦略的情報化(①製・配・販ネットワークの構築、②インターネットによる需要開拓、技術情報の発信・入手等、③企業内ネットワーク化、④小売店舗等におけるPOSシステムの導入)を進めようとする中小企業者を支援するため、全国中小企業情報化促進センターが戦略的情報化機器等の整備を行う方(指定リース会社)に対して、リース物件購入費相当額を無利子で預託することによって、指定リース会社の負担を軽減することにより中小企業者の与信を担保するとともにリース料の低減を図るなど効果的、効率的な情報化機器等のリース事業の遂行を図ります。

これにより、中小企業者は、低コストでIT革命への対応に必要な情報機器等の活用が可能となります。

■リース期間

機器のみの場合:2~6年

ソフトのみの場合:5~6年

機器とソフトの場合:4~6年

■手続きの流れ

- ①指定リース会社に申込み
※指定リース会社については、下記の問い合わせ先にお尋ねください。
- ②リース契約の締結

問い合わせ先

(財)全国中小企業情報化促進センター TEL:03-3500-4656
HP:<http://www.n-i-c.or.jp>

政府系金融機関の情報化投資融資制度(IT活用促進資金)

中小企業のIT化の促進のため、情報化投資を構成する設備投資、ソフトウェア取得必要資金、運転資金等に対する貸付を行います。

対象となる方
中小企業者等

支援内容
中小企業における情報技術(IT)の普及変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図るため、その実施に必要な資金を貸し付けます。

貸付機関

- ・ 中小企業金融公庫
- ・ 国民生活金融公庫
- ・ 商工組合中央金庫

資金使途

情報化投資を構成する設備、土地、建物、運転資金(人材教育費用、コンサルタント費用を含む)に係る貸付を行います。

貸付条件

(1) 利率

- ① 電子計算機等情報化を構成する設備等 …………… 特別利率③
- ② (長期)運転資金のうち、人材教育費用等 …………… 特別利率①
- ③ その他情報化投資に必要な資金 …………… 基準利率
- ④ 支援センターが実施する専門家派遣事業により、ITコーディネータ等の診断・助言を受けた情報化投資計画※ …………… 特別利率③

(※中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)

(2) 貸付期間: 15年以内(長期運転資金5年以内)

問い合わせ先

- ・ 中小企業金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-1260
大阪相談センター TEL:06-6345-3577
- ・ 国民生活金融公庫 東京相談センター TEL:03-3270-4649
名古屋相談センター TEL:052-211-4649
大阪相談センター TEL:06-6536-4649
- ・ 商工組合中央金庫 本店お客様サービスセンター TEL:03-3246-9366
- ・ 各都道府県等中小企業支援センター(巻末一覧参照)

環境対策資金(自動車NOx・PM法関連)

自動車NOx・PM法に基づき排出基準適合車に買い替えるために必要な設備資金を融資します。

■対象となる方

自動車NOx・PM法に基づき、排出基準非適合車を排出基準適合車に買い替えるかまたは排出基準適合車を取得し、リースまたはレンタルするかた。

■支援内容

自動車NOx・PM法関連融資制度

- ・融資限度額：(中小公庫)7億2千万円、(国民公庫)7千2百万円
- ・貸付金利：対策地域内…特別利率③ 対策地域外…特別利率①
- ・貸付期間：15年以内

中小公庫

環境対策資金(自動車NOx・PM法関連)の融資制度を活用する際の担保について、各事業者の事情に応じ、不動産のほか、自動車(新たに購入する自動車を含む。)、機械等を担保として融資を受けることができます。

※融資を受ける場合には、担保状況の他に金融審査を受けることが必要となります。

※自動車を担保とする場合は、不動産とは違って耐用期間があることや、市場価格の変動等のリスクがあるため、それらを個別の案件ごとに加味した担保評価、融資期間となります。

また、担保が不足する場合は、貸付対象事業の見通しを考慮し、8千万円を限度として担保徴求に以下の特例を認めております。

→信用保証協会の保証を弾力的に利用することができます。

[原則として、信用保証は民間銀行の融資において利用することとしていますが、当該規定を追加することによって、必要に応じて公庫の融資に利用することを可能とします。]

→貸付額の50%を限度として、担保徴求を免除することができます。

・貸付金利：対策地域内…特別利率③+0.3% 対策地域外…特別利率①+0.3%

国民公庫

担保、保証人の徴求に当たっては、個別中小企業の実情に応じ、信用保証協会の保証を弾力的に利用することができます。

問い合わせ先

・中小公庫

東京相談センター TEL:03-3270-1260

名古屋相談センター TEL:052-551-5188

大阪相談センター TEL:06-6345-3577

福岡相談センター TEL:092-781-2396

全国各支店 HP:<http://www.jfs.go.jp/jpn/bussiness/nw/index.html>

・国民公庫

東京相談センター TEL:03-3270-4649

名古屋相談センター TEL:052-211-4649

大阪相談センター TEL:06-6536-4649

全国各支店 HP:<http://www.kokukin.go.jp/pfcj/tenpomj.html>

スタートアップ支援事業(中小企業・ベンチャー挑戦支援事業)

中小企業等の優れた技術シーズ、ビジネスアイデアの事業化による創業、新事業展開を支援します。

■対象となる方
中小企業者等

■支援内容

中小企業者等が行う、(1)実用化研究開発、(2)事業化活動(技術評価、知的財産取得、システム構築等)に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティングを一体的に実施します。

(1)実用化研究開発事業

交付元 各経済産業局
補助金額 100万円～1,500万円
補助率 2/3以内

(2)事業化支援事業

交付元 中小企業総合事業団
助成金額 100万円～500万円
補助率 1/2以内

※中小企業総合事業団は、平成16年7月より独立行政法人中小企業基盤整備機構になります。

■手続きの流れ

(1)実用化研究開発事業

- ①各経済産業局に対し、新規事業計画等を提出し応募
- ②外部審査・評価委員会を経て、採択テーマを決定
- ③各経済産業局から、補助金交付
- ④各経済産業局に対し、事業成果を報告

(2)事業化支援事業

- ①中小企業総合事業団に対し、新規事業計画等を提出し応募
- ②外部審査と評価委員会を経て、採択テーマを決定
- ③中小企業総合事業団から、助成金交付
- ④中小企業総合事業団に対し、事業成果を報告

■募集期間(予定)

- (1)実用化研究開発事業:年1回実施(平成16年4月7日～5月6日)
- (2)事業化支援事業:年2回実施予定(第1回目 平成16年5月14日～6月14日、第2回目 10月頃)

問い合わせ先

- (1)各経済産業局産業技術課等(巻末一覧参照)
- (2)中小企業総合事業団 TEL:03-3433-8811(代)
情報・技術部情報指導課
創造的中小企業支援部資金助成課

中小企業経営革新支援事業

中小企業の方々が取り組む「経営革新」に関する事業を対象に経費の一部を補助します。

■対象となる方

中小企業経営革新支援法に基づき、都道府県から経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業に取り組む中小企業者または組合等(任意グループ等含む)

■支援内容

承認された経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業であって、他の中小企業の模範となるような事業が対象です。都道府県知事から経営革新計画の承認を受けた方が行う経営革新のための事業に係る経費を一部補助します。

補助対象事業

①新事業動向等調査、②新商品・新技術・新役務開発、③販路開拓、④人材養成

【活用事例】

M社は開発した新商品の広告宣伝のため、展示会出展費用の補助を受けて、商品を展示会に出展した。展示会において複数の企業より商談を持ちかけられ、販路開拓につながり、事業の成功に近づくことができた。

交付対象者

中小企業者または組合等(任意グループ等を含む)

補助率

2/3(中小企業者1/3、国1/3、都道府県1/3)

■手続きの流れ

- ①都道府県に対し、経営革新計画の申請、承認
- ②都道府県に対し、補助金の申請
- ③都道府県において、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ④都道府県から、補助金交付
- ⑤都道府県に対し、事業成果を報告

■募集期間

各都道府県により、募集期間は異なりますので下記にお問い合わせ下さい。

※なお、本補助金制度と同じ内容で、国から経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業に取り組む組合等(4者以上の任意グループ等を含む)を対象に国が直接補助(補助率1/2)する制度もあります。詳しくは、各経済産業局にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

各都道府県商工部局 (巻末一覧参照)

中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業の方々が課題解決のために連携して取り組むべき調査・実現化を図る事業に対し補助します。

■対象となる方

連携して事業を行う方(中小企業組合、任意グループ、公益法人、共同出資会社)

■支援内容

単独では解決することが難しい問題(規制緩和への対応、環境問題等)を改善するために、連携して取り組む調査、実現化を図る事業が対象です。

【活用事例】

県内産品を使用した新商品の開発

A県の石材加工業の組合が、本事業を活用して、それまでの墓石中心の経営からの脱皮を目指し、県内産の御影石を使用した土木用・造園用環境石材の新商品を試作・開発し、新分野を開拓した。

ヘルスナビゲーション構想の実現

B県の医薬品小売業の組合が、本事業を活用して、ヘルスナビゲーション(健康関連情報発信基地)構想の実現を目指し、組合を核とした情報ネットワークの構築を行うことで、大型ドラッグストアなどの競争相手との差別化を図り、組合員の売上げ増加につなげた。

共同店舗の生き残り策

C県の共同店舗の組合が、本事業を活用して、施設の老朽化、駐車場の不足、消費者のニーズの多様化などの諸問題に対応した近未来ビジョンの作成について調査・研究した。これによりひとつの目標に向かう姿勢が鮮明となり、組合員間の団結心が一層強固になった。

■ご利用方法

- ①全国中央会(以下中央会)に対し、事業内容を提出し応募
- ②中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③中央会から、補助金交付
- ④中央会に対し、事業成果を報告

■募集期間

平成16年2月～3月

問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 TEL: 03-3523-4905

HP: <http://www.chuokai.or.jp>

新連携対策委託事業

特徴のある技術等をもつ中小企業等による事業化を目的とした連携の構築等を支援します。

■対象となる方

- ①事業化を目的とした連携を構築したい方
(中小企業者、個人、研究機関、大学、組合、NPO、大企業 等)
- ②連携体を構築させることができる方
(商工会、商工会議所、中央会、都道府県支援センター 等)
- ③連携して事業を行う方
(中小企業者、個人、研究機関、大学、組合、NPO、大企業 等)

■支援内容

既存の組合等といった枠組みにとらわれず、専門知識や高度な技術等を有しながら具体的事業化を考える企業、個人、研究機関、NPO、組合、大企業等が、自己の欠けている機能(マーケティング、商品化等)を連携により補完することを支援するフォーメーション事業と、先進的な分野等において新たな連携による事業化への取り組みを支援するパイロット事業の両事業を支援します。

■手続きの流れ

- ①経済産業局で、フォーメーション事業・パイロット事業の実施者を募集
- ②経済産業局で、応募者の中から審査により委託者を決定
- ③経済産業局より、委託者の決定通知

■募集期間

平成16年4月以降

問い合わせ先

- ・中小企業庁経営支援部創業連携推進課 TEL:03-3501-1767(直通)
- ・経済産業局中小企業課(巻末一覧参照)

JAPANブランド育成支援事業

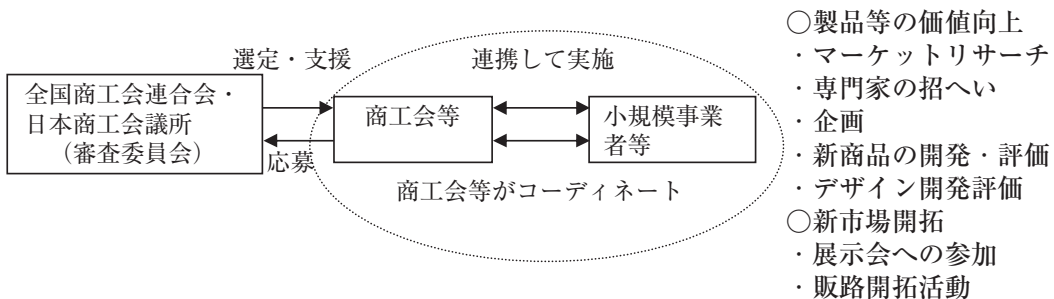
全国さらには海外の市場で通用する多様な地域発のブランド力(JAPANブランド)の育成・強化を目指した新事業挑戦を後押しします。あわせてより多くの活力あるチャレンジに向けた動きの裾野の拡大を図ります。

■対象となる方
地域の小規模事業者等

■支援内容

全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価を確立すべく、商工会・商工会議所等が単独または連携し、地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、専門家の招へい、企画、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、国内外の展示会への参加、販路開拓活動等の取組を行うプロジェクトについて、総合的に支援を行います。

■事業の流れ



問い合わせ先

・最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会

・全国商工会連合会 TEL:03-3503-1254

H P:<http://www.shokokai.or.jp/index.html>

・日本商工会議所 TEL:03-3283-7847

H P:<http://www.jcci.or.jp/>

IT活用型経営革新モデル事業

中小企業のITを活用した経営革新を支援します。

■対象となる方

中小企業者もしくは中小企業者が主に連携して設立するコンソーシアム

<対象となる事業>

■事前調査研究事業

経営革新を行うために有効なビジネスモデル構築に向けての事前調査研究を行う事業

例)ビジネスプロセス分析を基に、ビジネスプロトコルの標準化、有効なアプリケーションシステムの要件抽出 等

■経営革新支援事業

地域でビジネスモデルとなるシステムの開発・導入を行う事業

例)共同在庫情報管理・受発注システムによる生産性の向上、インターネットショッピングによる新たな販路開拓 等

■支援内容

事業に係る経費を国(各経済産業局)が補助します。

交付元 各経済産業局

	事前調査研究事業	経営革新支援事業
■補助金額	100万円～500万円	300万円～3,000万円
■補助率	1/2以内	1/2以内
■交付実績 (15年度)	6件	56件

■手続きの流れ

- ①各経済産業局(以下経済局)の公募に対し、事業計画書を提出し応募
- ②経済局で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③経済局から、補助金交付
- ④経済局に対し、事業成果を報告

■募集期間(平成16年度分)

平成16年3月23日～平成16年4月23日

※平成17年度分についても同時期を予定

問い合わせ先

各経済産業局情報政策課(巻末一覧参照)

※四国経済産業局は情報政策室、沖縄総合事務局は経済産業部産業課

地域活性化創造技術研究開発事業

中小企業者が自ら行う研究開発に要する経費の一部を補助します。

■対象となる方

中小企業者、組合等

■支援内容

中小企業者等が「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成7年4月施行)に基づき「研究開発等事業計画」の認定を都道府県知事から受けた場合、さらに都道府県が補助金の審査を行った上で、当該計画に基づき中小企業者等が実施する新製品開発・新技術開発等に要する原材料費・機械装置費・技術指導受入費等の経費について、その一部を補助します。

(国は、都道府県が上記の支援を行う場合において、その経費の一部を都道府県に対して補助します。)

交 付 元 各都道府県

補 助 限 度 額 100万円～3,000万円

補 助 率 2/3以内(国1/3、都道府県1/3)

交 付 実 績 応募1,189件、採択353件(15年度)

■手続きの流れ

- ①各都道府県に対し、事業計画を作成の上応募
- ②各都道府県で、事業計画を審査し、交付対象を決定
- ③交付決定を受けた計画に従い補助事業実施
- ④補助事業完了後、各都道府県に対し、補助事業の成果を報告
- ⑤各都道府県で、成果の内容を確認の上、補助金交付

■募集期間 (平成16年度分)

平成16年1月頃予定

※各都道府県によって募集時期が異なります。

問い合わせ先

各都道府県 (巻末一覧参照)

伝統的工芸品産業支援補助金

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく各種計画の承認を受けた方に対する支援措置を設けています。

■対象となる方

伝統的工芸品を製造する事業者またはそのグループ、組合等。

■法律の概念

伝統的工芸品を製造する事業者またはそのグループ、組合等は下記の計画を申請し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

- ①振興計画：産地の組合等が産地全体の振興を図る計画
- ②共同振興計画：産地の製造組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓のためにたてる計画
- ③活性化計画：個々の事業者やグループによる伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画
- ④連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画
- ⑤支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとするものが従事者の後継者の確保、育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画

■支援の内容

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく各種計画の承認を受けた事業者に対して、補助金が交付されます。

- ①後継者育成事業：後継者育成研修等
- ②需要開拓等事業：需要開拓等
- ③地域人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の推進等
- ④産地活性化事業：活性化計画、連携活性化計画に基づく、活性化事業、連携活性化事業
- ⑤産地プロデューサー事業：支援計画に基づき産地プロデューサー自らが産地に入り込んで新商品開発・販路開拓等に係る事業

■手続きの流れ

- ①地方公共団体の長を経由し、経済産業大臣に対し、各種計画の申請
- ②行政庁において、計画内容の審査
- ③経済産業大臣より事業者に対し、計画承認を通知
- ④経済産業局長に対し補助金交付の申請
- ⑤経済産業局長より補助金交付の通知

■募集期間

各経済産業局にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- ・経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室 TEL:03-3501-3544
- ・各経済産業局伝統的工芸品担当部局(巻末一覧参照)
- ・各都道府県伝統的工芸品担当部局(巻末一覧参照)

伝統的工芸ふるさと体験・交流事業

伝統的工芸品を製作する後継者の確保等を図るため「伝統工芸士体験フェア」、「伝統工芸土工房研修」または「伝統的工芸品産地広域研修」を実施しています。

■対象となる方

- ・「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品を製造する地域を管轄する都道府県、市町村。
- ・伝統的工芸品の製造事業者を代表する事業協同組合等

■事業の概要

- ・伝統工芸士体験フェア: 全国主要都市等において伝統的工芸品に関する解説、体験型実演等を行い、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。
- ・伝統的工芸品工房研修: 伝統的工芸品が製造される地域の工房や共同作業場において、参加者に対する実務経験の場を設け、伝統的技術・技法等を研修してもらうことにより、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。
- ・伝統的工芸品産地広域研修: 伝統的工芸品が製造される地域に多くの体験者を招き、その地域経済の理解または地域定着を図り、もって、伝統的工芸品産業への就労機会の増進を図る。

■ご利用方法

事業提案者は財団法人伝統的工芸品産業振興協会に申請して下さい。

■募集期間

原則として4月～9月

問い合わせ先

財団法人伝統的工芸品産業振興協会 TEL: 03-5954-6033

HP: <http://www.kougei.or.jp/index.html>

創造技術研究開発事業

中小企業者が自ら行う研究開発に要する経費の一部を補助します。

■対象となる方

中小企業者、組合等

■支援内容

中小企業者等が行う新技術・新製品開発に要する原材料費・機械装置費・技術指導受入費・特許取得費等の経費の一部を補助します。

交 付 元 各経済産業局

補 助 限 度 額 100万円～4,500万円

補 助 率 1/2以内

交 付 実 績 応募584件、採択176件(15年度)

■手続きの流れ

- ①各経済産業局(以下、「経済局」)に対し、事業計画を作成の上応募
- ②経済局で、事業計画を審査し、交付対象を決定
- ③交付決定を受けた計画に従い補助事業実施
- ④補助事業完了後、経済局に対し、補助事業の成果を報告
- ⑤経済局で、成果の内容を確認の上、補助金交付

■募集期間(平成16年度分)

平成16年4月1日～4月27日

問い合わせ先

各経済産業局産業技術課(巻末一覧参照)

※関東・九州は技術振興課、近畿は技術課、沖縄は産業課

地域中小企業知的財産戦略支援事業

知的財産の戦略的な活用を進めようとする中小・ベンチャー企業に専門家を派遣するとともに、情報提供を行います。

対象となる方
中小企業者

支援内容
独自の基盤技術を持ち、今後、自ら知的財産戦略に基づいた事業展開を図って行く中小企業に対し、知的財産業者や知的財産専門家により知的財産の戦略的な活用のための知的財産戦略づくりをお手伝いするとともに、参考となる情報を提供します。

知的財産戦略策定支援事業

都道府県等支援センター(※1)が知的所有権センターと連携し、地域の中小・ベンチャー企業に対して、知的財産の専門家を一定期間集中的に派遣することにより、企業における知的財産を活用するためのビジネスプランや知的財産戦略づくりを支援します。

※1 全国の都道府県等支援センターのうち、約10地域で実施予定。

知的財産権活用モデル事業

中小企業総合事業団(※2)が地域で活動しているプロジェクトマネージャ等の支援人材や知的財産に関する支援人材を活用し、知的財産を戦略的に活用して事業化を図るモデル的な中小企業の成功事例について、広く情報提供・普及啓発などを行います。

※2 中小企業総合事業団は、平成16年7月より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

問い合わせ先

- ・ 特許庁総務部総務課地方班 TEL：03-3501-6792
- ・ 中小企業庁経営支援部技術課 TEL：03-3501-1816

地域新生コンソーシアム研究開発事業

地域の産学官による新産業・新事業の創出に資する実用化に向けた高度な研究開発を推進します。

■対象となる方

地域の産学官(企業、大学、公設試等)からなる共同研究体(コンソーシアム)

■対象となる事業

新産業・新事業の創出に資する実用化に向けた高度な研究開発テーマが対象となります。

地域新生コンソーシアム研究開発

期間:2年以内、委託額:原則、初年度目1億円以内、2年度目5千万円以内

中小企業地域新生コンソーシアム研究開発

期間:2年以内、委託額:原則、初年度目3千万円以内、2年度目2千万円以内

【15年度採択テーマ例】

- ・スフィンゴ脂質の生理機能を応用した機能性食品の開発
- ・バイオマスからのポリL、D-乳酸原料の省エネ型製造技術の開発
- ・非エッチング欠陥修復型新規半導体洗浄技術の実用化研究

■支援内容

各地方経済産業局(沖縄総合事務局を含む)(以下経済局)が事業主体となり、公募により研究開発テーマを募集し、採択テーマについて、委託研究として実施します。

■手続きの流れ

- ①経済産業省や経済局のホームページ等にて公募のお知らせを実施、あわせて経済局で公募説明会を実施
- ②経済局に対し提案書を提出
- ③事前評価・外部審査委員会の審査を経て採択テーマを決定
- ④経済局と委託契約を締結

■募集期間(平成16年度分)

平成16年4月1日(木)～4月22日(木)

問い合わせ先

各経済産業局産業技術課等(巻末一覧参照)

地域新規産業創造技術開発費補助事業

民間企業等が行う実用化技術開発に要する経費の一部を補助します。

対象となる方
民間企業等

対象となる事業

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、中堅・中小企業による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といった、リスクの高い実用化技術開発を支援します。

なお、本補助金は、技術開発成果が製品・サービス等となり、販売等によって普及することにより、政策的効果を発揮するものです。このため、技術開発終了後、直ちに技術開発成果の事業化に努めなければなりません。

【15年度採択テーマ例】

- ・大量試料の計測・処理に適合する小型集積型バイオチップの製造とその周辺技術の開発
- ・シリコンウエハーのレーザーとウォータージェットの複合切断装置開発

施策の内容

公募により技術開発テーマを募集し、採択テーマについて、事業にかかる経費を補助します。

補助金額 原則、1件あたり3千万円～1億円以内/年

補助期間 2年以内

補助率 原則1/2以内(大学発ベンチャーによる技術開発、大学等から技術支援を受けて実施する技術開発の場合は2/3以内)

手続きの流れ

- ①経済産業省、各地方経済産業局(沖縄総合事務局を含む)(以下経済局)のホームページ等にて公募のお知らせを実施、あわせて経済局において公募説明会を実施
- ②経済局に対し、事業内容を提出し応募
- ③事前評価・外部審査委員会の審査を経て採択テーマを決定
- ④経済局から、補助金交付決定通知書を交付

募集期間(平成16年度分)

平成16年4月1日(木)～4月26日(月)

問い合わせ先

各経済産業局産業技術課等 (巻末一覧参照)

地域中小企業に対する産総研による実用化研究支援

独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究等で実用化を支援します。

■対象となる方 中小企業者

■支援内容

独立行政法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)では、中小企業者のニーズを踏まえた上で、大学や公設研究機関と連携して中小企業者の実用化研究を支援します。

共同研究型

産総研が保有する技術シーズを活用し、1～2年以内に実用化が期待されるテーマを産総研と民間企業の共同研究により支援します。

技術シーズ持込評価型

中小企業が保有する技術シーズを活用した1～2年を目的に実用化が期待されるテーマについて、産総研のポテンシャルを活用して実用化の促進を支援します。

試験・研究機器開発促進型

産総研の技術シーズを活用し、中小企業と連携して新たな試験・研究機器の実用化研究を支援します。また、中小企業が開発・製造する試験・研究機器に対して産総研が追加的に研究を行い評価やアドバイスなどの支援をします。

【平成15年度採択テーマ例】

共同研究型：心疾患治療用補助循環ポンプの開発

技術シーズ持込評価型：薄膜型サーマルコンバータ素子の開発

試験・研究機器開発促進型：16年度新規事業

■応募方法

中小企業者は産総研との共同研究等に基づく研究テーマを設定し、産総研の研究者が提案します。提案されたテーマについて、外部審査委員の厳正な審査を経て採択されます。

【平成16年の事業の公募状況】

応募期間 平成16年1月13日～2月6日

問い合わせ先

・経済産業省産業技術環境局技術振興課産業技術総合研究所チーム

TEL:03-3501-1511(代)

・独立行政法人産業技術総合研究所 産学官連携部門 地域連携室

TEL:029-861-5698

HP : <http://unit.aist.go.jp/collab/collab-hp/wholesgk/shiengata/index.htm>

地場産業等活力強化事業費補助事業

地場産業の活性化を図るため、中小企業、組合、グループ等が行う新商品開発、販路拡大事業、人材育成事業に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

地場産業に属する地域の中小企業者、組合、公益法人等

支援内容

地場産業の活性化のために行われる以下の事業に必要な経費の一部を補助します。

- ①地場産品の新商品・高付加価値化商品の開発、技術開発等事業に対する補助
- ②地場産品の販路開拓のための展示会・見本市開催等事業に対する補助
- ③地場産業に係る人材育成・確保のために資する講習会開催等事業に対する補助

【活用事例】

- ・ 陶磁器産地間の連携による新商品の開発事業
- ・ 地域の地場産業が開発した新商品の新たな販路開拓のための展示会事業

交付元：各経済産業局

補助率

国1/2

補助金額

下限100万円

手続きの流れ

- ①各経済産業局に対し、補助事業計画書等を提出
- ②事前評価・審査の上、採択テーマを決定し、補助事業内容審査後、交付を決定
- ③各経済産業局より補助金を交付

募集期間

各経済産業局にお問い合わせください。

問い合わせ先

各経済産業局中小企業課(巻末一覧参照)

戦略的基盤技術力強化事業

中小製造業の国際競争力を強化するため、基盤的・戦略的技術開発を集中的に支援します。

■対象となる方

※平成16年度の新規採択予定はありません。
(中小企業とそのユーザー企業、大学等からなる共同研究体)

■支援内容

わが国製造業全体の競争力強化や経済活性化に資すると考えられる基盤的分野について、特に戦略的に支援すべき技術テーマを選定し、中小企業、ユーザー企業(自動車・電機等)、大学等からなる共同研究体の技術開発を支援します。

平成15年度より、金型分野とロボット部品分野を対象として、研究開発支援を行っています。

交付元： 中小企業総合事業団

※中小企業総合事業団は平成16年7月以降「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に名称が変更されます。

委託金額 : 1億円以内/テーマ

研究期間 : 2~3年

■手続きの流れ

- ① 中小企業総合事業団(以下、事業団)に対し、公募期間中に提案書を提出
(※平成16年度の新規採択予定はありません)
- ② 事業団で提案内容を審査し、採択先を決定
- ③ 事業団と契約後、技術開発を実施し、技術開発終了後、技術開発成果を報告
- ④ 事業団から委託費を交付

問い合わせ先

中小企業総合事業団情報・技術部技術振興第二課 TEL:03-5470-1523

大学発事業創出実用化研究開発事業

大学の研究成果を活用して産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発に対し、企業側が研究資金を拠出すること、研究開発等に必要な資金の一部を補助します。

対象となる方

TLO(技術移転を扱う組織)等

支援内容

I. 事前調査事業(F/S)

- ①事前調査に必要な経費
- ②事前調査のマネジメントに必要な費用
(上記費用について民間負担の2倍を上限として補助。ただし、補助金の上限額は400万円まで。研究補助期間は6か月程度。)

ただし支給条件として、1.資金提供事業者が、中小企業者であること。
2.事業化計画(ビジネスプラン)が明確であること。

II. 研究開発事業(R&D)

- ①研究開発に必要な経費
- ②研究開発のマネジメントに必要な費用
(上記費用について民間負担の2倍を上限として補助、研究補助期間は3年以内。)

ただし支給条件として、1.民間企業から1件1年あたり500万円以上の資金提供が行われること。
2.事業化計画(ビジネスプラン)が明確であること。
3.研究終了後2年以内に研究成果の事業化を行うこと。
(事業化が不可能な際は、他の事業者に研究成果を技術移転。)

手続きの流れ

- ①独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に対し、助成金交付申請書を提出し応募
- ②NEDO内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象を決定
- ③NEDOから、助成金交付
- ④NEDOに対し、実績報告書を提出

募集期間(平成16年度)

年2回の公募 1回目の申請書の受付期間は平成16年4月14日(水)まで
2回目は8月上旬から2か月間を予定

※申請に関する相談は通年実施しています。

問い合わせ先

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
研究開発推進部 実用化助成グループ TEL : 044-520-5173
HP : <http://www.nedo.go.jp/>

産業技術実用化開発助成事業

新技術の実用化開発に取り組む事業者に対し補助を行い実用化開発を支援します。

■対象となる方

新たな市場や雇用の創出に資する社会的課題に対する実用化開発を行う民間企業等

■支援内容

科学技術基本計画における重点分野等の戦略的技術領域・課題に係る技術の実用化開発事業であって、民間企業等が行うもののうち補助期間終了後3年以内で事業化できる研究開発テーマを対象とします。

また採択テーマの選定にあたっては、スピンオフ企業をはじめ、研究開発型ベンチャーコンソーシアム、大学等発ベンチャー企業や、大学発の技術を導入して行う実用化開発に対して重点投資を図ります。

- ①補助金額 1件あたり1億円／年以下
(コンソーシアム型は1件あたり3億円／年以下)
- ②補助率 補助対象経費の2/3(ベンチャー企業の場合)または1/2
- ③補助期間 原則2年

■手続きの流れ

- ①NEDOに対し、補助金交付申請書を提出し応募
- ②NEDO内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象を決定
- ③NEDOから、補助金交付
- ④NEDOに対し、実績報告書を提出

■募集期間(平成16年度)

- (第1回目)平成16年2月5日～4月9日(予定)
(第2回目)時期未定

■公募要領等

公募要領等の詳細については、公募開始日に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のホームページに掲載します。

問い合わせ先

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部 実用化助成グループ
TEL : 044-520-5173
HP : <http://www.nedo.go.jp/>

福祉用具実用化開発推進事業

福祉用具の実用化開発に取り組む事業者に対し補助を行い実用化開発を支援します。

■対象となる方

福祉用具の実用化に関する研究開発事業を行う民間企業等

■支援内容

高齢者、心身障害者、介護者の生活の質の向上を目的とした、優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発事業が対象です。

【採択事例】

技術開発:冬期凍結路面でも歩ける電子制御義足の開発

油圧制御と空圧電子制御の組合せにより、冬期に凍結した路面でも滑らずに歩ける多軸式膝継手を備えた義足を実用化する。

技術開発:家庭用入浴介護支援リフト

高齢者や障害者の入浴時の介護負担を軽減するため、水道の水圧を利用し、多関節アームを採用した、入浴用介護リフトの開発を行う。

技術開発:寝たきり患者を1人で運搬する装置の開発

寝たきり患者の介護作業の中で最も労力を必要とするベッドからの移送作業を全て1で行うことのできる装置の開発を行う。

補助金額 1件あたり補助期間を通じて3,000万円以内

補助期間 3年以内

補助率 2/3以内

■手続きの流れ

- ①独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に対し提案書を提出し応募
- ②NEDO内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象決定
- ③NEDOから、助成金交付
- ④NEDOに対し、実績報告書を提出

■募集期間(平成16年度)

平成16年1月19日～2月3日

問い合わせ先

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
機械システム技術開発部
TEL : 044-520-5240
HP : <http://www.nedo.go.jp/>

基盤技術研究促進事業

民間において行われる鋳工業に関する優れた基盤技術研究を、提案公募による委託研究によって支援します。

対象となる方

提案者

民間企業等の法人であること(政府等関係機関《国公立機関、特殊法人、独立行政法人等》や学校法人を除く企業、研究組合等の民間の登記法人)

提案形態

提案は民間企業等の法人1者から(研究テーマ遂行上の必要性、実施・管理体制《責任体制》が明確である場合、複数者共同提案も可)

委託研究規模

- 提案者自ら日本国内で研究を実施(再委託、請負は研究経費の50%まで可)
また、プロジェクトリーダーと統括責任者の提示が必要
- ・プロジェクトリーダー(研究全体の進行管理等に責任を持つ)
 - ・統括責任者(研究の実施に統括的に責任を負う企業の役員クラス相当者)

対象となる事業

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が提示する鋳工業技術で、基盤技術として国民経済、国民生活の基盤の強化に相当程度寄与する斬新的、革新的または独創的な研究であり、提案者である民間企業等が営利の意志を持って研究成果を利活用するために自ら行う試験研究が対象となります。

支援内容

NEDOの民間企業等を対象とした提案公募による基盤技術の委託研究です。研究の成果である知財権等は委託研究の実施者が活用でき、この利活用による収益に対しては、その一部を支払う収益納付をすることとなります。

委託研究規模

- ・研究費は研究テーマの内容に応じて決定(年間、数千万～数億円を想定)
- ・研究期間は原則5年以内(研究の内容に応じて1～5年の期間を想定)

募集期間(平成16年度)

未定

※平成15年度分は平成15年4月30日～6月23日

手続きの流れ

- ①NEDOの公募に対し、研究事業(研究テーマ)の提案書を提出
- ②NEDOが設置する外部の有識者による審査委員会の審査(書面によるピアレビュー、面談によるパネルレビュー)の結果を踏まえ、委託研究を決定
- ③NEDOと提案者の間で収益納付規定付きの委託研究にかかる契約を締結

問い合わせ先

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 研究開発推進部
基盤促進グループ TEL :044-520-5172 HP:<http://www.nedo.go.jp>

国民の健康寿命延伸に資する医療機器等の実用化開発

医療機器等の実用化開発に取り組む事業者に対し補助を行い実用化開発を支援します。

■対象となる方

臨床面と一体となって、医療機器等の実用化開発を行う民間企業等

■支援内容

がん、心疾患、脳卒中、痴呆、骨折に加え、新たに糖尿病等、近年急増している疾患の予防や早期診断・治療を可能とする医療機器等の実用化開発のうち臨床面と密接に連携した実用化開発を実施するものであり、補助期間終了後3年程度で治験実施または薬事法承認申請を行うことができる技術開発事業が対象となります。

事業に係る経費を独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が補助します。

補助金額 1件あたり数千万円程度／年

補助期間 3年以内

補助率 2/3

■手続きの流れ

- ①NEDOに対し、補助金交付申請書を提出し応募
- ②NEDO内に設置した外部学識経験者による審査委員会の評価・審査を経て、交付対象を決定
- ③NEDOから、補助金交付
- ④NEDOに対し、実績報告書を提出

■募集期間

平成16年3月以降(平成16年度分)

問い合わせ先

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
バイオテクノロジー・医療技術開発部

TEL : 044-520-5230

HP : <http://www.nedo.go.jp/>

大型空き店舗活用支援事業

中心市街地における大型空き店舗をTMO等が賃借して、魅力ある商業施設を実現する事業に対して支援を行います。

■対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、第3セクターなど

■支援内容

- ・中心市街地の大型空き店舗を活用し、新規創業店舗や経営革新店舗、コミュニティ施設等を適正に配置し、魅力ある商業施設を実現する際の賃借料や改装費等に対して支援を行います。
- ・当該大型空き店舗の近接する付属施設整備(駐車場の賃借・整備等)の事業や空き店舗のチャレンジショップやテナントミックス事業等について支援を行う。
- ・効果的なテナントミックス事業実施のため、専門家の派遣や消費者ニーズの把握等各種調査などに対して支援を行います。
【最長3年間支援】

補助率 国1/2、TMO等1/2

補助限度額 上限なし、下限100万円

■手続きの流れ

- ① TMO等は各経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ)に対し、事業計画書等を提出。
- ② 各経済産業局で、事業内容を審査し、交付を決定。
- ③ 各経済産業局よりTMO等に対し、補助金を交付。

■募集期間

各経済産業局にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- ・各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)
- ・中小企業庁商業課 TEL:03-3501-1511

商業基盤施設等の整備事業(ハード整備事業)

TMOや商店街振興組合等が行うアーケード、カラー舗装等の商業基盤施設等の整備を行う際に対して支援します。

■対象となる方

市町村、商店街振興組合、商工会、商工会議所、第3セクター等

■支援内容

TMOや商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法等の認定を受けた事業計画等に基づき、中心市街地等商店街・商業集積の活性化に資する商業施設の整備に対する補助を行う。(中心市街地活性化法の認定を受けた場合には補助率・補助限度額を優遇)

①中心市街地等中小商業活性化施設整備費補助金

補助事業：教養文化施設、スポーツ施設、アーケード、カラー舗装、駐車場、商業インキュベーター施設、共同荷さばき場・共同ゴミ処理場等商店街・商業集積の活性化を図る共同施設

②中小商業活性化総合補助事業(うちハード事業)

補助事業：ファサード整備、テナントミックス店舗、電子計算機や関連機器設備等、その他商店街・商業集積の機能を高める施設

■市町村が事業を行う場合

補助対象事業費(土地代を除く)の1/2を補助。補助限度額は中心市街地の場合は8.5億円、その他地域の場合は7.5億円。

■TMO計画に基づく事業を実施する場合

補助対象事業費(土地代を除く)の1/3を国が補助(地方公共団体が同額負担)。補助限度額は通常5億円。

■他の計画に基づく事業を実施する場合

補助対象事業費(土地代を除く)の1/4を国が補助(地方公共団体が同額負担)。補助限度額は通常1.5億円。

■手続きの流れ

- ①組合等から都道府県(市町村)に事業計画を提出
- ②都道府県(市町村)は事業内容を審査の上、経済局に事業計画を提出
- ③経済局、中小企業庁で事業内容を審査
- ④経済局より都道府県(市町村)に対し補助金を交付
- ⑤都道府県(市町村)より組合等に対して補助金を交付

■募集期間

各都道府県中小企業担当課にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- ・各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)
- ・各都道府県中小企業担当課(巻末一覧参照)

中小商業活性化総合補助事業(うちソフト事業)

TMOや商店街振興組合等が行うソフト事業に対して支援します。

■対象となる方

商店街振興組合、商工会、商工会議所、第3セクター等

■支援内容

組合等が商店街・商業集積の活性化を図るために実施するソフト事業に対して補助を行います。

①空き店舗対策事業

空き店舗を活用したチャレンジショップやイベント、展示会等を実施する事業に対して補助。

②駐車対策事業

パークアンドライド方式の導入、共通駐車券システムの開発、買い物バスの運行等の駐車対策のための事業に対して補助。

③活性化対策事業

バーチャルモールの構築、ICカード事業、FAXを活用した宅配事業、商店街独自の商品の共同開発等商店街の活性化のための取組に対して補助。

④マネジメント対策事業

商店街にマネージャーを常駐させ、商店街のおかれている経営環境を調査・分析し、各種事業を実施するなど、商店街を一つの事業主体として運営する事業に対して補助。

⑤コミュニティ施設活用事業

商店街の空き店舗で、保育施設や高齢者向けの交流施設等のコミュニティ施設を設置運営する際の、賃貸料、改装費等に対して最長3年補助。

(補助の内容)

補助対象事業費の1/3を国が補助(地方公共団体が同額負担)。

補助限度額は下限100万円(国庫負担分)

■手続きの流れ

- ① 組合等から都道府県(市町村)に事業計画を提出
- ② 都道府県(市町村)は事業内容を審査の上、経済産業局に事業計画を提出
- ③ 経済産業局、中小企業庁で事業内容を審査
- ④ 経済産業局より都道府県(市町村)に対し補助金を交付
- ⑤ 都道府県(市町村)より組合等に対して補助金を交付

■募集期間

最寄りの都道府県または市町村にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- ・各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)
- ・各都道府県中小企業担当課(巻末一覧参照)

中心商業活性化総合補助事業（うち中心市街地の計画策定事業）

中心市街地における基本計画、TMO構想・計画策定に必要な調査や研究に対して必要な経費を総合的に支援します。

■対象となる方

- ①市町村
- ②TMO*等

※TMO:中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所または第3セクターが、市町村により認定された中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関。

■支援内容

市町村やTMOが行う中心市街地活性化に向けた計画の策定の際の取り組みに対して以下の支援を行います。

- ①商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業
市町村が行う中心市街地活性化のための基本計画策定に関する調査・研究に対して必要な経費を補助します。
- ②商業タウンマネジメント計画策定事業
TMO等が行うTMO構想やTMO計画の策定に関する調査・研究に対して必要な経費を補助します。

■補助率

- ①商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業
国1/2、市町村1/2
- ②商業タウンマネジメント計画策定事業
国1/3、市町村1/3、TMO等1/3

■補助限度額 上限なし、下限100万円

■手続きの流れ

商店街・商業集積等活性化基本構想策定事業は②～③

商業タウンマネジメント計画策定事業は①～④

- ①TMO等は市町村に対し事業計画を提出、市町村は事業内容を審査。
- ②市町村は各経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ）に事業計画を提出。各経済産業局は事業内容を審査し、交付決定。
- ③各経済産業局より市町村に対し補助金を交付。
- ④市町村よりTMO等に対して補助金を交付。

■募集期間

各経済産業局、各市町村にお問い合わせ下さい

問い合わせ先

- ・各経済産業局商業振興室等（巻末一覧参照）
- ・各市町村

中小商業活性化総合補助事業(うちTMO活性化支援事業)

中心市街地におけるTMO事業を推進するための取組に対して支援します。

■対象となる方

- ①市町村
- ②TMO*

※TMO:中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所または第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関

■支援内容

①中心市街地活性化フォーラム支援事業

市町村が行うTMOや商業者、地域住民等のまちづくりに係る関係者間のコンセンサス形成を図るためのフォーラムの開催やそのための商業活性化に関わる諸活動に対して必要な経費を補助します。

②TMO自立支援事業

TMOが行う駐車場経営、物産品販売等中心市街地の活性化に資する事業であって、TMOの経営基盤の確立のための事業、テナントミックスやマーチャンダイジング等の専門的知識を有し、各種の活性化事業間の連携を図り、一体的に管理・運営することができる人材の活用に対して、必要な経費を最長3年間補助します。

■補助率

- ①中心市街地活性化フォーラム支援事業
国1/2、市町村1/2
- ②TMO自立支援事業
国1/3、市町村1/3、TMO等1/3

■補助限度額

上限なし、下限100万円

■手続きの流れ

中心市街地活性化フォーラム事業は②～③、
TMO自立支援事業は①～④

- ①TMO等は市町村に対し事業計画を提出、市町村は事業内容を審査。
- ②市町村は各経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ)に事業計画を提出。各経済産業局は事業内容を審査し交付決定。
- ③各経済産業局より市町村に対し補助金を交付。
- ④市町村よりTMO等に対して補助金を交付。

■募集期間

各経済産業局、各市町村にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- ・各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)
- ・各市町村

中小商業ビジネスモデル支援事業

中小商業者が消費者ニーズ等に対応した新たなビジネスモデルを開発する事業に対して支援します。

対象となる方

中小商業者(小売業、卸売業、サービス業)、中小商業団体

支援内容

近年の社会的課題や多様化する消費者ニーズに対応した新たなビジネスモデルの開発のために中小商業者等が行う調査研究事業と実証実験事業について支援します。

本年度の公募テーマは以下のとおりです。

- ・高齢化・環境問題対応型
- ・業種・業態複合型
- ・卸小売連携・リテールサポート型
- ・経営革新対応型

補助率 国1/2

補助金額

事前調査事業	100～ 500万円(団体の場合は100～1,500万円)
実証実験事業	100～ 1,000万円(団体の場合は100～3,000万円)

手続きの流れ

- ①中小商業者または中小商業団体は各経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ)に対し、公募申請書を提出。
- ②各経済産業局で公募申請内容の審査を行い、採択先を決定。
- ③採択された中小商業団体に対し、補助金を交付。

募集期間

平成16年3月23日～4月23日

問い合わせ先

- ・中小企業庁商業課(TEL：03-3501-1929)
- ・各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)

中小商業活性化創業等支援事業(商人塾)

新規創業者の育成や若手商店経営者に対する意識改革・技能向上を図り、店舗の魅力向上のための事業支援を行います。

■対象となる方

商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等

■支援内容

上記の対象となる方が行う経営ノウハウ(顧客開発等)や店づくりを修得する商人塾事業、空き店舗や繁盛店を活用して繁盛店主等から直に技を修得する修行(体験実習)事業、学生、地域住民等と連携して行う店舗運営の見直し事業等を総合的に支援することにより、消費者ニーズに沿った魅力ある新規店舗の創出や既存店舗の経営革新等を図り、商店街の魅力向上支援を行います。

また、当該事業を行う際に必要な情報等を提供します。

補助率 国1/2

補助限度額 下限100万円

■手続きの流れ

- ①各経済産業局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ)に対し、公募申請書を提出。(都道府県等経由提出でも可能。)
- ②各経済産業局で、事業内容を書類審査し、交付を決定。
- ③各経済産業局から、補助金を交付。

■募集期間

各経済産業局にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)

TEL:03-3501-1511

物流効率化推進事業

物流機能の強化を図るために中小企業の方々が連携して取り組む事業を対象に経費を補助します。

■対象となる方

中小企業組合、公益法人、任意団体であって主として中小企業者で構成されるもの。

■支援内容

中小企業の物流の効率化を図るために行う「調査研究・基本計画策定事業」、「事業計画・システム設計事業」、「実験的事業運営事業」が対象です。

【活用事例】

(1)調査研究・基本計画策定事業

卸売業者の組合が、本事業を活用して、組員アンケートや顧客調査を実施するとともに講師を招いての勉強会を開催して、卸売機能強化のための物流共同化の方向性を明らかにした。

(2)事業計画・システム設計事業

家具卸売業の組合が、本事業を活用して、先進地事例視察や小売店の訪問調査を行うとともに、物流共同化を実現するためのシステムを設計して、物流効率化の具体化を図った。

(3)実験的事業運営事業

卸売業者の組合が、本事業を活用して、実験的に共同配送を実施し、共同配送システムの改善を図るとともに、物流効率化に必要な施設規模と設備内容を把握した。

事業に係る経費の6/10以内を国が補助します。

	(1)	(2)	(3)
補助事業単価	1,031万円	2,475万円	4,506万円
最高国庫補助金	619万円	1,485万円	2,704万円

■手続きの流れ

- ①各経済産業局(以下経済局《沖縄総合事務局を含む》)に対し、事業内容を提出し応募
- ②経済局で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③経済局から、補助金交付
- ④経済局に対し、事業成果を報告

■募集期間(平成16年度分)

平成16年4月～5月頃を予定しています。

問い合わせ先

各経済産業局流通・サービス産業課等(巻末一覧参照)

中小企業労働力確保推進事業

中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた組合等や個別中小企業者の方が雇用管理の改善のために行う一定の事業に必要な経費を補助します。

■対象となる方

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(中小企業労働力確保法)に基づき雇用管理の改善計画の認定を受けた事業協同組合等、個別中小企業者の方

■支援内容

下記の対象事業に係る経費を都道府県とあわせて補助します。

■対象事業

- ①事業協同組合等が構成中小企業者に対して行う労働時間の短縮、職場環境の改善の計画を円滑に実施するための指導事業
- ②事業協同組合等が労働時間の短縮、職場環境の改善等のために行う技術・機器・システムの開発事業または開発した技術等に対応するための従業員の研修事業
- ③個別中小企業者が職業に必要な高度の技能、これに関する知識を有する者の確保・育成を図るための労働時間の短縮、職場環境の改善等の計画を円滑に実施するための事業
- ④個別中小企業者が新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するための労働時間の短縮、職場環境の改善等の計画を円滑に実施するための事業

■補助金額

組合等:最大約800万円(技術者を含む場合は、最大約1,500万円)

中小企業者:総事業費約300万円を限度として、その2/3相当額

■手続きの流れ

- ①各都道府県に対し補助金の支給を申請
- ②各都道府県から補助金を支給

問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課または商工担当課(巻末一覧参照)

中小企業に適用される税制

中小企業者等の方は税制上の様々な特別措置が受けられます。

対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または中小企業等

※税制上の特別措置では、資本金1億円以下の法人(中小法人)を対象とすることがあります(法人税法、租税特別措置法等)のご注意ください。

措置の内容

個人事業者のための措置

個人事業者は、所得税における基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの各種控除のほか、事業専従者給与控除、青色申告特別控除、小規模企業共済掛金控除等により税負担の軽減が図られています。

また、地方税においても、住民税や事業税の専従者給与控除、事業税の事業主控除などの制度があります。

法人企業のための措置

中小法人(資本金1億円以下の法人)については、法人税について軽減税率(所得800万円まで22%)が適用されているのをはじめ、交際費の一部(年400万円までの交際費支出のうち9割まで)損金算入制度が講じられています。

協同組合等のための措置

協同組合など特別法人は、法人税率が普通法人(30%)よりも軽減(22%)されているほか、組合事業の利用分量配当の損金算入、組合加入金の益金不算入、留保所得の損金算入などの制度があります。

その他

中小企業の近代化・合理化のための設備投資や試験研究を支援するため以下の制度があります。

①中小企業投資促進税制 ②中小企業等基盤強化税制 ③中小企業技術基盤強化税制等の試験研究関連税制 ④中小企業経営革新支援法関係の税制措置 ⑤中小小売商業振興法関係の税制措置 ⑥中小企業創造的事業活動促進法関係の税制措置など

手続きの流れ

- ①確定申告書などに必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書など必要な書類を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②設備の取得などに関する税制は、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

問い合わせ先

- ・ 国税関係: 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 地方税関係: 都道府県や市町村の税務部(課)、税務事務所
- ・ 税務一般: 最寄りの商工会・商工会議所

青色申告制度

青色申告による納税を行うことによって、さまざまな特典が受けられます。

■対象となる方

申告納税を行う法人または個人事業者

■青色申告制度とは

青色申告制度は、申告納税制度（納税者が課税標準額と税額を計算し、自ら申告する制度）の一環として、納税者が所轄税務署の承認を受けて、一定の帳簿書類に取引を記録・保存・申告する制度です。

記帳の原則は、複式簿記によりますが、個人事業者の場合、複式簿記に代えて簡易簿記によることもできます。さらに小規模事業者の場合には現金式簡易簿記も認められています。

■青色申告の特典の内容

青色申告をすると白色申告の場合と異なり種々の特典があります。その主なものとして、青色申告特別控除、青色事業専従者給与控除などの適用が可能です。また、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度などの特別措置は、青色申告者であることが制度適用の条件となっています。

個人事業者における青色申告の特典

青色申告特別控除制度

青色申告の一層の普及を図り、適正な記帳慣行を確立し、事業経営の健全化を推進するために「青色申告特別控除制度」が適用されます。

- ① 事業所得または不動産所得の事業を営む青色申告者で、正規の簿記の記帳者は55万円（平成16年分までは簡易記帳の場合でも45万円）の所得控除が適用されます。
- ② ①以外の青色申告者については、10万円の所得控除が適用されます。

青色事業専従者給与控除制度

青色申告者の家族専従者は、家族専従者に対する支払給与が、その労務の対価として相当であると認められる場合は、その全額を必要経費に算入できます。

■ご利用方法

青色申告を行うために個人事業者はその年の3月15日までに法人の場合は事業開始年度の日の前日までに所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出し承認を受ける必要があります。

問い合わせ先

- ・ 国税関係：国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口
- ・ 税務一般：最寄りの商工会・商工会議所

欠損金の繰越控除制度、繰戻還付制度

事業年度に生じた欠損金について、翌年度以降7年間にわたり所得金額から繰越控除することができます。また、一定の要件を満たす中小企業者等は、欠損金の1年間の繰戻還付を受けられます。

1. 欠損金の繰越控除

■対象となる方

青色申告書を提出する法人

■措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、翌年度から7年間は、所得金額からその欠損金を損金に算入する形で順次繰り越して控除することができます。7年間の繰越控除は平成13年4月1日以降に開始した事業年度に生じた欠損金について適用されます。

■手続きの流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告します。(欠損の生じた事業年度において青色申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出することが必要です。)

2. 欠損金の繰戻還付

■対象となる方

- ① 設立5年以内の青色申告書を提出する中小企業者等
- ② 中小企業経営革新支援法における経営革新計画の承認を受けた青色申告書を提出する中小企業者で、最近1年間のうちの3ヶ月間の生産額または取引額が5年以内のいずれかの同期間に比べ30%以上減少していることにつき、計画の承認をした行政庁の確認を受けた者

■措置の内容

事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の法人税額を乗じて得た金額の還付を受けることができます。

■手続きの流れ

還付を受けようとする法人税の額、その計算の基礎その他の必要事項を記載した還付請求書を最寄りの税務署に提出します。

■適用期間

平成18年3月31日まで

問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

中小企業投資促進税制

機械・装置その他の対象設備を導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等

■対象となる設備

- ①機械・装置で1台または1基の取得価額が160万円以上(リースの場合はリース費用の総額が210万円以上)のもの
- ②特定の器具・備品(電子計算機、デジタル複写機等)で1台または1基、あるいは同一種類の複数台の合計の取得価額が120万円以上(リースの場合はリース費用の総額が160万円以上)のもの
- ③普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)
- ④内航船舶(ただし取得価額の75%が対象)

※本税制は、取得価額が160万円以上(リースの場合はリース費用の総額が210万円以上)の機械・装置であれば、種類を問わず幅広く利用できます。

■措置の内容

■取得の場合

7%の税額控除または30%の特別償却が受けられます(ただし、資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります)。

■リースの場合(④を除く)

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が受けられます。

■手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

■適用期間

平成18年3月31日まで

問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

中小企業等基盤強化税制

流通・サービス業や特定の中小企業者の方が機械・装置、器具・備品を導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等で、

- ①卸売業、小売業、サービス業、飲食店業を営む中小企業者(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となるサービス業、飲食店業は除きます。)
- ②中小企業経営革新支援法の適用を受ける中小企業者
- ③中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の適用を受ける中小企業者

■対象となる設備

<①～③の中小企業者>

- ・機械・装置で1台または1基の取得価額が280万円以上(リースの場合はリース費用の総額が370万円以上)のもの

<①の中小企業者>

- ・器具・備品(電子計算機については、処理語長16～32ビット、主記憶容量32メガバイト以下のものに限る。)で1台または1基の取得価額が120万円以上(リースの場合はリース費用の総額が160万円以上)のもの

■措置の内容

■取得の場合

7%の税額控除または30%の特別償却が受けられます(ただし、②の中小企業者のうち資本金が3千万円を超える法人の方は、特別償却のみとなります)。

■リースの場合

リース費用の総額の60%について、7%の税額控除が受けられます。

■手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

■適用期間

平成17年3月31日まで

問い合わせ先

- ・国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・中小企業庁経営支援部商業課 TEL:03-3501-1929

IT(情報通信機器等)投資促進税制

一定のIT関連設備やソフトウェアを導入された場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出する個人事業者または法人

■対象となる資産・設備

①ソフトウェア

(適用を受けようとする事業年度のソフトウェアの取得価額の合計額が600万円以上《個人事業者または資本金3億円以下の法人については70万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が100万円以上》となる必要があります。)

②次のIT関連8設備

電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置

(適用を受けようとする事業年度のIT関連設備の取得価額の合計額が600万円以上《個人事業者または資本金3億円以下の法人は140万円以上、リースの場合はリース費用の総額の合計額が200万円以上》となる必要があります。)

■措置の内容

取得の場合

10%の税額控除(ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能)または50%の特別償却が受けられます。

リースの場合

リース費用の総額の60%について、10%の税額控除(ただし、法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能)が受けられます。

■手続きの流れ

- ①確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算などに関する明細書を添付した上で最寄りの税務署に申告します。
- ②取得等をした設備等について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

■適用期間

平成18年3月31日まで

問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得された場合、税制の特別措置が受けられます。

- 対象となる方
青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等
- 対象となる資産
取得価額が30万円未満の減価償却資産
- 措置の内容
取得価額の全額を損金算入できます。
- 手続きの流れ
確定申告書等に必要事項を記載し、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。
- 適用期間
平成18年3月31日まで

問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口
- ・ 中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803

事業承継円滑化のための税制措置

世代の交代期を迎えた中小企業が円滑な事業承継を図る場合、相続税や所得税の特例措置が受けられます。

■対象となる方

- ・ 特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小法人オーナー
- ・ 取引相場のない非上場株式を相続した中小法人のオーナー

■措置の内容

特定小規模宅地(事業用・居住用)の減額(相続税)

400㎡までの特定事業用宅地と240㎡までの特定居住用宅地は、評価額の80%が減額となる課税の特例が受けられます。

(注)なお、特定事業用宅地と特定居住用宅地の特例の全面的併用はできません。

取引相場のない株式の評価方法(相続税)

- ①「取引金額」、「総資産価額」、「従業員数」で会社規模の判定を行い、その規模に応じて会社の有する事業用資産を時価で評価し、これを基礎に1株当たりの価値を算出する「純資産価額方式」、または
- ②「純資産価額方式」と、上場会社からなる類似業種の株価を基として、1株当たりの「配当金額」、「利益金額」、「純資産価額」の比準割合を乗じて算出する「類似業種比準方式」の併用方式で評価されます。

取引相場のない株式の軽減制度(相続税)

取引相場のない自社株等を相続で取得した場合、以下の要件を満たすとき、発行済株式総数の3分の2以内で、相続税評価額10億円以下の分について、相続税の課税価格が10%軽減されます。

- ①発行済株式総額が、相続税評価額ベースで20億円未満の会社であること
- ②被相続人等が発行済株式総数の50%超を所有していて、相続人が引き続き申告期限まで持ち、役員として会社の経営に従事したこと

(注)上記の「特定小規模宅地の特例」を適用して、特例の上限(240㎡又は400㎡)に満たない場合は、上限に満たない部分の割合を本制度の上限(10億円または発行済株式総数2/3のうち低い方)に乗じた額を限度として本税制も適用することができます。また、相続時精算課税制度を選択した場合には、生前贈与分にも本制度が適用になります。

非上場の相続株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合(いわゆる金庫株の活用)、平成16年4月以降、みなし配当課税(最高50%の累進課税)でなく、譲渡益全体について譲渡益課税(20%)が適用されます。

また、自社株に係る相続税の額が、会社に譲渡した自社株の発行済株式総数に占める比率に応じ、取得費に加算される特例が利用できます。

※従来は、平成13年の金庫株解禁後、非上場株式を発行会社に譲渡した場合、譲渡対価のうち発行会社の資本等の金額を除く部分(利益積立金相当)について、譲渡前の株式保有比率に応じ、みなし配当課税(最高50%)がかかるため、相続した株式の発行会社への譲渡による相続税納税資金の調達等が困難になっていました。

非上場株式の譲渡益課税(所得税)

個人株主が非上場株式を譲渡する際の譲渡益課税の税率が、平成16年1月以降、20%に軽減されます(従来:26%)。

これにより、非上場会社の後継者難の場合における、M&AやMBOなどの株式譲渡による事業承継や、外部の投資家からの出資による自己資本の充実などが円滑に進むようになります。

■ 手続きの流れ

- ① 相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して10ヶ月以内に、被相続人の住所地を管轄する税務署に相続税の申告と納付を行います。
- ② 納付は、物納や延納の手続きを行わない限り、金銭で一時に納めなければなりません。
- ③ 延納は、一定の要件を満たし申告期限までに延納申請書を提出する必要があります。

問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

連結納税制度

企業の持株会社化、分社化などの戦略的な事業組織の再構築を円滑化することにより、ベンチャー創業や新たな事業展開を支援します。

■対象となる方

- ・青色申告書を提出する法人等
- ・適用法人は企業の規模にかかわらず、内国法人である親会社とその保有割合が100%(間接保有を含む)国内子会社です。
- ・制度の適用は選択制となります。なお、制度を選択した場合、100%子会社は全て連結対象となります。

■支援内容

- ・親会社と同一視しうる一定の子会社を含めたグループを一つの課税単位として課税する制度です。
- ・課税標準となる連結所得金額は、グループ内の個社の所得と欠損を通算して、連結グループを一体として計算します。
- ・親会社が中小法人(資本金1億円以下)であれば、連結所得800万円以下の部分について、軽減税率(22%)の適用があります。
- ・親会社が協同組合等であれば、軽減税率(22%)が適用されます。
- ・連結グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる利益・損失は、当該譲渡資産が連結グループ外に譲渡される時点まで課税が繰延べられます。
- ・連結グループへの加入に際しては、加入法人の資産の時価評価(評価の洗い替え)を行う必要があります。ただし、課税上弊害のない一定の要件を満たす場合は、評価替の対象外となります。
- ・連結グループを離脱する会社は、評価替は不要です。
- ・受取配当、寄付金、貸倒引当金、交際費、特別税額控除などの各個別制度は、親会社の資本金額を基に連結グループを一体として要件の判定や計算等を行います。

■手続きの流れ

- ①連結納税制度を選択する場合には、連結納税制度を適用しようとする事業年度6ヶ月前までに承認申請書を提出しその事業年度の開始前に国税庁長官の承認を受ける必要があります。
- ②親会社は、連結所得に対する法人税の申告・納付を行います。また、子会社については、連結所得の個別帰属額などを記載した書類を最寄りの税務署に提出します。

問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

留保金課税の適用停止

中小企業の自己資本の充実をさまたげてきた、留保金課税の適用を停止します。

■対象となる方

青色申告書を提出する以下のいずれかの同族会社

- ①創業10年以内の中小企業
- ②新事業創出促進法の認定を受けた企業(大企業も含まます)

※認定基準は、

- ・成長志向性(概ね5年以内に上場・公開を目指す)
- ・事業の新規性(新商品の生産、新役務の提供等)
- ・事業の確実性

- ③前年度で「試験研究費」と「開発費」の合計額が、売上高の3%を超える中小企業。
- ④自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む。)／総資産)が50%以下の中小法人(資本金1億円以下の法人)(平成15年度から)

(注)同族会社とは、株主等の3人(その同族関係者を含む)以下で、その持株割合が50%超となる会社をいいます。

■支援内容

同族会社に係る留保金課税が非課税になります。

■適用期間

平成18年3月31日までに開始する年度

■必要な手続き

- ①創業10年以内の中小企業は、確定申告書等に設立の日を明らかにする書類などを添付し、最寄りの税務署に申告
- ②新事業創出促進法の認定を受けた企業は、確定申告書等に認定書の写しを添付したうえで最寄りの税務署に申告
- ③前年度の試験研究費と開発費の合計額が収入金額の3%を超える中小企業は、確定申告書に前年度の収入金額、試験研究費、開発費の額を明らかにする書類を添付し、最寄りの税務署に申告
- ④自己資本比率が50%以下の中小法人は、確定申告書に自己資本、総資産の額を明らかにする書類を添付し、最寄りの税務署に申告

問い合わせ先

- ・中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803
- ・「新事業創出促進法」の認定については各経済産業局新規事業課(巻末一覧参照)

エンジェル税制

創業期の中小・ベンチャー企業に対して投資を行った場合、譲渡等により利益・損失が発生した場合のいずれの場合でも課税の特例が受けられます。

■対象となる方

【対象となる会社の要件】

創業期（設立10年未満）の中小企業者（大規模会社の子会社を除く）に該当する未登録・未上場の株式会社であって、次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するもの

- Ⅰ 試験研究費等の売上高に占める割合が3%超（設立5年以上10年未満の企業にあつては5%超）かつ外部からの投資を投資時点で1/6以上取り入れている会社
- Ⅱ 日本証券業協会のグリーンシート・エマージング銘柄に指定を受けた株式を発行する会社（取扱証券会社を通じて取得した場合）
- Ⅲ 一定の投資事業有限責任組合を通じて投資を行った株式を発行する会社（投資事業有限責任組合を通じて取得した場合）

【対象となる個人投資家の要件】

- ・ 投資契約を締結していること
- ・ 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
- ・ 同族会社である場合に、同族会社の判定の基礎となる株主グループに属していないこと

■借置の内容

個人投資家が当該株式に投資した場合、譲渡等を行うことによって利益・損失が発生した場合のいずれでも、課税の特例が受けられます。

【投資段階】

同一年分の株式譲渡益を限度として、所得税の譲渡所得の計算上、株式譲渡益額から当該投資額を控除（ただし、株式の取得費から控除額は減額）

【譲渡等をした場合】

- ①利益が発生した場合、株式譲渡益を1/2に圧縮（譲渡の日において3年超保有する株式《平成12年4月から平成17年3月31日の間に取得したものに限り》を上場等の日以後3年以内または上場等の日前であつてM&A等によって売却した場合）
- ②損失が発生した場合、損失を翌年以降3年間繰越して控除

■手続きの流れ

- ①「対象となる会社の要件」Ⅰ～Ⅲの区分に応じて、次に掲げる者から確認書の交付を受ける。
 - Ⅰに該当する会社 所管経済産業局
 - Ⅱに該当する会社 取扱証券業者
 - Ⅲに該当する会社 当該投資事業有限責任組合
- ②個人投資家は確定申告時に、上記より交付を受けた確認書に必要書類を添付した上で最寄りの税務署に申告。

問い合わせ先

各経済産業局（巻末一覧参照）のほか、下記ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/main_04.html

中小企業技術基盤強化税制

中小企業の方が研究開発を行った場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出し、研究開発を行う個人事業者または資本金1億円以下の中小法人等

■措置の内容

- ①個人事業者は、その年分の総所得金額に係る所得税額から試験研究費の15%相当額(ただし、3%分は平成18年分までの時限措置)を控除する(事業所得に係る所得税額の20%相当額を限度。控除限度超過額は1年間繰越可能)。
- ②法人または組合等は、その事業年度の所得金額に対する法人税額から試験研究費の15%相当額(ただし、3%分は平成18年3月31日までに開始する事業年度までの時限措置)を控除する(事業年度の所得に対する法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額は1年間繰越可能)。

対象となる費用

自ら試験研究を行う場合で、その試験研究に要した原材料費・人件費(専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る)・経費、その試験研究の一部として要する委託研究費、試験研究用資産の減価償却費

* 試験研究費に含まれる人件費の税額控除の対象となり得る範囲の明確化

(平成15年12月22日 中庁第1号、平成15年12月25日 課法2-27・課審5-25)

次の各項目全てを満たす者も「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当

- ①その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが、担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- ②担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
- ③従業期間がトータルとして相当期間(おおむね1ヶ月以上)あること(担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする)
- ④担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

■手続きの流れ

- ①特別控除明細書(「試験研究の特別控除別表6の6」)を入手します(最寄りの税務署の法人税課(または所得税課)で入手できます。なお、文房具店などでも購入できます。)
- ②特別控除明細書に試験研究費の金額など必要事項を記入して、確定申告時に青色申告書と一緒に提出します。なお、後で「税務調査」がありますので、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は保管しておいてください。

問い合わせ先

最寄りの税務署の法人税課(または所得税課)までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際は次のように言うだけで分かります。

- ①法人税の場合→租税特別措置法第42条の4の試験研究費の15%減税について
- ②所得税の場合→租税特別措置法第10条の試験研究費の15%減税について

研究開発促進税制

試験研究を実施している場合、税制の特別措置が受けられます。

■対象となる方

青色申告書を提出する法人、連結法人または個人が対象となります。

■措置の内容

A: 試験研究費総額に係る税額控除制度(総額型税額控除制度)

適用事業年度の試験研究費について、当該企業の試験研究費割合※に応じて一定率(10%~12%)に相当する額を法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の20%相当額を限度とします。

※試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額(=当年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額)で除したものです。

◎適用期間: 期限の定めはありません。

B: 増加試験研究税制

適用事業年度の試験研究費の額が、過去5年間の試験研究費のうち、上位3年の平均額と比較して増加している場合、その増加額の15%に相当する額を法人税額(所得税額)から控除します。ただし、税額控除額は法人税額(所得税額)の12%相当額を限度とします。

◎適用期間: 法人 平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度

個人 平成18年までの各年

上記AとBの制度は選択制です。

C: 特別共同試験研究税制

適用事業年度の試験研究費のうち、特別共同試験研究費(国研・独法・大学等と共同研究、委託研究をして支出した経費)がある場合には、当該特別共同試験研究費の額については通常の試験研究費の税額控除率よりも高い控除率(一律15%)を税額控除します。

※試験研究費の範囲

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち所得の計算上損金に算入される額で以下のもの

- ① 試験研究を行うために要する原材料費、人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限ります。)と経費
- ② 委託試験研究費
- ③ 特別の法律に基づいて試験研究のために組合等から賦課される負担金

D: 開発研究用設備の特別償却制度

平成15年1月1日から平成18年3月31日までの期間内に、開発研究用設備の取得等をして、これを開発研究の用に供した場合には、対象設備の取得価額の50%相当額の特別償却ができます。

■手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。

問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。 <http://www.nta.go.jp>

中小企業再生支援協議会

中小企業の再生を進めるため、都道府県ごとに中小企業再生支援協議会を設置。専任の専門家を配置し、再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画策定支援を行います。

■対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

■支援内容

中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生を進めるために、産業活力再生特別措置法に基づき各都道府県に設置された組織で、多様性、地域性といった中小企業の特性を踏まえ、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画策定支援を行っています。

具体的には、中小企業再生の相談に対して、中小企業再生支援協議会の常駐専門家が適切な対応策を提示し、また、相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、常駐専門家が個別企業の取組に対する助言を行い、必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の専門家に依頼して、共同で再生計画の作成支援を実施します。

再生計画策定支援にあたっては、関係機関と連携を図りながら、公正中立な立場で関係者間の調整を行い、事業面や財務面での改善を図るため、個々の企業の特性にあった、きめ細かな支援を行います。

■ご利用方法

都道府県ごとに設置している中小企業再生支援協議会において相談を受け付けています。お近くの中小企業再生支援協議会へご連絡ください。(連絡先は、158ページ)

問い合わせ先

- ・お近くの中小企業再生支援協議会(連絡先は、158ページ)
- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763
- ・各経済産業局中小企業課(近畿経済産業局は創業・経営支援課)
(巻末一覧参照)

経営安定特別相談事業

経営難などにより倒産の危機に直面している中小企業者に対して、経営立て直しのための無料相談を行っています。

■対象となる方

- ・経営が困難な状況にあり、その立て直しを図りたい方
- ・民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方
などの問題を抱えている方はどなたでも結構です。

■支援内容

全国の主要な商工会議所、各都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい企業経営者、公認会計士、税理士、中小企業診断士などの「商工調停士」や、専門スタッフが相談内容に応じて以下のような対応により、問題解決の支援を行っています。

- ①経営・財務内容の把握と分析
- ②手形処理、事業転換などの指導
- ③債権者などの関係者への協力要請
- ④受注あっせん
- ⑤民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

■手続きの流れ

この相談を受けるためには、特別な手続は必要ありません。相談は常時行っていますので、倒産などの問題が深刻化する前に早めにご相談ください。

問い合わせ先

- ・主要商工会議所(日本商工会議所 TEL:03-3283-7823)
- ・各都道府県商工会連合会(全国商工会連合会 TEL:03-3503-1251)

中小企業・ベンチャー総合支援センター

株式公開や特許取得、直接金融による資金調達等、高度な経営課題の解決に取り組む中小・ベンチャー企業等への多様な経営課題へのアドバイスをします。

対象となる方

中小・ベンチャー企業で株式公開や特許取得、直接金融による資金調達等、高度な経営課題の解決に取り組む中小・ベンチャー企業の方等

支援内容

全国8つのブロックに設置している中小企業・ベンチャー総合支援センターでは、中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置し、株式公開を視野に入れたベンチャー企業の支援や特許権の取得を絡めた経営戦略、海外進出など高度な経営課題への支援などを実施するほか、ブロック内の都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターが実施する支援事業のサポートを実施しています。

相談窓口

会計士、技術士、コンサルタントなどの各種の専門家を常設アドバイザーとして配置し、経営、技術、資金、法律など様々な経営課題について、適切できめ細やかな助言を実施しています。

また、インターネットを活用した「電子メール相談」や「がんばる中小企業なんでも相談ホットライン」による電話相談も実施しています。

専門家の派遣

経営・財務等企業経営に必要な知識、能力を有する専門家を要望に応じ、長期(最長1年間)継続して派遣する事業を実施しています。(有料: 専門家派遣に係る費用の1/3を負担いただきます)

情報の提供

ベンチャー企業、創業まもない方等へ、広範な経営課題に対応した、国・地方自治体などの実施する各施策情報を提供しています。

ビジネスプラン発表会等の開催

創業・ベンチャー企業等への資金調達や販路開拓を支援するために、新規顧客の開拓やベンチャーキャピタルとのマッチングを図るためのビジネスプラン発表会等を実施しています。

ビジネスアイデア支援モデル事業

創業・経営革新の全国モデルとなるビジネスアイデアを対象に、プロジェクトマネージャーが中心となって、ビジネスプランの作成から事業立ち上げまで一貫した支援を実施し、その支援成果を支援モデルとして普及する事業を実施しています。

がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」

企業経営の全般について、専門家がアドバイスをします。お気軽にお電話ください。

TEL 0570-009111(受付時間: 平日 9:00~17:00の間)

ご利用方法

まずは、下記の窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

各中小企業・ベンチャー総合支援センター(巻末一覧参照)

都道府県等中小企業支援センター

中小企業者の皆様の経営に関する悩みごとにお答えします。

■対象となる方

創業や経営革新等の様々な経営課題を抱える中小企業者の方等

■支援内容

都道府県等中小企業支援センターでは中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業者の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるようワンストップサービス型の支援を実施しています。

■相談窓口

都道府県等中小企業支援センターの窓口では、経営や技術の専門家や経験豊富でノウハウを持っている退職経営者が中小企業の方が抱える問題の相談に応じます。

また、日常の経営活動で生じた紛争等について弁護士等の専門家が相談に応じ、問題の解決を図ります。

■専門家の派遣

都道府県等中小企業支援センターに登録する中小企業診断士、税理士等の民間の専門家を派遣し、財務、人材、技術、情報、デザイン等をはじめとする経営課題に係る診断や助言を行います(有料:診断や助言に係る費用の1/3を負担いただきます)。

■情報の提供等

経営の向上を図る中小企業の方や創業者の方を対象とした研修、セミナー、交流会等を実施しています(研修への参加は有料:受講料の1/3を負担いただきます)。

また、中小企業の多様化する取引形態に対応するため、受発注情報・製品情報等の収集・提供や取引条件改善のための情報提供等を行うとともに、中小企業の方が必要とする情報の提供等を行うため、地域中小企業の経営動向等の調査・分析を実施しています。

■事業可能性評価委員会

中小企業の方や創業を志す方がお持ちのアイデア、事業プラン等についてその求めに応じて技術、ノウハウ等に関する事業可能性の審査、評価を行います。委員会は、企業経営経験者や経営、技術の専門家で構成され、必要に応じて継続した支援を実施しています。

問い合わせ先

各都道府県等中小企業支援センター(巻末一覧参照)

地域中小企業支援センター

地域に密着した新規創業や経営革新等の課題について、きめ細かな相談・助言・情報提供等のサービスをワンストップで行います。

対象となる方

地域の中小企業者や創業を考えている方等

支援内容

創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等が、様々な悩みを気軽に相談できる身近な支援拠点として、全国の広域市町村圏程度の区域ごとに「地域中小企業支援センター」を設置し、企業経営について十分な知見を有する専任のコーディネーターがきめ細かに相談に応じています。

相談窓口

コーディネーターが、創業にあたっての課題や金融、マーケティングなど経営革新等のための課題について、きめ細かな窓口相談に応じるほか、法律、会計、税務など、特に企業経営を行っていく上での重要な課題について、経験豊かな弁護士や税理士など各種専門家による専門的なアドバイスを受けたい方のために、顧問弁護士などによる窓口専門相談を実施しています。

情報の提供等

国、県などの支援制度やマーケティング、技術動向などについての情報をワンストップで提供しています。

問い合わせ先

最寄りの地域中小企業支援センター

(連絡先は、各経済産業局担当部局(巻末一覧参照)にお問い合わせください。)

経営改善普及事業

小規模事業者が抱えている経営面での問題に、商工会・商工会議所の経営指導員がきめ細かく相談に応じます。

■対象となる方

主として小規模事業者

■支援内容

ご相談に応じます

経営改善普及事業とは、小規模企業の経営に詳しく、しかも国や地方公共団体の施策を熟知した、いわば、経営面でのホームドクターと言うべき者を全国の商工会・商工会議所に配置し、小規模事業者の相談に応じる制度です。「この小規模事業者のホームドクター」は経営指導員と呼ばれ、全国で約9,000名が活動しています。

この経営指導員が小規模事業者からの相談に窓口で応じたり、個々に企業を回り指導を行うことで対応しており、その主な内容は以下のとおりです。

- ・ 金融、信用保証の相談、指導、あっせん
- ・ 税務、経理、労務、社会保険 等
- ・ 経営・技術の改善、工業所有権、商取引 等

また、このほかに、経営コンサルタント、大学教授、経営指導員などによる講演会、講習会の開催、税理士、公認会計士などの専門家を招いて個別指導の実施、記帳についての指導などを行っています。

このほかこのような事業を実施しています

- ・ 創業を予定されている方への支援
- ・ ショッピングセンターや、工場、研究施設、コミュニティセンターといった基盤施設を整備する事業 等

問い合わせ先

- ・ 最寄りの商工会・商工会議所
- ・ 都道府県商工会連合会

創業塾

創業を志す者の経験・潜在能力を掘り起こして伸ばし、しっかりした事業計画の作成支援を行います。事業展開等を目指す事業者や若手後継者等を対象にした「第二創業コース」を実施します。

対象となる方

創業塾

創業を志す方

第二創業コース

新事業展開等を目指す方

支援内容

創業塾

全国商工会联合会、日本商工会議所が商工会、商工会議所などと連携を図りつつ、創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする方を対象に、経営戦略(ビジネスプラン)の完成、創業に必要な実践能力の修得を支援するため、30時間程度の短期集中研修を開催します。(全国各地において約280カ所の実施を予定)

○カリキュラムイメージ

- ・ 実際の会社設立までの流れ
- ・ 事業コンセプトのまとめ方
- ・ マーケティングの基礎知識
- ・ 地元起業家から学ぶ
- ・ ビジネスプラン作成演習
- ・ 開業資金計画と資金調達方法・会計実務
- ・ 経営疑似体験 等

第二創業コース

全国商工会联合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所などと連携を図りつつ、新事業展開等を目指す若手後継者の方などを対象として、経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの修得を支援することを目的としたコースで20～30時間程度の短期集中研修を開催します。(全国各地において約100カ所の実施を予定)

○カリキュラムイメージ

- ・ 第二創業の必要性
- ・ 既存事業と新規事業の両立(第二創業成功のための留意事項)
- ・ 第二創業を行った経営者の体験談
- ・ 新事業展開を図るための経営戦略の企画・立案
- ・ 自社の事業領域の再構築
- ・ 新事業展開の中長期計画
- ・ 新事業展開の短期計画策定 等

問い合わせ先

- ・ 最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会
- ・ 全国商工会連合会 TEL:03-3503-1254
HP: <http://www.shokokai.or.jp/index.html>
- ・ 日本商工会議所 TEL:03-3283-7847
HP: <http://www.jcci.or.jp/>

経営革新セミナー・創業セミナー

経営革新への取組に向けた基礎的知識の修得や具体的課題解決、創業にあたっての基礎知識の習得を支援するためセミナーを開催します。

経営革新セミナー

■対象となる方

経営革新に取り組む中小企業者

■支援内容

都道府県等中小企業支援センターで、セミナーを実施し、経営革新に意欲を有する方を対象に、経営革新に向けた取組に着手するに当たって必要な基礎的知識の修得を支援します。

(具体的テーマ設定例)

- ・経営革新支援法の解説、経営革新計画の策定
- ・経営構造分析と事業コンセプトの確認
- ・新事業進出・新商品開発のための思考法
- ・経営戦略策定と中期計画立案

■実施・募集期間

申込み、募集案内、定員などは、開催場所により異なります。
詳細は、下記にお問い合わせください。

創業セミナー

■対象となる方

創業を目指す方

■施策の内容

都道府県等中小企業支援センターで、セミナーを実施し、創業に意欲を有する方を対象に、創業に向けた取組に着手するに当たって必要な基礎的知識の修得を支援します。

■実施・募集期間

申込み、募集案内、定員などは、開催場所により異なります。
詳細は、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

各都道府県等中小企業支援センター(巻末一覧参照)

ベンチャーサポートウエア事業

ベンチャー企業等が持つ、ビジネスプランを診断、事業の将来性を評価し、優良なベンチャー企業等の成長・発展を支援します。

■対象となる方

事業化を計画しているベンチャー企業等

■支援内容

ベンチャー企業等から事業化を計画しているプロジェクトを公募し、ベンチャーサポートウエアの評価ボードメンバー※1が事業遂行能力、競合優位性、プランの妥当性などの項目から診断し、「評価書」を交付します。

また、必要に応じて、国内ベンチャーキャピタルをはじめとする金融機関等に事業を紹介する機会も設ける予定です※2。

※1 評価ボードメンバー：起業経験者、ベンチャー企業育成に経験のある専門家、特許や財務の専門家等

※2 ベンチャーキャピタル等金融機関からの資金提供を約束するものではありません。

■手続きの流れ

- ① (財)ベンチャーエンタープライズセンター(VEC)に申し込み
なお、地域のプラットフォームや中小・ベンチャー支援センター等にご相談頂いても結構です。
- ②書類選考(プロジェクト・マネージャーによるスクリーニング等)
- ③評価ボードメンバーによる事業性等の評価
ボードメンバーに対しビジネスプランのプレゼンテーションを行います。
- ④事業計画のブラッシュアップ、フォローアップ
評価ボードによる評価を踏まえ、事業の成長に必要な各種の取組につき、プロジェクト・マネージャーによる指導・取組の方策等につき具体的にアドバイスします。
- ⑤「評価書」の交付
- ⑥ベンチャーキャピタル等とのマッチング
- ⑦販路、事業パートナー等外部経営資源の取得を期待する高い評価の事業に係る情報発信(VECのホームページ等)

問い合わせ先

VEC(財団法人ベンチャーエンタープライズセンター)

TEL:03-3537-8821

後継者人材マッチング促進事業

後継者難に悩む地域の事業者と新規創業を目指している方等の後継希望者との出会いの場を提供します。

■対象となる方

- ・後継者難に悩む地域の事業者
- ・後継者となることを希望する者

■支援内容

バーチャルな出会い

全国商工会連合会に「後継者探し」サイトを開設・運営し、サイト内において後継者を求める事業者と後継者になることに関心を有する方に関する情報が地域を越えて流通します。サイト内で理想のお相手をおさがしください。

交流会の開催

後継者をさがしている事業者の多い地域等において、現地の事業者等と後継者となることに関心のある方との交流会を開催します。

■ご利用方法

サイトへの情報登録は、随時受付中です。ご登録の方法等については、最寄りの商工会・商工会議所または全国商工会連合会にお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・最寄りの商工会・商工会議所
- ・全国商工会連合会 TEL:03-3503-1254

HP: <http://www.shokokai.or.jp/index.html>

企業等OB人材を活用した中小・ベンチャー企業支援

中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する企業等OB人材の掘り起こしを行い、OB人材と中小・ベンチャー企業のマッチングを支援します。

■対象となる方

研究開発や新事業開拓、海外進出、IT活用等の特定の経営課題を抱えている中小・ベンチャー企業の方

■支援内容

中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する企業等OB人材(以下「OB人材」)の掘り起こし等を行い、OB人材を活用し新事業展開を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援します。

具体的には、

- ①各都道府県で商工会議所が中心となって、全国規模で中小企業を支援するOB人材の発掘、OB人材の活用を希望する中小企業に関する情報を収集します。
- ②収集したOB人材等の情報については、各都道府県において事業実施商工会議所が提供するとともに、中小企業総合事業団が集約化して中小企業専門のポータルサイト(J-Net21)で公開します。その結果、全国の中小企業者がそれぞれニーズに合致したOB人材の支援を受けられる、あるいはOB人材が中小企業のニーズに関する情報を取得できるようにします。
- ③さらに、全国規模で発掘されたOB人材の中から特に優れたOB人材については、中小企業総合事業団が、中小企業ニーズに応えるべく派遣します。

■具体的な内容は

OB人材を活用したい中小企業の方

日本商工会議所、各地域の事業実施商工会議所または中小企業総合事業団にお問い合わせください。

なお、中小企業支援施策のポータルサイト「J-NET21 (<http://www.j-net21.jasmec.go.jp>)」にてOB人材のデータベース等、当該事業の概要を公開しています。そちらの方もご覧ください。

また、日本商工会議所のホームページ(<http://www.objinzai.jp>)からも情報が閲覧できます。

OB人材として登録したい方 または 自社に必要なOB人材情報を登録したい方

日本商工会議所または各地域の事業実施商工会議所にお問い合わせください。

問い合わせ先

○商工会議所等によるOB人材情報の登録等について

日本商工会議所 中小企業振興部 TEL:03-3283-7846

各地域の事業実施商工会議所(上記の「日本商工会議所」へお問い合わせください。)

○中小企業・ベンチャー総合・支援センターを通じたOB人材の派遣事業について

中小企業総合事業団 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL:03-3433-8811(代)

下請取引あっせん・相談事業

取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行うとともに、下請中小企業の方からの様々な相談に応じます。

■対象となる方

新たな取引先を開拓したい中小企業者、経営上の諸問題を抱える下請中小企業の方など

■支援内容

下請取引あっせん事業

各企業の現況、業種、設備、技術などその条件に見合った発注企業を、県内・県外にわたって探し、紹介します。

※あっせんの対象は、物品やその半製品、部品などの製造や修理の委託、情報成果物（プログラム、放送番組など）の作成委託、役務（運送、ビルメンテナンスなど）の提供委託などです。

取引マッチングシステム（通称：Match net/マッチネット）

インターネットを利用して、会員企業の企業情報、発注案件情報、受注希望情報を閲覧できるほか、希望条件に応じた最適企業を検索することができます。

相談事業

各地域における産業や親企業の動向を的確に把握した専門調査員が、加工技術、設備、生産管理、新規取引先の開拓、販路の拡大、他部門への進出等の下請事業者が抱える諸問題について、ご相談を受けつけ助言を行っています。

■手続きの流れ

下請取引あっせん

- ①発注または受注を希望する企業は、都道府県等中小企業支援センターに登録して下さい。
- ②都道府県等中小企業支援センターから受発注情報等を提供し、取引先を紹介します。

取引マッチングシステム

（財）全国下請企業振興協会ホームページの、取引マッチングシステム（<http://www.matchnet.zenkyo.or.jp/>）の入会申込画面より必要事項を入力していただき、入会審査を経て登録します。

相談事業

経営に関する諸問題を抱える下請中小企業の方は、都道府県等中小企業支援センターにご相談下さい。

問い合わせ先

- ・各都道府県等中小企業支援センター（巻末一覧参照）
- ・（財）全国下請企業振興協会 TEL：03-5800-2860（代）URL <http://www.zenkyo.or.jp/>

新産業創出コーディネート活動モデル事業

中小企業の経営課題を解決するためのコーディネート活動を行う機関に対して事業費の一部を補助します。

■対象となる方

コーディネート活動を行う機関

※公益法人、試験研究機関、大学、民間企業、認可法人、中小企業組合、NPO、任意団体、個人など

■支援内容

中小企業からの課題を分析・特定し、その課題解決に最適な外部経営資源を紹介・引き合わせ、連携を側面的に支援するコーディネート活動事業でコーディネートの結果生じた中小企業と外部経営資源で構成されるグループ、連携組織、企業等による活動を支援するため、コーディネータが行う次の事業の委託契約締結により事業に係る経費を助成します。

- ① アドバイス、新たな経営資源への紹介・引き合わせ
- ② 交流会、研究会、研修会等の開催
- ③ 事業計画の策定に資する調査
- ④ 試作品の設計・製造
- ⑤ 技術・試作品等の評価
- ⑥ 需要開拓等のための調査 等

委託限度額 1提案事業あたり約600万円

※平成16年度は全国で約25件採択予定

■ご利用方法

各経済産業局にコーディネート事業計画を提出し、審査の結果、採択された案件について委託を行います。

■募集期間

平成16年度の公募時期は未定です。

※平成15年度(4月上旬～5月上旬)と同時期を予定

問い合わせ先

各経済産業局（巻末一覧参照）

戦略的情報化投資活性化支援事業(ITSSP)

中小企業の経営者の方々が、経営革新を目指した戦略的情報化投資をする際に必要となる情報や支援環境を提供します。

■対象となる方

企業経営者にITを戦略的に活用することを考えている中小企業の経営者等

■支援内容

戦略的情報化投資活性化支援事業(ITソリューション・スクエア・プロジェクト:愛称ITSSP)では、中小企業の戦略的情報化投資を支援するため、以下のような事業を全国各地で実施します。

[経営者研修会]

経営革新や情報化の進め方・手法を、事例を通して参加者同士で意見交換しながら学ぶものです。ここでは、講義、ケース学習等で構成され、終了時には参加者が自ら経営戦略の立案や情報化企画書を作成できる能力を身に付けていただくことを目指した、質の高い研修であり、全国各地で実施します。

[IT成熟度診断事業]

戦略的情報化投資を行う場合に、ITSSP事業で整備を行ってきた「IT成熟度診断ツール」を活用することにより、企業内における「合意形成」等の手順を定型化・標準化し、経営課題の分析とIT化の重点課題を絞り込み、適切なコンサルティング等につなげます。

[IT化事例発表会]

ITSSP事業等を通じて、他社の参考となるIT化を実施した企業の事例を紹介するセミナー形式の発表会を開催します。

[インターネットによる情報提供]

各地で開催されるITSSP関連事業や経営改革のためのIT化についての成功事例などの情報を提供します。

[ITコーディネータ制度]

ITコーディネータは、経営とIT双方に通じ、経営者の立場に立つて企業の戦略的なIT投資を支援するための人材として、これまでのITSSPの中から生まれた資格制度です。

(ITコーディネータ、ITコーディネータ捕は全国で約4,300人 :平成15年12月末現在)

ITSSPでは、各事業においてITコーディネータを積極的に活用することにより、中小企業の経営改革のためのIT投資を支援することとしております。

(ITコーディネータ協会 ホームページ <http://www.itc.or.jp/index.html>)

■ご利用方法

次のホームページに掲載される各事業の連絡先または下記にお問い合わせ下さい。

- ・ ITSSPホームページ <http://www.itssp.gr.jp/>

問い合わせ先

- ・ 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 TEL: 03-3501-2646
- ・ 各経済産業局情報政策担当課(室)(巻末一覧参照)
- ・ 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)人材育成推進部 TEL: 03-5978-7506
- ・ 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 TEL: 03-5733-8380

中小企業研修事業(受入研修・海外研修)

日本の中小企業の円滑な国際事業展開を図るため、現地人技術者や管理者、または日本人駐在員・指導員等の育成をお手伝いし、海外の生産拠点や部品調達先等の技術力・管理能力の向上を支援します。

受入研修

対象となる方

事業の海外展開を進める日本の中小企業の方々

合併会社の立上げ要員、海外子会社の現地人管理者、海外部品調達先の技術指導員、海外へ納品した製品のオペレーターやメンテナンス技術者等の育成に適しています。

支援内容

- 1)研修実施に必要な経費の一部補助
- 2)日本語や日本の産業事情等を学ぶ導入研修の実施
- 3)研修生の滞在支援、企業内個別研修に対する支援
- 4)海外旅行傷害保険への加入、研修センターの宿舍利用、帰国後フォローアップなど

手続きの流れ

- ① 研修生受入予約申込(研修生来日の4カ月前) ② 受入態勢確認
- ③ 研修申込書類提出 ④ 審査(研修生来日の2カ月前) ⑤ 査証申請・取得
- ⑥ 来日、導入研修参加、企業内研修実施 ⑦ 帰国、経費精算

募集期間

随時受付。

海外研修

対象となる方

事業の海外展開を進める日本の中小企業の方々またはその海外関連企業の方々

合併企業における改善活動の導入、海外子会社の現地人技術者への品質管理教育や安全管理教育、あるいは、日本人管理者による現地人の思考・行動様式に対する理解向上や海外企業経営のリスク・マネジメントの要点理解等に適しています。

支援内容

- 1)研修実施に必要な経費の一部補助
- 2)現地ニーズに基づく研修テーマによる短期間の研修を企画実施
- 3)研修実施後のフォローアップ 等

手続きの流れ

- ① 募集要項入手(研修開始の1~2カ月前)
- ② 研修申込書提出(研修開始の1~2カ月前)
- ③ 申込者選考 ④ 研修参加、参加費支払

募集期間

随時受付。なお、研修コースごとに募集期間を定めておりますので、お問い合わせください。

問い合わせ先

財団法人 海外技術者研修協会〔AOTS〕

事業推進部事業推進課 TEL :03-3888-8257 HP :<http://www.aots.or.jp>

日台中小企業海外情報提供事業

台湾でビジネスを展開する際に必要な情報を提供するとともに、台湾企業とのビジネスマッチング等の機会を設け、中小企業の国際化に対する支援を行っています。

■対象となる方

台湾とのビジネスを考えている中小企業者

■支援内容

情報提供事業

国交のない台湾との間でのビジネスをサポートするため、(財)交流協会のホームページ上で台湾の経済動向や台湾企業の情報と台湾企業とのビジネスアライアンスに関する情報を提供しています。

ビジネスアライアンス促進事業

日台企業間のビジネスアライアンス(連携)に関する情報提供、アドバイスなどを行うとともに、台湾企業とのマッチング交流会やセミナーを開催します。開催案内等はホームページに掲載されます。

電子商取引推進事業

ネット上に日本企業と台湾企業とのビジネス交流サポートサイト「日台ビジネスステーション」を開設し、ビジネスマッチングを希望している台湾企業の情報や台湾製品の紹介とが国中小企業製品の紹介を行っています。

本サイトは言語を気にすることなく日本語で台湾企業へのアプローチができ、逆に、自社の情報を登録することにより、興味を持った台湾企業からビジネスマッチングのアプローチが期待できます。ビジネスのきっかけ作りに利用されています。

■ご利用方法

(財)交流協会運営するホームページ「日台ビジネスステーション(<http://www/jptwbiz-j.jp>)」にアクセスし、WEB会員登録をして下さい。登録は無料です。

■募集期間

随時受け付けています。

問い合わせ先

(財)交流協会 貿易經濟部 TEL: 03-5573-2600 (内線34)

HP: <http://www/jptwbiz-j.jp>

中小企業海外展開・輸出支援事業

技術力の高く、海外への展開への意欲のある元気な中堅・中小企業の方々と海外の企業との橋渡しを行ないます。

対象となる方

中小企業基本法で定める中小企業
中小企業をとりまとめる地方公共団体、業界団体

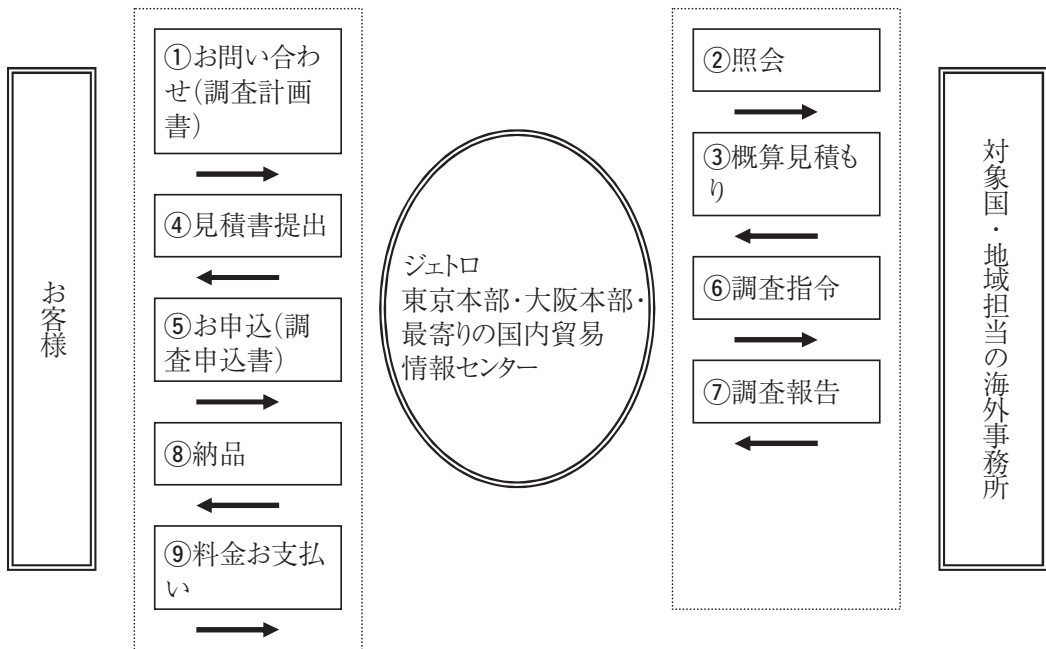
支援内容

中小企業商品海外調査事業

海外の有望な市場や産業を調査するプログラムです。輸出を行うにあたって、業種や地域等のターゲットを絞り、調査を行うことで事業の成功の可能性を高めていきます。調査経費の一部に補助金が適用されます。

【手続きの流れ】

～お申し込みから納品まで～

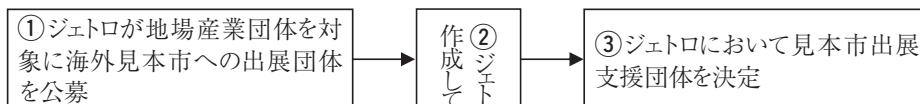


中小企業海外展示会

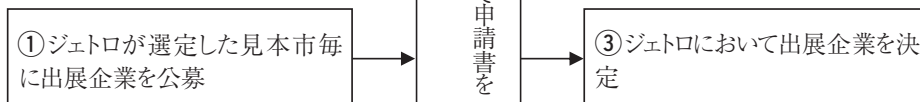
中小企業、中小企業をとりまとめる地方公共団体と業界団体で海外において開催される展示会に参加するプログラムです。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を伴った輸出を行ないます。

【手続きの流れ】

【地場産業等展示事業】



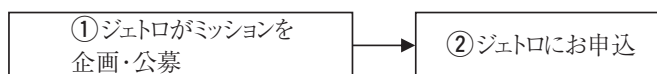
【中小企業海外見本市事業】



中小企業輸出ミッション派遣事業

中小企業、中小企業をとりまとめる地方公共団体と業界団体で海外への輸出ビジネス促進を目的としたプログラムです。関心の高い地域に対してミッションを派遣し、現地にてビジネス交流会や商談会を行なうことで具体的成果を伴った輸出を行ないます。

【手続きの流れ】



中小企業海外展開コーディネーターティン事業

中小企業の輸出を海外で手助けするプログラムです。ジェトロでは欧米やアジア、中国などで現地でのビジネスに精通したコーディネータを配置。コーディネータを現地企業との橋渡し役として活用し、円滑な現地への輸出・海外展開を行ないます。

問い合わせ先

日本貿易振興会（ジェトロ）

市場開拓部輸出促進課 TEL：03-3582-5313

海外現地法人等への専門家派遣制度、インターンシップ派遣制度

海外現地法人や商取引関係にあるローカル企業の生産性・品質の改善向上等のお手伝いをします。

■対象となる方

国際化の推進を図るわが国の中小企業

■対象となる事業

対象となる事業の業種は派遣対象国の産業発展に貢献する業種とします。

なお、派遣の対象国は開発途上国に限りません。

■支援内容

1. 専門家派遣事業

わが国中小企業の海外現地法人や商取引関係にあるローカル企業に対し、わが国の専門能力を有するJODC登録専門家を派遣し、その派遣経費の2/3をJODCが負担します。

派遣期間は1ヶ月から1年未満です。

【活用対象と指導内容】

派遣申請企業：わが国の中小企業

専門家受入企業：わが国中小企業が出資する、あるいは商取引等のある現地企業

専門家指導内容：

(1) 個別専門家派遣事業

原則として全業種の技術指導

(2) 巡回指導型専門家派遣事業

複数の本邦現地法人等に対し、共通の基礎技術・管理能力の向上を図る技術指導

■ご利用方法

詳しくは、JODCホームページ(<http://www.jodc.or.jp/>)をご覧ください。下記窓口にお問い合わせください。

■募集期間

随時受け付けています。

2. 海外インターンシップ派遣事業

活力ある中小企業の人材育成を目的に、わが国大学生等の若者をインターンシップとして本邦現地法人に派遣し、わが国中小企業の国際展開に資する新たな人材確保や相互の技術・能力の向上を図ります。その派遣経費の2/3をJODCが負担します。派遣期間は3週間程度です。

問い合わせ先

(財)海外貿易開発協会(JODC) 派遣業務部

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目12番5号 白鶴ビル4階

TEL:03-3549-3051 Fax:03-3549-3055 メール:information@jodc.or.jp

HP: <http://www.jodc.or.jp>

中小企業海外展開支援事業

海外ビジネス相談に無料で何度でも専門家がアドバイスします。

■対象となる方
海外展開などを行おうとしている方

■支援内容

国際化支援アドバイス

中小企業の方々の海外投資や国際取引などを支援するため、海外ビジネスの実務経験豊富な「国際化支援アドバイザー」が、何度でも無料で相談に応じます。

アドバイス実施場所は東京または大阪事務所ですが、案件が取りまとめられればアドバイザーの派遣（出張アドバイス）も実施しています。また、内容によっては電話、E-Mailでもお応えできます。

また、投資対象国の現地調査を実施する際に、アドバイザーが現地まで同行しきめの細かいアドバイスを行なう、現地アドバイス制度もあります（アドバイザーの現地派遣費用は一部有料、実施には審査有り）。

【手続きの流れ】

- ①アドバイス利用申込書をファックスまたはE-Mailにて事業団あて送付
(<http://www.jasmec.go.jp/> 参照)
- ②アドバイザーより連絡
- ③東京または大阪の事務所ですアドバイス実施（1回2時間程度）

国際展開ワークショップ

中小企業総合事業団、都道府県等中小企業支援センターなどが共同企画して、海外現地の投資環境や海外展開事例などを踏まえた「国際展開ワークショップ」を開催しています。講演会などの企画がある場合は中小企業総合事業団にお問い合わせ下さい。

国際化のための情報提供サイト

専門家による海外展開に役立つ最新経営情報、進出事例などを提供しています。

■募集期間
随時受付けています。

問い合わせ先

（国際化支援アドバイス）

中小企業総合事業団 調査・国際部

東京 TEL：03-3433-8811（代）

E-Mail：ko-jigyo@jasmec.go.jp HP：http://www.jasmec.go.jp/ck

大阪 TEL：06-6944-2278 Fax：06-6944-3904

（国際展開ワークショップ）

中小企業総合事業団 調査・国際部 TEL：03-3433-8811（代）

E-Mail：ko-jigyo@jasmec.go.jp HP：http://www.jasmec.go.jp/

（国際化のための情報提供サイト）

中小企業総合事業団 調査・国際部 TEL：03-3433-8811（代）

E-Mail：ko-joho@jasmec.go.jp HP：http://www.jasmec.go.jp/

（注）上記事業の担当部署については、平成16年7月、独立行政法人中小企業基盤整備機構へ移行されるため、問い合わせ先は変更となる場合があります。

中小企業情報提供事業

海外展開を志向する中小企業の方々に海外情報をお届けします。

対象となる方
中小企業者

支援内容

貿易投資総合データベース提供事業

海外63カ国・地域の基礎的経済情報や貿易・投資に関する制度情報または日本貿易振興会（JETRO）に寄せられた貿易投資相談等をコンテンツとする貿易投資総合データベース（ジェットロ海外情報ファイル）をインターネット上で提供しています。

トレード・タイアップ・プロモーション・データベース提供事業

日本と海外の企業がビジネスの希望案件をインターネットから直接登録、または検索・閲覧し、希望に合った相手企業に直接コンタクトできるインターネット型ビジネスソリューションシステム「トレード・タイアップ・プロモーション・プログラム（TTPP）」を運営しています。TTPPでは商品取引、技術交流、投資、サービスなどの多様なビジネス案件を登録・閲覧できます。

◆以下のアドレスにアクセスしてください。どなたでもご利用になれます。

貿易投資総合データベース提供事業

<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>

トレード・タイアップ・プロモーション・データベース提供事業

<http://www.jetro.go.jp/tppj/>

問い合わせ先

日本貿易振興会（ジェットロ）

・貿易投資総合データベース提供事業

海外調査部 海外情報ファイル班 TEL：03-3582-5195

・トレード・タイアップ・プロモーション・データベース提供事業

貿易投資相談センター 引合媒体班 TEL：03-3582-5215

中小企業国際化推進特別事業

海外との経済交流による地域経済の国際化及び中小企業の方々の海外とのビジネスの支援を行います。

対象となる方

Local to Local 産業交流事業 自治体または商工関係団体等

ベンチャー国際化支援ネットワーク事業 起業家、中小企業

支援内容

Local to Local 産業交流事業

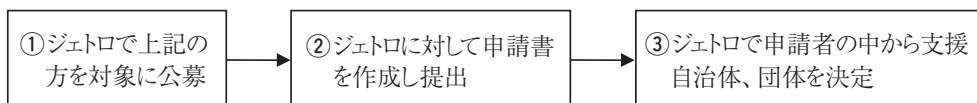
地方自治体の地域経済活性化・国際化プロジェクトと有機的連携を図りつつ、わが国の特定地域と海外の特定地域との産業交流を従来以上に活発化し、新規産業の創出や地場産業の多角化・高度化を目指します。本事業は海外調査、ミッション派遣、セミナー・シンポジウム開催、企業交流会・商談会開催などのスキームで実施します。

【活用事例】

三重県ードイツ・ベルリン市周辺地域案件（医療、健康、福祉）

三重県は、「メディカルバレー構想」を掲げ、三重大学を中心に医療・健康・福祉の産業集積を積極的に図っているが、今回LL事業でドイツ北部を中心とするバイオ産業クラスター「ピオコンバレー」との交流を行う。この交流により両地域企業間の研究・技術提携、さらには企業・研究所の対日・対外投資の可能性を探る。

【手続きの流れ】



ベンチャー国際化支援ネットワーク事業

わが国中小企業の海外での起業、海外ベンチャー企業等との連携を支援するため、シンポジウム、セミナー、技術専門家派遣、展示・商談会などを実施します。また、欧米のインキュベーター内で活動支援も行います。加えて、インキュベーター・マネージャーを米国企業環境の整った国に派遣し研修を行っています。

【活用事例】

「ベンチャー・インキュベーション in USA ～米国進出企業支援プログラム～」では、過去にシリコンバレー（BIC）に15社、シカゴ（TIC）に5社、ワシントン（IA）に3社が合格し、ジェトロの支援を受けています。各インキュベーター、ジェトロが提供するビジネス支援・ネットワークを通して、米国での事業展開に成功し、ソフトウェア製品を世界各国へ販売しているところ、米国企業との契約を締結したところ、米国において資金調達に成功したところ、など様々なサクセスストーリーが生まれています。

ご利用方法

事業実施ごとに公募します。詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

日本貿易振興会（ジェトロ）

・「Local to Local 産業交流事業」市場開拓部 地域交流課 TEL：03-3582-5314

・「ベンチャー国際化支援ネットワーク事業」産業技術・農水産部産業交流課 TEL：03-3582-4631

日本商工会議所海外事業

海外現地の日系中小企業の方々が直面している問題を解決するための無料相談等を行っています。

■対象となる方

海外8カ所(ソウル、北京、香港、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、シンガポール)の現地日系中小企業の方

■支援内容

海外8ヶ所の海外進出日系企業で組織する各日本人商工会議所などで以下の事業を実施しています。

中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題について、現地コンサルタントと連携して無料で経営相談を行います。なお、相談は、窓口による他、ホームページの掲示板機能(公開)や電子メール(非公開)によるオンラインでも行います。

【活用事例】

平成15年度は、主に労務関係(就業規則の整備、従業員の組合活動への対応等)、税務関係(法人設立の税務処理等)、知的所有権保護(模倣品対策)、SARS関係(対応等)等の合計308件(平成15年9月末現在)の各種相談が窓口、ホームページ、電子メールを通して寄せられ、適宜情報提供を行い対象地域日系中小企業の操業の上での懸案事項の解消に役立っています。

中小企業経営インフラ整備事業

日本人商工会議所内に中小企業委員会を組織し、現地日系中小企業の方々からの意見聴取、各地の実態調査、上記「専門指導」等を通じて、当該国の日系中小企業が現地化を行う上で障害となる事項を取りまとめ、現地政府、政府関係機関などに対して意見・要望活動を行います。

【活用事例】

平成15年度は、対象地域の日本人商工会議所が、上記中小企業専門指導事業や実態調査等を通じて取りまとめた日系中小企業の現地活動を阻害する現地法制等の改善要望207項目を現地政府・政府関係機関に対して直接行い、56項目が平成15年度中に改善されています(平成15年9月末現在)。

■ご利用方法

現地の日本人商工会議所に直接お越しいただくか、電話・E-mailにてお問い合わせください。

問い合わせ先

日本商工会議所 国際部 TEL：03-3283-7875

ITアドバイザー派遣事業

IT導入を進めようとする中小企業者に専門家を派遣します。

■対象となる方

中小企業者

■支援内容

中小企業総合事業団にIT導入に関する専門家（ITコーディネーター、中小企業診断士等）を登録し、IT導入を進めようとする中小企業者の依頼に応じて、直接派遣します。
なお、中小企業者の方には、費用の1/3相当額を負担していただきます。

※ITコーディネーター：

経営戦略策定から情報化投資の企画・調達、さらにはシステムの開発・運用に至る全てのプロセスで一貫して経営者をサポートする者

※中小企業総合事業団は、平成16年7月以降「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

■手続きの流れ

- ① 中小企業総合事業団に専門家派遣の申込み
- ② 中小企業総合事業団の登録簿の中から専門家を選定
- ③ 費用の1/3相当額を中小企業総合事業団に振込
- ④ 中小企業総合事業団は振込の確認の後、中小企業者に対し専門家を派遣

問い合わせ先

中小企業総合事業団情報・技術部 TEL：03-3433-8811（代）

HP：http://www.jasmec.go.jp/

IT研修

中小企業経営者等に対し、実践的なIT研修を行います。

■対象となる方

中小企業者

■支援内容

中小企業総合事業団、都道府県等中小企業支援センター、商工会、商工会議所、中央会などで、中小企業に対する実践的な研修を実施し、中小企業のIT革命への対応を支援します。

例えば、

- ・ **中小企業総合事業団**においては、全国9つの中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等に対し、ITを活用した経営管理に関する高度かつ実践的な研修を実施します。

- ・ **都道府県等中小企業支援センター**においては、地域の中小企業の経営者等に対し、IT活用事例の紹介、インターネットを活用した電子商取引等の実施のための実践的なIT研修を実施します。

- ・ **商工会、商工会議所、中央会等**の支援機関においては、パソコン、Eメールの活用からホームページ作成や電子商取引の活用まで段階的なIT研修を実施しています。

(詳しくは <http://www.jcci.or.jp/ec/> をご覧ください)

なお、研修は参加者の負担が発生しますので、詳細は各研修実施機関にお問い合わせください。

■手続きの流れ

- ①各研修実施機関に問い合わせ
- ②研修の受講

問い合わせ先

- ・ 中小企業総合事業団 TEL：03-3433-8811（代）
- ・ 都道府県等中小企業支援センター（巻末一覧参照）

（参考）

- ・ 日本商工会議所情報化推進部 TEL：03-3283-7903
- ・ 全国商工会連合会情報調査部 TEL：03-3503-1258

ITセミナー

中小企業者のIT革命への円滑な対応を支援します。

■対象となる方 中小企業者

■支援内容

都道府県中小企業支援センターにおいて、地域の中小企業の経営者等に対し、「IT革命が経済・社会、中小企業を取り巻く環境にどのような影響を及ぼすか」等に関する啓発・普及のためのセミナーを開催します。

■補助率

国:1/2

都道府県等*:1/2

※都道府県または中小企業支援法施行令で指定する市

■手続きの流れ

申し込み、募集案内、定員などは、各都道府県等中小企業支援センターによって異なります。詳しくは、お近くの都道府県等中小企業支援センターもしくは都道府県等にお問い合わせください。

問い合わせ先

各都道府県等中小企業支援センター（巻末一覧参照）

e-中小企業庁&ネットワーク

中小企業経営者や創業予定者に対して、中小企業支援施策に関する豊富な情報、経営に役立つ情報をインターネットをとおしてお届けしています。

■対象となる方
中小企業者等

■支援内容

「e-中小企業庁&ネットワーク」とは、中小企業のIT化促進の観点から、中小企業庁、中小企業総合事業団(※)、中小企業支援機関が協力して創設したネットワークのことで、以下のサービスを提供しています。

※中小企業総合事業団は平成16年7月から「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

経営に役立つ情報をお届けします

〔e-中小企業ネットマガジンの配信〕

中小企業支援施策に関する最新情報や経営事例、助成金情報など、経営に役立つ最新情報を、毎週メールマガジンの形でお届けしています(購読料と登録手数料は無料)。登録は下記のホームページアドレスから簡単に行うことができます。

全国電子相談窓口による相談を受けることができます

〔全国電子相談窓口の設置〕

中小企業・ベンチャー総合支援センター、全国の都道府県等中小企業支援センターの電子相談窓口へ直接アクセスすることにより、電子メールで気軽に相談ができ、専門家のアドバイスを受けることができます。

また、「経営上の問題Q&A」でよくある質問とそれに対する経営上のアドバイスを掲載しています。

ご意見・提案を受けつけています

〔ご意見箱の設置〕

中小企業施策に対するご意見・提案など広く受けつけています。

なお、「e-中小企業庁&ネットワーク」では、その他にも、中小企業庁ホームページ、J-Net21(中小企業ビジネス支援検索サイト)、テクノレレッジネットワーク(製造技術に関する技術支援サイト)、中小企業支援機関のホームページ、ITイベントカレンダー(各地のITに関する催し情報)等をご覧ください。

■ご利用方法

e-中小企業庁&ネットワークのホームページにアクセスしてください。

HP: <http://www.chusho.meti.go.jp>

問い合わせ先

中小企業庁広報室 TEL: 03-3501-1709

ポータルサイト「J-Net21」

インターネット上に「中小企業に関する総合的な情報提供サイト」を開設し、中小企業者の皆さんや支援機関の担当者への広範な情報の管理・検索が可能となりました。

■対象となる方

中小企業者、中小企業支援担当者

■サイトの特徴

欲しい情報が24時間いつでも簡単に入手できます!

本サイトにアクセスするだけで、必要な情報が簡単な操作で入手することができます。

日本に唯一の中小企業専門のポータルサイトです!

検索対象となるデータベースを中小企業支援のための専門情報に限定する唯一のポータルサイトであり、中小企業者等が必要とする情報を簡単に検索、入手できます。

■サイトの主な特徴

- ①創業や経営上の問題点について任意に分類・編集した17のカテゴリを選択しながら必要な情報が入手できます。
- ②調べたい用語を入力する「キーワード検索機能」により必要な情報が簡単に入手できます。
- ③インターネット上で提供されている各種情報や事例集、製品・技術・取引情報など、おすすめの情報を提供します。
- ④Q&Aコーナーでは、中小企業者の方々が直面している経営課題等に対して専門家がQ&A方式で回答しています。
- ⑤中小企業支援センターをはじめとする中小企業支援機関を一堂に集めたリンク集があります。
- ⑥中小企業の方が、自社の財務情報等を入力すると、自社のデフォルト危険度や経営上の問題点の指摘を受けることができる「経営実態把握サポートサイト」、M&A情報の流通の円滑化を図るため「M&Aマッチングサポートサイト」、企業等OB人材が持つ経営・技術ノウハウと新事業展開を図る中小企業ニーズとのマッチングの実現を支援する「企業等OB人材マッチングサイト」などを開設しています。

■ご利用方法

J-Net21のホームページにアクセスしてください。

HP:<http://j-net21.jasmec.go.jp> ※中小企業庁のホームページからもリンクしています。

問い合わせ先

- ・ 中小企業総合事業団 情報・技術部 情報提供課 TEL: 03-3433-8811 (代)
- 「経営実態把握サポートサイト」 創造的中小企業支援部 TEL: 03-3433-8811 (代)
- 「M&Aマッチングサポートサイト」・「企業等OB人材マッチングサイト」
- 中小企業・ベンチャー総合支援センター TEL: 03-3433-8811 (代)
- ・ 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 TEL: 03-3501-1763

テクノナレッジ・ネットワーク

中小企業の研究開発・技術開発を促進するため、加工データベース等の便利な技術情報をインターネットを通じて提供します。

■対象となる方

インターネットに接続されている方

■支援内容

中小企業が抱える技術的悩みを解決し、技術開発やIT革命への対応を促進するため、全国各地の公設試験研究機関が中小企業に対して行った技術相談事例(Q&A集)の加工技術データベースや、ものづくり基盤技術技能教本マニュアルなどの技術情報をインターネットを通じて提供しています。

【Q&Aの例】

【質問の概要】 最近、太陽電池の生産が伸びているとの記事を見ましたが、どのような事情なのか教えてください。また、太陽電池の将来的な見通しについても教えてください。

【回答の概要】 このところ年間20万Kw近くまで太陽電池の生産が伸びてきました。統計から推測すると、この伸びは主に輸出に負っているように思われます。欧州では、京都議定書で取り決められたCO2削減の数値目標を目指す動き、また米国では、電力の自由化に伴うシステムの混乱から、企業・個人共に、予備電力の確保の動きが、輸出増大の背景にある事情のようです。国内でも太陽電池の需要は、着実に伸びてきているように思われます。

【質問の概要】 縦型マシニングセンターを導入後13年経過したが、エンドミルやボーリングバーによる円弧切削・中ぐり加工の精度が得られないので現状での加工精度とその原因を把握したい。

【回答の概要】 テーパは工具ホルダーと主軸の振れが原因となるが、SS材におけるテーパは仕上げ切削の条件であるので主軸の振れ(ベアリング含む)の影響が大きい。特に突き出し長さが大きいボーリングバーでの表面粗さが大きいのは、この影響が出ていると思われる。

【質問の概要】 電磁波の人体に関する防護指針について教えてください。

【回答の概要】 平成2年に電気通信技術審議会答申諮問第38号によって規定されています。

■ご利用方法

テクノナレッジ・ネットワークのホームページにアクセスしてください。

HP: <http://www.techno-qanda.net/dsweb/>

※中小企業庁のホームページからもリンクしています。

問い合わせ先

中小企業庁技術課 TEL: 03-3501-1816

公設試験研究機関

技術相談、技術助言、試験・分析の受託などを行っています。

■対象となる方

個人または法人で事業を営まれる方

■支援内容

技術相談(無料)

事業者が抱える工業技術に関する質問・相談を受け付けて、解決策を助言します。

依頼試験・分析

事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査・性能試験、成分分析など行います。

各種講習会の実施

公設試験研究機関の研究成果の普及や最新技術情報の提供を図るために講習会や講演会を開催しています。

【活用事例】

品質検査:取引先からの信頼

製品の品質検査で、自社検査では取引先から品質評価の信頼性を問われることがあった。そこで公的機関による品質評価を採用し、公設試験研究機関で品質評価を行ったところ、取引先に自社製品の信頼を得ることができた。

技術開発:公設試験研究機関との共同開発(産官連携共同研究)

ある企業は、市内の工業研究所と共同で無機化学分野で新技術を開発、従来技術では不可能な熱処理温度で形成できる電子ペースト(電子回路用インキ)を共同開発した。従来の半分以下の温度で焼成し、プラスチックなど高温に弱い基材にも利用できる。また、焼成の厚みは極薄で、原料がインキ状であるため、形成形状に制限がない。小型化・複雑化するデジタルカメラや携帯電話などの電子機器に利用を見込む。

【公設試験研究機関の活動】

事業者の技術課題に適合した技術開発、成果普及、技術移転、技術情報の提供、講習会、展示会などの地域中小企業のための様々な支援活動を実施しています。

問い合わせ先

各都道府県、政令指定都市の中小企業担当部署(巻末一覧参照)

TMO診断・評価調査研究事業(TMOサポート事業)

TMOの各種事業の内容や組織体制・経営基盤等について診断・評価・アドバイスをを行います。

■対象となる方 TMO※

※TMO:中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所または第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関。

■支援内容

各市町村の中心市街地における商業活性化事業の推進の要となるTMOの円滑な事業実施の確保を図るため、中小企業総合事業団で、学識経験者や専門家等で構成するTMO診断・評価委員会を設置し、TMOの各種事業の内容や組織体制・経営基盤等について診断・評価・アドバイスをを行います。

■手続きの流れ

- ①中小企業総合事業団に申し込み。
- ②中小企業総合事業団から、アドバイザー等を派遣。必要に応じて実態調査を実施。
- ③TMOに対し、診断・評価・アドバイス内容等を報告。

問い合わせ先

中小企業総合事業団 指導部指導計画課 TEL:03-3433-8811(代)

※中小企業総合事業団は、平成16年7月より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります

商店街活性化専門指導事業

商店街の組合等が活性化に取り組むための活動に対し、専門家を派遣します。

■対象となる方

- (1) 商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業
商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織等
- (2) 中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業
TMO、TMOになろうとする組織を抱えた市町村
- (3) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業
商店街振興組合、事業協同組合、第三セクター(高度化支援事業の出融資を受けている公益法人、株式会社)等

■支援内容

- (1) 商店街活性化シニア・アドバイザー派遣事業
商店街の活性化のための計画策定を支援するため、中小企業診断士、建築士等の商店街の活性化に関する分野の専門家を商店街等に派遣します。
- (2) 中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業
TMOまたはTMOになろうとする機関が行う中心市街地活性化への取り組みを支援するため、中小企業診断士、建築士、再開発プランナー等の中心市街地活性化に資する専門家を派遣し、各種事業の企画・立案、テナントミックスなどに係るアドバイスをを行います。
- (3) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業
組合等の事務局が脆弱なため、活性化への取り組みが十分行えない状況にある組合などに企画、マネジメント、財務、労務、税務等の専門家を派遣し、事務局機能の強化を図ります。

■手続きの流れ

- (1)・(3)については
 - ① 都道府県商店街振興組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、地域内の商工会議所・商工会、(協)全国共同店舗連盟のいずれかの団体経由で中小企業総合事業団に申し込み(申し込みは随時受け付けております)。
 - ② 中小企業総合事業団から、アドバイザーを派遣。
 - ③ 中小企業総合事業団に対し、アドバイス内容等を報告。
- (2)については
 - ① 中小企業総合事業団に申し込み。同時に、都道府県に派遣申し込みの写しを送付。
 - ② 中小企業総合事業団から、アドバイザーを派遣。
 - ③ 中小企業総合事業団に対し、アドバイス内容等を報告。

問い合わせ先

- ・中小企業総合事業団指導部指導計画課 TEL:03-3433-8811(代)
- ・日本商工会議所流通・地域振興部 TEL:03-3283-7864
- ・全国商工会連合会振興部振興課 TEL:03-3503-1256
- ・全国中小企業団体中央会調査部 TEL:03-3523-4903
- ・全国商店街振興組合連合会 TEL:03-3553-9300
- ・(協)全国共同店舗連盟 TEL:03-3592-0721

※中小企業総合事業団は、平成16年7月より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります

商業振興

専門家活用

物流を効率化するための専門家のアドバイスを受けたい

物流効率化専門指導員派遣事業

物流効率化を図る中小企業の方々に対して適切な指導のできる指導員を派遣するとともに講習会を実施します。

■対象となる方

主として中小企業者で構成される組合・公益法人・任意団体、中小企業者

■支援内容

(1)物流アドバイザー派遣事業

中小企業の方々が行う物流効率化の取り組みを支援するため、物流アドバイザーを派遣し、物流効率化を図る上での諸課題(投資規模・効果の検討、パートナーの問題、物流コストの削減、どのような支援策が受けられるか等)に関するアドバイスを行います。
(16年度20件程度予定。専門家指導員謝金の1/3については自己負担。)

(2)講習会

物流効率化の事例等をもとに物流セミナーを開催します。
(全国各地で年間10回程度開催。参加費無料。)

■手続きの流れ

(1)物流アドバイザー派遣事業

- ①中小企業総合事業団に申し込み(申し込みは、随時受け付けております)。
- ②中小企業総合事業団からアドバイザーを派遣。
- ③中小企業総合事業団に対し、アドバイス内容等を報告。

(2)講習会

- 経済産業局もしくは中小企業総合事業団に対し、参加を申し込み。
(開催時期は場所により異なりますので、下記までお問い合わせください。)

問い合わせ先

- ・中小企業総合事業団 指導部指導計画課 TEL:03-5470-1533
- ・各経済産業局流通・サービス産業課等(巻末一覧参照)
- ・中小企業庁商業課 TEL:03-3501-1929

環境・安全対策

環境・安全に関する規制等の最新情報を提供します。
中小企業への「環境管理会計導入」のためのモデル事業を実施します。

■対象となる方
中小企業者

■支援内容

中小企業環境・安全等対応情報提供事業

中小企業総合事業団の相談窓口で、次に掲げる環境・安全に関する法律等への対応に関する質問や相談にお応えしています。

また、都道府県等中小企業支援センター等との連携により講習会を開催するとともに、パンフレット等を作成し、関係機関に配布しています。

- ①容器包装リサイクル法
- ②廃棄物処理法
- ③建設リサイクル法
- ④自動車リサイクル法
- ⑤化学物質排出把握管理促進法
- ⑥化学物質審査規制法
- ⑦土壌汚染対策法
- ⑧環境管理・監査対応(ISO14000シリーズ)

※中小企業総合事業団は、平成16年7月以降「独立行政法人中小基盤整備機構」になります。

中小企業者環境配慮型経営システム構築

中小企業のような業種・企業を対象に、環境管理手法を活用して、生産プロセスの現状診断を行い、原材料の利用効率向上や廃棄物発生抑制等、改善策の策定と効果の予測等を行うモデル事業を実施し、環境配慮型経営システムの普及を図ります。

問い合わせ先

- 中小企業環境・安全等対応情報提供事業
 - ・中小企業総合事業団
 - TEL:03-3433-8811(代) HP:<http://www.jasmec.go.jp/kankyo/>
 - ・各都道府県等中小企業支援センター(巻末一覧参照)

- 中小企業者環境配慮型経営システム構築
 - ・中小企業総合事業団
 - TEL:03-3433-8811(代表) HP:<http://www.jasmec.go.jp/kankyo/>
 - ・経済産業省産業技術環境局環境調和産業推進室 TEL:03-3501-1679

人材育成事業(研修事業)

経営管理や販売戦略などの最新のノウハウを持つ人材を育て、経営能力を向上しようとする中小企業を支援します。

都道府県、政令指定都市が実施している研修

■対象となる方

中小企業の経営者または従業員

■支援内容

中小企業の経営方法に関する基礎的能力を養成するため、講義や実習または事例研究を主体にした管理者研修を行います。

管理者研修には、経営者、中堅管理者等を対象として中小企業の経営に当たつての管理能力を養成する研修と、中堅管理者と管理実務担当者を対象として地域の実態に応じた経営方法に関する実践的な知識を習得するための研修があります。

中小企業総合事業団中小企業大学校が行う研修

■対象となる方

中小企業の経営者または従業員

■支援内容

中小企業者研修

中小企業大学校で、中小企業の経営者や従業員を対象に、中小企業が経営革新や経営管理の質の向上を図るために必要な知識等について、実践型演習と事例研究を豊富に取り入れた高度かつ実践的な研修を行います。

原則として日常業務を離れて中小企業大学校に宿泊し、集中的に研修を行います。また、異業種交流による情報交換も有益です。

経営管理者コース、経営後継者コース等の長期養成型研修コース、2日間から10日間程度で特定のテーマについて実施する研修コース等があります。

また、繁忙、遠距離等の理由で合宿型の研修に参加出来ない方等の研修ニーズに対応するため、平成15年度からインターネットを活用した「遠隔研修」を実施していますが、平成16年度からはさらにコースを増設します。

なお、従業員(雇用保険の被保険者)が中小企業大学校の研修を受講した場合に事業主が支払った受講料等の経費の一部について、雇用・能力開発機構の「キャリア形成促進助成金」が支給される制度があります。

※ 該当要件、給付手続きについては、雇用・能力開発機構 都道府県センター

(TEL : 0570-001154, HP : <http://www.ehdo.go.jp/gyomu/index5.html>) へお問い合わせください。

新規創業支援研修等

明確な創業意志を持ち、具体的なビジネスプランを有する方を対象として、実際の創業に必要な実務知識、ビジネスプランの作成方法等についての研修を行います。

また、第二創業を目指す中小企業者のための実践的な研修も内容も拡充し実施します。

【活用事例】

大阪府で美容業を営むJ社は、「美容業を生業から企業に脱皮・成長させる」との強い信念の下、多店舗展開を図っているが、マネジメントに係る研修を体系的に受講できる中小企業大学校を人材育成計画の中心に位置付け、店長クラスの従業員がストアマネジメント研修、財務担当副社長が資金戦略の研修を受講するなど、企業内の立場に応じた研修を受講することにより、事業規模の拡大、円滑な事業展開を図っている。

■ 募集期間・受講手続き

中小企業大学校の研修は通年行われています。研修の受講募集は各研修コース開講の約2ヶ月前から行っていますので、中小企業大学校各校に直接受講申込みをしてください。研修コースの概要、受講案内については、中小企業大学校のホームページ(<http://instdb.jasmec.go.jp/>)でも行っています。

問い合わせ先

- 都道府県、政令指定都市が実施している研修
都道府県等または都道府県等中小企業支援センター(巻末一覧参照)

- 中小企業総合事業団中小企業大学校が行う研修
中小企業総合事業団 TEL:03-3433-8811(代)

新市場創出見本市

やる気と能力のある中小企業の販路開拓・取引拡大を支援し、中小企業による新たな市場の創出を目指します。

■対象となる方 中小企業者

■支援内容

- ・中小企業の新たなチャンレンジによる新市場の創出を支援するため、中小企業による新市場創出が期待される個別分野(コンテンツ、ロボット、医療・福祉)にテーマを絞り込んだ見本市を開催します
- ・当該分野で新たなフロンティアを拡大しようとする中小企業者を全国から一堂に会するとともに、国内外のユーザー、パイヤーを広く集め、販路開拓・取引拡大を支援します。

【15年度開催実績】

- ・東京コンテンツマーケット：平成15年11月5日～6日(於：東京国際フォーラム) 出展中小企業数 87
- ・国際ロボットフェア：平成16年2月25日～2月28日
(於：北九州市・西日本総合展示場新館、ホテルオークラ福岡) 出展中小企業数 104
- ・医療・健康福祉産業マッチングフェア：
平成16年2月26日～27日(於：インテックス大阪) 出展中小企業数 160

■手続きの流れ

- ①見本市開催事務局に対し、出展申込書を提出
- ②事務局において、応募者の中から審査により出展者を決定
- ③事務局から文書により決定通知

■実施会場・時期(予定)

実施会場	東京(コンテンツ)、大阪(医療・福祉)、九州(ロボット)
実施時期	平成16年11月以降

■募集時期

- 平成16年6月以降(予定)
※各会場ごとに募集時期は異なります。

問い合わせ先

- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763
- ・中小企業総合事業団事業連携推進課 TEL:03-3433-8811(代)
※中小企業総合事業団は、平成16年7月より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

創業・ベンチャー国民フォーラム

創業・ベンチャー企業を生み出す風土づくりをすすめます。

■対象となる方 中小企業者等

■支援内容

創業・ベンチャー企業を生み出す風土づくりのため「創業・ベンチャー国民フォーラム」メンバーや新たな事業に果敢に挑戦する起業家による創業・ベンチャーに関するシンポジウム等を全国で開催します。

【平成15年度の実績】

- ・シンポジウム(全国数ヶ所実施):平成15年10月～平成16年2月
平成15年度は、札幌、新潟、東京、神戸、徳島、大分の6カ所で実施。
- ・表彰 :果敢にチャレンジ精神を発揮し、起業を目指す者の先導役となる起業家と、起業支援に功績のある支援家を、経済産業大臣等が表彰しました。
- ・その他、創業・ベンチャーを取り巻く環境に対する調査事業や、ホームページ、CS番組放映による起業に関する情報提供事業を実施。
※詳しくは、ホームページ(<http://www.js-venture.ne.jp/>)をご覧ください。

■ご利用方法

講演会の開催等は、ホームページにおいて情報提供を行っています。
HP:<http://www.js-venture.ne.jp/>

問い合わせ先

中小企業庁経営支援部創業連携推進課 TEL:03-3501-1767

ベンチャーフェア(ベンチャーマッチング支援事業)

革新的な新事業・新規創業等に果敢に取り組むベンチャー企業が開発した製品やサービスの紹介を行い、販路開拓等を支援します。

■対象となる方

革新的な製品・試作品やサービスを有しており、販路の開拓や事業提携を希望している企業等

■支援内容

ベンチャーフェアとは、公的機関が行う日本最大級のベンチャーマッチングイベントです。全国から選りすぐったベンチャー企業の製品、サービス等を紹介し、多くの事業者の方にご覧いただくことにより、資金調達・販路開拓・事業提携などビジネスマッチングの場を提供いたします。

■出展ブース

ベンチャー企業が、販路・事業提携先等の開拓を目的として、開発した製品やサービスを展示します。

■セミナー

国内外の著名人による「基調講演」、実務と成果に焦点を当てた「実例セミナー」、わかりやすい「ノウハウセミナー」など各種のセミナーを行います。

■アドバイスコーナー

弁護士、公認会計士、中小企業診断士、技術士、経営コンサルタントなどの各種専門家が法務面、経営面、財務面、技術面のアドバイスを行います。

■【平成15年度実績】

日程 : 平成16年1月21日、1月22日
出展者数 : 281社
来場者数 : 約29,300名

■ご利用方法

- ① 中小企業総合事業団ベンチャーフェア事務局(以下事務局)で、出展者を募集
- ② 事務局において、審査により出展者を決定
- ③ 事務局より、出展者の決定通知

■問い合わせ先

中小企業総合事業団 創造的中小企業支援部経営資源支援課 TEL:03-3433-8811(代)

ベンチャープラザ(ベンチャーマッチング支援事業)

ベンチャー企業と投資家等が出会う機会を提供します。

■対象となる方

具体的なビジネスプランを有しており、投資家や経営パートナー等とのマッチングを希望している企業など

■支援内容

資金調達や経営パートナー等を求める方々がビジネスプランを発表し、会場参加者(投資家、業務提携先等)との質疑、意見交換を行います。

【平成15年度実績】

開催時期 : 平成15年10月～平成16年2月

開催場所 :

- ①各経済産業局単位に全国8箇所(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄)で開催
- ②①以外に、資金調達を目的としたイベントを東京で2回開催。

開催回数合計10回

■ご利用方法

詳しくは中小企業総合事業団にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

・経済産業局新規事業課(巻末一覧参照)

・中小企業総合事業団創造的中小企業支援部経営資源支援課 TEL:03-5470-1525

中小企業総合展

経営革新に取り組んでいる中小企業等の成果を一堂に集め紹介し、ビジネスマッチングの場を提供します。

■対象となる方

経営革新承認企業等の経営の革新を図る中小企業

■イベント内容

■出展ブース

自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取組を紹介し、出展企業による展示・プレゼンテーションを行います。

■その他

来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナーを設置します。

【15年度開催実績】

大阪：平成15年9月10日～9月12日（於：インテックス大阪） 出展企業数：163 延べ来場者数：41,000人

東京：平成15年10月29日～10月31日（於：東京ビッグサイト） 出展企業数：185 延べ来場者数：91,000人

（中小企業ビジネスフェア、中小企業テクノフェア、中小企業ビジネス・メッセが中小企業総合展として合同開催）

名古屋：平成15年11月19日～11月20日（於：名古屋市中小企業振興会館） 出展企業数：100
延べ来場者数 5,000人

仙台：平成15年11月26日～27日（於：仙台市・江陽グランドホテル） 出展企業数：50 延べ来場者数：1,000人

■手続きの流れ

- ①フェア開催事務局に対し、出展申込書を提出
- ②事務局において、応募者の中から審査により出展者を決定
- ③事務局から文書により決定通知

■実施会場・時期

実施会場 東京（東京ビッグサイト）・大阪（インテックス大阪）

実施時期 東京：平成16年9月29日（水）～10月1日（金）

大阪：平成16年10月27日（水）～29日（金）

■募集時期

平成16年5月～6月頃

問い合わせ先

- ・ 中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL:03-3501-1763
- ・ 関東経済産業局産業振興部中小企業課 TEL:048-600-0322
- ・ 近畿経済産業局産業振興部創業・経営支援課 TEL:06-6966-6014

まちの起業家等資金調達マッチングモデル事業

新事業展開への挑戦に向けたユニークな資金調達を取組を支援します。

■対象となる方

新事業展開へ挑戦される事業者等

■支援内容

モデル事業の実施

各地の商工会・商工会議所(全国で20カ所程度を選定)で、旧来型の間接金融に頼らない(担保不要、保証協会不要)、ユニークな資金調達を実現するため、たとえば少人数私募債による資金調達等について、説明会の開催、実際の募集等の支援を行います。

モデル事業の成果の普及

より多くの事業者が旧来型の間接金融に頼らないユニークな資金調達を実行していけるようモデル事業により得た知見、ノウハウに基づいてユニークな資金調達手法の実施マニュアルや、事例集を作成し、モデル事業を実施していない地域等への普及を図ります。

問い合わせ先

- ・最寄りの商工会・商工会議所、都道府県商工会連合会
- ・全国商工会連合会 TEL:03-3503-1254
HP :<http://www.shokokai.or.jp/index.html>

伝統的工芸品展

全国各地の伝統的工芸品を一同に集め展示・販売を行い消費者に普及啓発を行います。

■対象となる方

伝統的工芸品等を製造・販売し需要の開拓を希望する産地組合・任意グループ等

■イベント内容

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく経済産業大臣指定伝統的工芸品を分類し展示・販売を行います。また、指定品以外の工芸品を各都道府県別に展示・販売を行います。その他、伝統的工芸品の制作実演、生活文化提案、工芸品クリニック、全国伝統的工芸品公募展入賞品展示コーナーの開設等を行います。

■手続きの流れ

- ①実施要領作成後、出品者窓口の都道府県に対して説明会を開催
- ②出品者窓口の都道府県が出品者を調整

■実施会場・時期

実施会場：大消費地である東京で開催
実施時期：平成17年2月中旬頃予定

■募集期間

平成16年11月～12月頃予定

問い合わせ先

財団法人伝統的工芸品産業振興協会 TEL:03-5954-6033

HP:<http://www.kougei.or.jp/index.html>

中心市街地／TMO活性化推進シンポジウム事業

中心市街地活性化を推進するための具体的なノウハウや先進事例の情報提供等を行います。

■対象となる方

市町村、TMO[※]、商業者、地元関係者など中心市街地の活性化を図るために取り組む方、あるいはそのような取組みに興味のある方

※TMO:中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所または第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関。

■支援内容

シンポジウム事業

TMOの活動状況(TMO事業の具体化に関するノウハウや先進取り組み事例等)に関する情報収集・分析を行い、全国各地域におけるシンポジウムにおいて具体的手法とヒントを提案し、事業がさらに推進され中心市街地が活性化することを目的として、シンポジウムを開催します。

シンポジウム実施会場・時期

実施会場 ①東京

②地方主要都市

(具体的な場所については各経済産業局にお問合せください。)

実施時期 開催場所により異なりますので、下記にお問い合せください。

■募集期間

開催場所により異なりますので、下記にお問い合せください。

問い合わせ先

- ・経済産業省中小企業庁商業課 TEL:03-3501-1929
- ・各経済産業局商業振興室等(巻末一覧参照)

中小企業倒産防止共済制度

取引先企業の倒産による連鎖を防止するため、共済金の貸付が受けられます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者(加入者はいつでも自由に共済契約をやめることができます)。

支援内容

加入後6カ月以上経過して取引先企業が倒産した場合、売掛金や受取手形などの回収が困難となった額と、積み立てた掛金総額の10倍に相当する額のいずれか少ない額(貸付限度額3,200万円)の貸付が受けられます。

毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から80,000円の範囲内(5,000円きざみ)で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が320万円まで積立てることができます。

共済金の貸付の条件

- ・貸付にあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付は無利子ですが、貸付を受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から減額されます。
- ・償還期間は5年(うち据置期間6カ月)の毎月均等償還です。

税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費(個人)または損金(法人)に算入できます。

一時貸付金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、納付した掛金総額の範囲内で貸付が受けられます。

手続きの流れ

- ①最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金(1カ月分の掛金相当)を添えて申し込んでください。
- ②中小企業総合事業団から共済契約締結書をお送りします。
- ③2月目以降の掛金は口座振替になっています。
- ④取引先が倒産し、代金が受け取れなかった場合等が生じましたら加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体に共済金の貸付請求をしてください。
- ⑤中小企業総合事業団の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借りください。

※中小企業総合事業団は、平成16年7月より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

問い合わせ先

- ・中小企業総合事業団共済相談室 TEL:03-3433-7171
- ・全国の金融機関の本・支店
- ・最寄りの商工会・商工会議所
- ・都道府県中小企業団体中央会

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

■対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあつては5人)以下の個人事業主または会社の役員
- ・ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員

■支援の内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の納付月数・総額に応じ共済金をお支払いします。

毎月の掛金

- ・ 掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内(500円きざみ)で自由にお決めください。また、加入後増額することもできます。

税法上の特典

- ・ その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・ 一括して受け取られる共済金は退職所得、10年または15年で支払われる分割共済金については公的年金など同様の雑所得として取り扱われます。
- ・ なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

契約者貸付制度

- ・ 納付した掛金総額の範囲内で事業資金などの貸付(一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付)が受けられます。

■手続きの流れ

- ① 最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に申込金(1カ月分の掛金相当)を添えて申し込んでください。
- ② 中小企業総合事業団から共済手帳・加入者のしおりと約款をお送りします。
- ③ 2月目以降の掛金は口座振替になっています。
- ④ 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体に共済金の請求をしてください。
- ⑤ 中小企業総合事業団の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関でお受け取りください。

※中小企業総合事業団は、平成16年7月より「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

問い合わせ先

- ・ 中小企業総合事業団共済相談室 TEL:03-3433-7171
- ・ 全国の金融機関の本・支店
- ・ 最寄りの商工会・商工会議所
- ・ 都道府県中小企業団体中央会

中小企業退職金共済制度

中小企業も簡便で有利な退職金制度を整備できます。

■対象となる方

中小企業者

■支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、中小企業独力では困難な退職金制度の整備を支援するものです。

中小企業者が従業員ごとに独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結し毎月一定額の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、所定の退職金が直接従業員に支払われます。

本制度は、確定給付企業年金法(平成14年4月1日施行)の成立に伴い、適格退職年金制度からの移行先の一つとなっています。

■助成措置

①新しく本制度に加入する事業主に掛金(5,000円から30,000円までの16種類)の1/2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4カ月目から1年間、国が助成します。

パート等短時間労働者の特例掛金2,000円、3,000円、4,000円には掛金の1/2の額にそれぞれ300円、400円、500円が上乗せされます。

[注]適格退職年金制度から移行する事業主は対象にはなりません。

②18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の1/3を増額月から1年間、国が助成します。

■手続きの流れ

- ①所定の申込書を金融機関または委託事業主団体の窓口提出
- ②契約成立後機構より従業員ごとの退職金共済手帳を事業主あてに送付
- ③毎月の掛金の納付は口座振替

問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL :03-3436-0151(代表) HP : <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

特定業種退職金共済制度

建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業のための、簡便で有利な退職金制度です。

■対象となる方

建設業、清酒製造業、林業を営む中小企業者

■支援内容

本制度は、建設業、清酒製造業、林業で働く期間雇用者について、事業主の相互協力のもとに設けられた退職金制度です。

特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の中小企業事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結すると、その事業主に期間を定めて雇用される者(期間雇用者)は被共済者となります。

事業主は、期間雇用者が所持する共済手帳に雇用日数に応じて共済証紙を貼付し、その期間雇用者が特定業種から引退したときに、所定の退職金が直接期間雇用者に支払われます。

■助成措置

新たに被共済者となった期間雇用者について、掛金の一部を国が助成します。

■手続きの流れ

- ① 共済契約申込書及び共済手帳申込書を機構の各都道府県支部に提出
- ② 事業主あて共済契約者証と退職金共済手帳を交付

問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

- ・ 建設業退職金共済事業本部

TEL:03-5400-4326 HP:<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- ・ 清酒製造業退職金共済事業本部

TEL:03-5400-4350 HP:<http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- ・ 林業退職金共済事業本部

TEL:03-5400-4334 HP:<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業の振興のための支援策を講じています。

■対象となる方

親事業者が下請事業者(資本金または出資金(個人の場合は従業員数)が自己より小さい事業者)へ、物品の製造、修理、情報成果物の作成または役務の提供の委託をするとき、両者に適用されます。

■支援内容

○『振興基準』による指導・助言

下請中小企業の振興を図るために、業種・業態に関係なく、親事業者と下請事業者の望ましい関係のガイドラインを示したものです。事業を所管する大臣が、必要に応じて下請事業者・親事業者に指導、助言を行う際の根拠となっています。

■下請事業者の主な努力事項

- ・下請事業者の生産性の向上及び製品もしくは情報成果物の品質もしくは性能または役務の品質の改善
- ・下請事業者の施設または設備の導入、技術の向上、事業の共同化

■親事業者の主な協力事項

- ・下請事業者に対する発注分野の明確化・発注方法の改善
- ・対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善

○『振興事業計画』による支援

■手続の流れ

- ①下請中小企業振興法に基づいて、下請事業者を構成員とする事業協同組合その他の団体と、その親事業者が共同で「振興事業計画」を作成し、主務大臣(主務省庁)へ「承認申請書」を提出して下さい。
- ②承認された「振興事業計画」に基づき、組合その他の団体が実施する事業に対して、支援が受けられます。

■支援の内容

- ・中小企業信用保険法の特例
 - 一事業に必要な資金について、売掛金債権担保保険の特例として、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けられます。
 - ・下請企業振興資金(中小企業金融公庫)
 - 一設備資金と長期運転資金の貸付を行います。
 - ・高度化資金貸付(中小企業総合事業団、都道府県)
 - 一新製品・技術開発などの事業に使用する施設の設置に必要な資金の貸付を行います。
- ※中小企業総合事業団は、平成16年7月以降「独立行政法人中小企業基盤整備機構」になります。

○下請企業振興協会による支援

下請取引のあっせん、下請取引に関する苦情・紛争等の処理、情報の収集

問い合わせ先

- ・中小企業庁事業環境部取引課 TEL:03-3501-1669(直)
- ・各経済産業局中小企業課(巻末一覧参照)
- ・(財)全国下請企業振興協会 TEL:03-5800-2860(代) URL <http://zenkyo.or.jp/>

下請代金支払遅延等防止法に基づく下請事業者の利益の保護

下請取引上の親事業者の義務と禁止行為を定めています。

■対象となる方 中小企業者等

■法律の概要

下請取引のルールは、「下請代金支払遅延等防止法」によって定められています。

この法律は、親事業者（発注者）の不正な取引の規制と、下請事業者の利益の保護を図るため、下請取引上の親事業者の義務と禁止行為を定めています。

中小企業庁と公正取引委員会では、親事業者がこの下請取引のルールを守らなかったときは、是正するよう指導を行っています。

■法律の適用範囲、内容

親事業者が下請事業者に物品の製造や修理を委託したとき、情報成果物作成（プログラム、放送番組など）の作成委託や、役務（運送、ビルメンテナンスなど）の提供委託をしたとき※に適用されます。

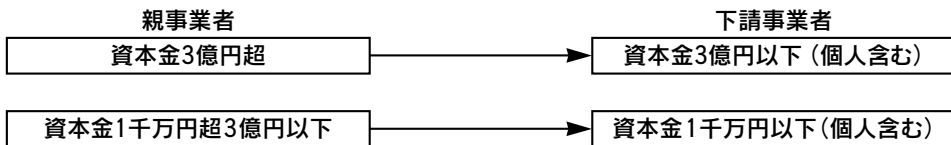
※建設工事の請負は、別途「建設業法」（国土交通省にお問い合わせ下さい）という法律が適用されます。

※対象となる方の詳細は、次の通りです。

(1) 物品の製造・修理委託、政令で定める情報成果物（プログラム）の作成委託、役務（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）の提供委託を行い、

① 資本金3億円超の法人が、3億円以下の法人または個人に委託する場合

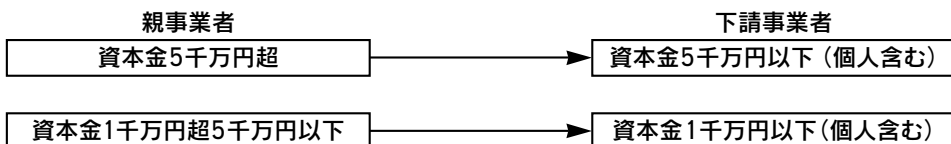
② 資本金1千万円超3億円以下の法人が、資本金1千万円以下の法人または個人に委託する場合



(2) 政令で定めたものを除く、情報成果物作成・役務提供委託を行い、

① 資本金5千万円超の法人が、5千万円以下の法人または個人に委託する場合

② 資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人または個人に委託する場合



■親事業者（発注者）の義務

- ・注文する時は、直ちに取引条件などを書いた書面（注文書）を交付すること
- ・注文した内容などについて記載した書類を作成し、2年間保存すること
- ・注文品などを受け取った日から60日以内でできるだけ早い日を代金の支払期日と定めること
- ・注文品などを受け取った日から60日を過ぎても代金を支払わなかった場合は、遅延利息（年率14.6%）を加算して支払うこと

親事業者(発注者)の禁止行為

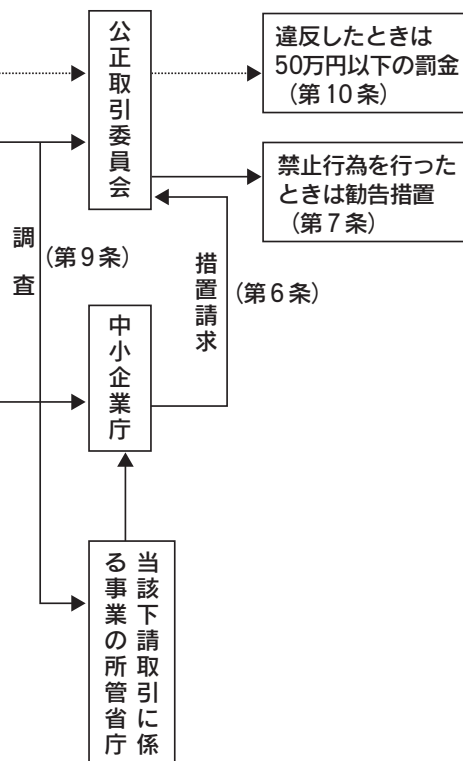
- ・いったん注文した品物などの受取を、自社の都合で拒むこと
- ・注文品を受け取った日から60日以内に定めた支払期日までに、その代金を支払わないこと
- ・注文したあと、自社の都合でその代金を減額して支払うこと
- ・受け取った注文品などを、自社の都合で返品すること
- ・注文するときに、一般的な取引価格より著しく低い代金を不当に定めること
- ・自社製品等の物品や役務を強制的に購入させたり、利用をさせること
- ・一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
- ・有償で支給した原材料等の対価を、下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせること
- ・金銭や役務、その他の経済上の利益を、不当に提供させること
- ・不当に発注内容を変更したり、やり直しをさせること
- ・中小企業庁または公正取引委員会への通報を理由として、不利益な取扱いをすること

(1)義務

- ア 注文書の交付義務(第3条)
- イ 書類作成・保存義務(第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
- エ 遅延利息支払義務(第4条の2)

(2)禁止行為

- ア 受領拒否の禁止(第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止(第4条第1項第3号)
- エ 返品禁止(第4条第1項第4号)
- オ 買ったときの禁止(第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止
(第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止(第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- サ 不当なやり直し等の禁止(第4条第2項第4号)



問い合わせ先

- ・中小企業庁事業環境部取引課 TEL:03-3501-1669(直)
- ・各経済産業局中小企業課(巻末一覽参照)
- ・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
TEL:03-3581-3373(直通) URL <http://www.jftc.go.jp/>
- ・各公正取引委員会地方事務所

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

官公需について中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講じています。

■対象となる方 中小企業者等

■支援の内容

国や公団、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることを『官公需』といいます。

国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、『官公需法』に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする『中小企業者に関する国等の契約の方針』を毎年度閣議決定し、公表しています。

■手続の流れ

官公需を受注するには

国等の機関では、契約の締結に当たり、条件を公告し入札を行い、その中で最も有利な条件を提示した方と契約を結ぶ『一般競争契約』を原則としています。官公需契約を希望する方にはあらかじめ入札に参加するための資格登録をしていただきます。

※原則的な一般競争契約の外に指名競争契約または随意契約などの方式も採用されます。

一般競争に参加するには

- ① 資格登録をしたい国等の機関に『一般競争参加資格審査申請書』を提出して下さい。参加資格についての審査を受けていただきます。
- ② 審査の結果、それぞれの国等の機関で定めている基準によりA、B、C等のランクに格付けされ競争参加資格者名簿に登録されます。資格者登録されると格付けに応じた予定価格の競争入札に参加できます。

※国の物品の製造等(公共事業を除く)の一般競争参加資格審査申請は、国の受付窓口のいずれか1か所に申請すれば、各省各庁の全調達機関に共通して有効な統一資格となります(有効期間は3年)。

※工事関係の一般競争参加資格審査申請は国等の機関ごとに受付を行います(有効期間は2年)。

※申請に必要な書類など詳しいことは、国等の機関に官公需相談窓口を設けておりますのでご相談ください。

■申請期間

一般競争参加資格審査申請は、物品・役務関係で3年ごと、工事関係で2年ごとに、申請(更新)していただくこととなります。原則として1～2月に受付をする旨の公示を行います。この期間中に申請ができなかった方については、随時受付を行います。

問い合わせ先

- ・中小企業庁事業環境部取引課 TEL:03-3501-1511
- ・各経済産業局中小企業課(巻末一覧参照)
- ・全国・都道府県中小企業団体中央会 URL <http://www.chuokai.or.jp/>

民事再生法の概要について

企業が倒産しても、経営権を失わずに再建を図ることができる等、中小企業者にとって使いやすい倒産法制です。

■対象となる方

中小企業者等を主たる対象としてつくられたものであり、株式会社だけでなく有限会社、個人事業者も利用できます。

■法律の概要

民事再生法は、中小企業者等を主たる対象とし、和議法に代わる再建型倒産処理手続を定める法律として、平成12年4月1日に施行されました。

債務者(法人の場合は、取締役、理事等)が、経営権や財産管理処分権を失うことなく、債権者の多数の同意による権利変更により債務者の再建を図る手続を定めたことが特徴で、特に中小企業の経営者にとって使いやすい制度であると言えます。

■民事再生法のポイント

事業経営権の保持

再生手続が開始された後も、再生債務者がその業務を遂行し、その財産を管理する権限を継続できます。

手続開始時期の早期化…破産状態以前に申立が可能

破産状態(資産を負債が上回る債務超過となる、不渡り手形を二回出して銀行取引停止処分になるなど)に至る前に再生手続の申立ができます。

財産保全措置

担保権が実行され、生産に不可欠な工場等の競売等を阻止できず企業の存続が不可能となるなどのケースを防ぐため、

- ①裁判所は、競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがない等の要件を充たす場合には、相当の期間、競売手続の中止を命ずること、
- ②担保権付財産が事業の継続に欠くことができないときは、裁判所の許可を得て、その財産の価額相当の金銭を裁判所に納付して、その財産上に存する担保権を消滅させることができます。

■再生のための計画

債務者は再生計画案(弁済計画)を作成し、裁判所に提出しなければなりません。再生計画案では債権の変更、例えば債権者が会社に対して有している債権を削減したり、返済期間を延長したりすることを盛り込むことができます。

再生計画案を可決するには、出席した再生債権者の過半数であって、再生債権者の総債権額の1/2以上に当たる者の賛成があれば良いことになっています。

問い合わせ先

- ・最寄りの弁護士会の法律相談センター(具体的な内容の相談は有料となります)
- ・主要商工会議所(日本商工会議所 TEL:03-3283-7823)
- ・各都道府県商工会連合会(全国商工会連合会 TEL:03-3503-1251)

中小企業経営革新支援法に基づく支援

経営革新支援法の承認を受けた中小企業者に対する様々な支援措置を設けています。

■対象となる方

中小企業者、組合等

■法律の内容

経営革新とは

この法律は、中小企業が今日的な経営課題に即応するために行う経営革新を全業種にわたり幅広く支援するものです。「経営革新」とは以下の類型に分類されます。

- ・新商品の開発または生産
- ・新役務の開発または提供
- ・商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

数値目標の設定

事業者の作成する「経営革新計画」には、経営革新に関する事業内容の他に「経営の相当程度の向上」を示す経営目標が必要です。指標は付加価値額を用い、その算出は、営業利益、人件費、減価償却費の合計額を使用します。

支援を受けるために必要な経営目標として、付加価値額が5年計画の場合は15%以上、4年計画の場合は12%以上、3年計画の場合は9%以上伸びる計画を作ることが必要です。

■支援内容

「経営革新計画」の承認を受けた事業者に対しては、以下の支援策が用意されています。なお、各支援策の利用を希望する場合には、都道府県知事による計画承認に加え、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

- ・中小企業経営革新支援対策費補助金
- ・政府系金融機関による低利融資制度
- ・信用保証の特例
- ・課税の特例
- ・新規・成長分野雇用創出特別奨励金
- ・「雇用対策臨時特例法」による助成金
- ・高度化融資制度
- ・中小企業投資育成株式会社の特例
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- ・新規事業開拓促進出資事業

また、上記支援措置に加え、今年度より、中小企業経営革新支援法の承認計画における技術開発に関する研究開発事業に係る審査請求料、第1～3年分の特許料を1/2に軽減する措置が追加されます。

■手続きの流れ

- ① 行政庁（都道府県または国）に対し、作成した経営革新計画を申請して下さい。
- ② 計画内容の審査後、承認の場合、事業者に承認書が交付されます。

問い合わせ先

- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL :03-3501-1763
- ・各経済産業局担当部局・各都道府県商工部局(巻末一覧参照)

新事業創出促進法に基づく支援

新たな事業の創出を促進します。

■法律の目的

わが国に蓄積された産業資源を活用しつつ、新たな事業の創出を促進するため、個人による創業と新たに企業を設立して行う事業を直接支援するとともに新事業分野開拓により株式公開を目指す企業を支援します。また、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的発展を促す事業環境を整備する措置を講ずることにより、活力ある経済社会を構築していくことを目的としています。

■支援内容

(1) 創業等の促進

■創業者に対する支援

- ①最低資本金規制の特例(新事業創出促進法第二条第二項第三号に掲げる「創業者」である旨の経済産業大臣の「確認」を受けて頂くことが必要となります)
- ②中小企業総合事業団による新事業開拓助成金の交付
- ③信用保証協会による信用保証
自己資金と同額(上限1千万円<平成13年3月31日までは2千万円>)までの無担保・無保証による信用保証)

(2) 新事業分野開拓の促進

■新事業分野開拓を実施する認定事業者に対する支援

- ①信用保証協会の保証制度にかかる付保限度額の別枠創設または拡充
- ②産業基盤整備基金による債務保証制度(信用保証協会の保証枠を既に全額使用するなど、信用保証協会の信用保証制度では、資金調達が困難な場合に限り)
- ③新規事業投資株式会社による出資制度
- ④中小企業金融公庫の成長新事業育成特別融資制度

(3) 中小企業技術革新制度(SBIR)

■特定補助金等の交付による技術開発支援

国や特殊法人等が研究開発予算の中から新事業の創出につながる新技術の開発のための補助金・委託費等(特定補助金等)を交付し、技術開発を幅広く支援します。

■特定補助金等により行った研究開発成果の事業化の支援

特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の研究開発成果の事業化を支援するため次の特例措置を講じます。

- ①特許料等の軽減(詳細はP142)

②中小企業信用保険法の特例

【新事業開拓保険制度の債務保証枠の拡大】

		一般中小企業者	特定補助金等の交付を受けた 中小企業者
債務保証 限度額	企業	2億円	→3億円
	組合	4億円	→6億円
うち無担保枠		5千万円	→7千万円
うち無担保・第三者保証人不要枠			2千万円

③中小企業投資育成株式会社法の特例

資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成株式会社の投資対象として可能

④小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業設備資金制度の貸付割合の拡充(2分の1→3分の2)

⑤革新技术利用事業支援資金制度の活用

中小企業金融公庫にて以下の貸付制度が活用できます。

- ・用途:設備資金・長期運転資金
- ・限度:直接貸付 7億2千万円(うち運転資金は2億5千万円)
代理貸付 一般貸付のほか、1億2千万円
- ・利率:基準金利(用地費を除く設備資金については、2億7千万円を限度として特別利率を適用)
- ・期間:15年以内(長期運転資金7年以内)
- ・据置:2年以内

※本制度の詳細については中小企業庁のホームページに掲載しています。

〈<http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/index.html>〉

(4)地域産業資源を活用した事業環境の整備

地域における新事業創出の総合的な支援体制の整備

地域における新事業の創出を図るため、都道府県等が主体となって既存の新事業支援機関(テクノポリス財団、中小企業振興公社等)、が相互に連携し、研究開発から事業化までの一貫した総合的な支援を行うための体制(新事業創出支援体制)を整備します。

問い合わせ先

各経済産業局または各都道府県等(巻末一覧参照)

(1)創業等の促進について

- ①中小企業総合事業団 TEL:03-3433-8811(代表)
- ②(社)全国信用保証協会連合会 TEL:03-3271-7201(代表)
各都道府県等の信用保証協会

(2)新事業分野開拓の促進について

経済産業省新規産業室 TEL:03-3501-1569

(3)中小企業技術革新制度について

中小企業庁技術課 TEL:03-3501-1816

(4)地域産業資源を活用した事業環境の整備について

経済産業省立地環境整備課 TEL:03-3501-0645

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(創造法)に基づく支援

法に基づく都道府県知事の認定を受けた事業計画を行う中小企業者等に対して、様々な支援策を設けています。

■対象となる方

中小企業者、組合等、これから創業しようとする個人

■創造法の概要

本法は、創業や研究開発・事業化を通じて、新製品・サービス等を生み出そうとする取り組みを行う中小企業者等を支援するための法律です。

■主な支援内容

- (1)特許料等の軽減措置(審査請求料・特許料が半額)
- (2)地域活性化創造技術研究開発事業(研究開発への補助金)
- (3)債務保証制度(新事業開拓保険制度等の特例)
- (4)ベンチャー財団等を通じた直接金融支援
- (5)課税の特例(設備投資に係る特別償却・減税措置等)
- (6)低利融資制度
 - ①革新技術利用事業支援資金(中小企業金融公庫)
 - ②新規開業支援資金(国民生活金融公庫)
 - ③異業種交流促進特別貸付(商工組合中央金庫)
- (7)中小企業投資育成株式会社の投資制度
- (8)中小企業総合事業団高度化融資
- (9)エンジェル税制
- (10)新規・成長分野雇用創出特別奨励金
 - ①新規・成長分野雇用奨励金
 - ②新規・成長分野能力開発奨励金
- (11)小規模企業設備資金制度

※上記支援策の利用を希望する場合は、都道府県知事による認定とは別に、支援策ごとに支援機関の審査や確認などを受ける必要があります。

■手続きの流れ

- (1)研究開発等に関する事業計画について、認定申請書を作成
- (2)各都道府県担当部局へ認定申請書提出
- (3)各都道府県担当部局による調査・審査
- (4)各都道府県知事の認定

問い合わせ先

各都道府県(巻末一覧参照)

起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援

新事業創出のため、地域振興整備公団が起業家育成施設(ビジネス・インキュベータ)を提供します。

■対象となる方

中小企業者、これから創業しようとする個人などの方々に、創業や新製品・新技術の研究開発等に必要となるオフィス・工場・研究室等を、地域公団が公的支援策とともに低廉な賃料で提供します。

■対象となるビジネス・インキュベータ

都道府県	施設名称	所在地	平均賃料(円/㎡)	賃貸面積(㎡)	備考
北海道	㈱旭川産業高度化センター	旭川市	3,500	12~83	専門コーディネータ配置、賃料補助あり
	㈱千歳国際ビジネス交流センター	千歳市	0	18	賃料無料
	㈱美唄ハイテクセンター	美唄市	約2,400	34~150	賃料補助あり、無料ブースあり(4室)
青森県	テクノフロンティア八戸	八戸市	約1,300	244~362	賃料補助あり
岩手県	㈱北上オフィスプラザ	北上市	3,080	6~50	賃料補助あり
宮城県	石巻産業創造㈱	石巻市	3,000	40	石巻トウモロコシビジネスタウン内立地
茨城県	㈱ひたちなかテクノセンター	ひたちなか市	3,300	10~16	超高速インターネット接続サービス有り
栃木県	㈱とちぎ産業交流センター	宇都宮市	3,500	50~65	賃料補助あり
群馬県	㈱くま産業高度化センター	太田市	3,030	15~92	賃料補助あり
埼玉県	インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田	本庄市	2,500	35~89	賃料補助あり、インキュベーションマネジャー常勤
千葉県	クリエイション・コアかずさ	木更津市	約3,500	45~100	賃料補助あり
	いちかわ情報プラザ	市川市	約4,000	21~123	ネットカフェ・会議室等・市電子市役所
東京都	三鷹産業プラザ	三鷹市	約4,100	15~155	ネットカフェ・打合せスペース・経営相談等
神奈川県	さがみはら産業創造センター	相模原市	3,000前後	約17~95	産学連携コーディネート・セミナー事業実施
富山県	㈱富山県総合情報センター	富山市	2,000	10~15	県ITセンターが入居
	㈱富山県産業高度化センター	高岡市	2,000	12~37	県及び市のデザインセンターと連携
岐阜県	アネックステクノ2	各務原市	1,500前後	25	施設内の試作加工室、測定室も利用可
静岡県	㈱浜名湖国際頭脳センター	浜松市	約1,000	43	県情報センターが入居、情報設備が充実
	テクノフロンティア浜松	浜松市	約1,500	150~400	賃料補助あり
愛知県	クリエイション・コア名古屋	名古屋市	約2,400	52~256	賃料補助あり
三重県	テクノフロンティア四日市	四日市市	約1,500	234~405	鈴鹿山麓リサーチパーク内に立地
	㈱津サイエンスプラザ	津市	2,500	45	賃料補助あり
大阪府	クリエイション・コア東大阪	東大阪市	2,500	25~50	賃料補助あり、ワンストップサービス窓口設置
	テクノフロンティア堺	堺市	約2,300	65~355	賃料補助あり
	さかい新事業創造センター	堺市	約2,500~3,000	15~80	大阪府立大学等との産学連携が活発
兵庫県	テクノフロンティア伊丹	伊丹市	約2,000	48~247	賃料補助あり
	先端医療センター(CPC)	神戸市	約9,000	120~260	GMP準拠の細胞培養研究室
	バイオメディカルアクセラレータ(BMA)	神戸市	約3,100	150~1,150	GMP準拠のヒト細胞・組織の培養施設
和歌山県	㈱和歌山リサーチラボ	海南市	96~756	38~82	ISO審査登録機関あり
岡山県	テクノフロンティア岡山	岡山市	約1,600	250~400	賃料補助あり
広島県	テクノフロンティア東広島	東広島市	約1,400	226~497	賃料補助あり

徳島県	株式会社徳島健康科学総合センター	徳島市	3,500	40	賃料補助あり
香川県	株式会社香川産業頭脳化センター	高松市	4,000	24~57	賃料補助あり
高知県	株式会社南国オフィスパークセンター	南国市	2,600	14~29	賃料補助あり
福岡県	株式会社北九州テクノセンター	北九州市	2,650	47~51	ソフト支援充実
	クリエイション・コア福岡	筑紫野市	約2,300	51~171	県工業技術センター隣接
	株式会社久留米ビジネスプラザ	久留米市	約2,700	30	賃料補助あり
長崎県	株式会社アルカディア大村	大村市	2,600	20~100	県工業技術センター隣接
熊本県	テクノフロンティア熊本	菊池郡合志町	約1,200	200~600	セミコンテクノパーク内に立地
	テクノインキュベーションセンター	上益城郡益城町	約1,400	200~500	熊本テクノリサーチパーク内立地

問い合わせ先

- ・地域振興整備公団 TEL:03-3501-5211(代表) HP: <http://www.region.go.jp>
- ・地域産業振興部 産業支援課(内線:374) HP: <http://www.chiikikodan.gr.jp>
- ・地方拠点振興部 商業・産業施設事業課(内線:381~383)

産業財産権の普及・活用に関する支援

産業財産権制度について基本から知りたい方、産業財産権の有効活用を考えている方を支援します。

■対象となる方

中小企業者

■支援内容

(1) 制度普及・相談事業

① 知的財産権制度説明会（初心者向け）

初心者レベルの方を対象にした説明会を、特許庁、各経済産業局等主催で開催しています。

② 中小・ベンチャー企業向けセミナー

経営者、研究開発責任者等を対象に、産業財産権の戦略的取得や活用手法を解説します。

③ 特許無料相談会、特許講習・指導相談会

全国各地域で、産業財産権に関わる具体的案件について専門家が個別相談を受け付けています。また、産業財産権制度に関する理解を深めていただくとともに、個別相談の要望にお応えするため、講習会と相談会とを合わせた「講習・指導相談会」を実施しています。

④ 産業財産権に関する質問一般の受け付け

産業財産権制度全般や具体的な出願手続等について質問や相談を無料で受け付けています。

(2) 権利活用支援事業

① 特許流通アドバイザーの派遣

特許流通アドバイザーは、技術移転の専門家であり、全国の都道府県・技術移転機関に派遣されています。企業訪問を中心に活動し、企業、大学等の提供可能な特許の把握と中小企業等の特許導入ニーズを発掘し、両者のマッチングのアドバイスを実施しています。

② 特許流通フェアの開催

特許の導入を希望する企業と、提供を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタント等が一堂に会するイベントです。開放特許のプレゼンテーションや商談会を実施しています。

③ 特許流通データベース・アイデアデータベース・開放特許活用例集・特許流通支援チャート

約5万件の開放特許を一括して検索できる「特許流通データベース」、そのライセンス情報から事業展開のヒントを「アイデア」としてまとめた「アイデアデータベース」、特許流通データベースから選定した特許に、新製品・新事業のアイデアを付加して紹介した「開放特許活用例集」、技術テーマごとに過去10年間の特許情報を分析して技術動向をわかりやすく解説した特許マップ「特許流通支援チャート」の提供を行っています。

④ 特許活用企業事例集

特許を効果的に活用している中小企業等を具体的に紹介した事例集を提供しています。

問い合わせ先

(1)①、(2)② …… 特許庁総務課地方班 TEL:03-3581-1101(内線:2107)

(1)②、④ …… 各経済産業局特許室（巻末一覧参照）

(1)③ …… (社)発明協会 TEL:03-3502-5441

(1)④ …… (独)工業所有権総合情報館相談部 TEL:03-3581-1101(内線:2121~2123)

(2)①、③ …… (独)工業所有権総合情報館情報流通部 TEL:03-3580-6949

(2)④ …… 特許庁総務課特許戦略調整班 TEL:03-3581-1101(内線:2103)

産業財産権の取得に関する支援

産業財産権を取得しようとする方を研究開発、出願手続、審査等の各場面で支援します。

■対象となる方
中小企業者

■支援内容

(1) 研究開発段階

① 特許電子図書館 (IPDL)

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報類を文献番号や各種分類により検索可能な形で提供するとともに、それぞれの出願の審査状況が簡単に確認できる審査経過情報等を特許庁ホームページで提供しています(無料)。URL: <http://www.ipdl.jpo.go.jp/homepg.ipdl>

② 特許情報活用支援アドバイザー(一部地域:検索アドバイザー)の派遣

各都道府県に派遣し、特許情報活用についての情報提供、指導・相談等を無料で承ります。

(2) 出願段階

① 出願アドバイザー

出願手続、電子出願制度、全国47都道府県発明協会支部電子出願相談室に設置されている共同利用パソコンの利用方法についてのご相談に応じます(無料)。

② 審査請求料・特許料等の減免措置

資力に乏しい個人・法人、研究開発型中小企業(142頁参照)と大学の研究者等の方々を対象に、審査請求料及び特許料(第1年から第3年)の減額・免除等の措置を要件に応じて適用しています。URL: <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

(3) 審査・審判段階

① 中小企業等特許先行技術調査支援事業

中小企業の審査請求前の出願について、申し込みに基づいて、特許庁から委託を受けた民間調査機関が先行技術調査を行い、調査結果をお手元に送付いたします(無料)。

② 早期審査制度・早期審理制度

早期審査または早期審理に関する事情説明書を提出していただくことにより、他の出願に優先して審査・審判が行われます(無料)。

③ 巡回審査・巡回審判

全国各地に審査官・審判官が出向き、出願人またはその代理人と直接面接して互いに出願・技術についての理解を深めることにより、より強く、よりの確な権利取得を支援します。

問い合わせ先 特許庁代表 TEL:03-3581-1101

(1)① …… DLヘルプデスク TEL:03-5690-3500

② …… 独)工業所有権総合情報館情報流通部(内線:3822)

(2)① …… 社)発明協会 TEL:03-3502-5441 ②…特許庁総務課調整班(内線:2105)

(3)① …… 特許庁総務課特許戦略企画班(内線:2103)

② …… 特許庁調整課審査業務管理班(内線:3106) 特許庁審判課審判企画室(内線:5852)

③ …… 特許庁調整課面接審査管理専門官(内線:3114) 特許庁審判課特許侵害業務室(内線:5801)

研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

研究開発に取り組まれている中小企業の皆様が特許を取得する際の特許料等を軽減します。

■対象となる特許出願

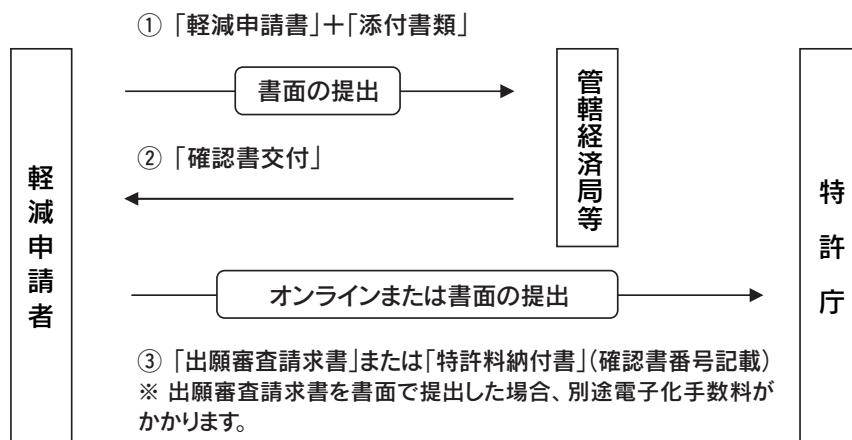
- ① 売上高に対する試験研究費等の比率が3%超の中小企業者が行う出願
- ② 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定事業に係る出願
- ③ 新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業に係る出願
- ④ 中小企業経営革新支援法の承認計画における技術開発に関する研究開発事業に係る出願

※いずれも計画または事業終了後2年以内の出願に限ります。

■支援内容

- ① 審査請求料を1/2
- ② 特許料(第1年から第3年)を1/2

■手続きの流れ



問い合わせ先

- ・ 巻末「問い合わせ先一覧(経済産業局等)」をご覧ください、軽減申請者の方が所在する経済産業局または沖縄経済産業部にご連絡いただくか、
- ・ 経済産業省産業技術政策課までお問い合わせ下さい。 TEL: 03-3501-1773

中小企業組合制度について

新事業展開・経営革新、介護福祉・情報化・環境リサイクルなど循環型社会の構築、簡易な創業で法人化等、中小企業組合制度は様々な場面でお役に立ちます。

支援内容

組合制度は中小企業の連携を支援します。

中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。

特に最近では、異業種の事業者が連携して、新事業開拓や研究開発などのソフト面での共同事業を行う組合、SOHO事業者、女性、高齢者等が集まり自ら働く場を設けるための組合、情報化、電子商取引の推進や環境リサイクル等循環型社会の構築、福祉、介護、物流効率化等の新たな事業を行う組合などの設立が多く見られています。

主な中小企業組合の概要

事業協同組合 総数：約39,000

新事業展開・経営革新を目指して事業の共同化→経営資源を補完し合い経営革新

中小企業者が、新技術・新商品開発、新事業分野、市場開拓、共同生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の新事業展開、経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し、相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合 総数：約2,100

簡易な法人組織で創業

個人が創業する際に、会社に比べ少額の資本で法人格を取得でき有限责任のメリットを享受できるように考えられた、いわば簡易な会社ともいべき組合です。なお、これまで組合員は個人に限られていたましたが、平成15年2月1日から、個人以外（法人など）の者も加入が可能になり、多様なパートナーシップ組織として、より一層活用しやすい制度になっています。

協業組合 総数：約1,300

中小企業の事業の統合・集約化の促進→事業の統合により生産性の向上

中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。

古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、原材料の仕入れや販売部門を効率化するため数社で協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。

問い合わせ先

- ・ 各都道府県中小企業団体中央会
 - ・ 全国中小企業団体中央会 TEL:03-3523-4901
- HP:<http://www.chuokai.or.jp>

地域産業集積活性化法に基づく支援

地域産業の自立的発展を図るために、補助金、金融、税制等の総合的な支援措置を講じています。

支援内容

わが国の「ものづくり」を支える部品・試作品等を製造する事業者が集まった「基盤的技術産業集積」や、地域経済を支える「産地」「企業城下町」などの中小企業が集まった「特定中小企業集積」として指定された地域の中小企業が、新たな技術開発や、新商品開発・販路開拓等を実施する際に、補助金・低利融資・優遇税制等の支援が受けられます（都道府県知事の承認が必要です）。

補助金（都道府県等、中小企業・組合等）

- ① 都道府県、市町村、商工会等による創業者向け小規模貸事務所、貸工場施設等の設置への補助
- ② 中小企業・組合等が「進出計画」等に従って行う新商品・新技術開発、販路開拓、人材要請等の事業への補助
- ③ 支援機関が行う研究開発、人材育成、市場調査等への事業等への補助
- ④ 都道府県による地域での起業化支援事業への補助
- ⑤ 中小企業、組合等が「高度化等計画」に従って行う研究開発事業等への補助

融資等

- ① 政府系金融機関等による低利融資
- ② 中小企業総合事業団高度化融資制度
- ③ 中小企業信用保険法の特例（保証の別枠化等）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例（資本金3億円超の企業を対象）

税制

特別土地保有税の非課税

【活用事例】

「眼鏡製造業」の集積地域では、地域の中小企業に培われている高度な接合技術を活かし、医療・福祉分野への進出に取り組んでおり、A社は補助金を活用して、歯科矯正用具の開発等を行った。

■ 手続きの流れ

- ① 都道府県に対し、補助金の申請
- ② 都道府県において事業内容を審査し、交付対象を決定
- ③ 都道府県から補助金を交付

■ 募集期間

各都道府県により、募集期間は異なりますので下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・ 各都道府県中小企業担当課（巻末一覧参照）
- ・ 各経済産業局中小企業課（巻末一覧参照）
- ・ 中小企業庁経営支援部経営支援課 TEL：03-3501-1763

中心市街地活性化法に基づく支援

中心市街地における計画策定や具体的な事業実施に対して総合的に支援を行います。

中心市街地活性化法の概要

- ①市町村が基本方針(国が策定する基本計画策定のためのガイドライン)に即して「基本計画」を作成。
- ②市町村の基本計画に基づき、商工会、商工会議所等が「中小小売商業高度化事業構想」【TMO構想】を作成、市町村がこれを認定。
- ③TMO等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画「TMO計画」を国が認定し、支援を実施。

支援内容

1. 基本計画・TMO構想・計画の作成やTMOの事業運営・経営基盤の確立に関する支援

計画策定事業：

- ①市町村が行う基本計画策定
- ②TMO等が行うTMO構想やTMO計画策定に関する調査研究に必要な経費を補助します。

タウンマネージャー養成研修事業：

TMO等の事業を総合的に企画運営できる人材を育成するため、中小企業総合事業団中小企業大学校で研修を受けることができます。

TMO診断・評価調査研究事業(TMOサポート事業)：

TMOの各種事業の内容や組織・経営基盤等について、中小企業総合事業団が診断・評価・アドバイスをを行います。

タウンマネージャー派遣事業：

TMO事業の計画策定等を行う際に、中心市街地活性化に関する関係分野の専門家をアドバイザーとしてTMO等に派遣します。

TMO活性化支援事業：

- ①市町村が行う中心市街地の活性化に関わる関係者を集めたフォーラムの開催や、
- ②TMOの経営基盤の確立のための事業に対して、補助します。

2. TMO等による事業に関する支援

中心市街地等中小商業活性化施設等整備事業：

TMO、商店街振興組合、市町村等が行うアーケード、駐車場等の商業基盤施設等の整備に対して、補助します。

中小商業活性化総合補助事業：

TMO、商店街振興組合等が①カラー舗装、公園、イベント広場、テナント・ミックスに必要な商業施設等の整備や、②空き店舗対策、IT対応等商店街の活性化に向けたソフト事業に対して補助します。

高度化出融資：

TMO等が行う商業基盤施設の整備に対して、中小企業総合事業団より無利子融資、出資等の支援を行います。

中心市街地商業活性化推進事業(基金)：

TMO等が行う①コンセンサス形成事業、②テナント・ミックス事業、③広域ソフト事業等に対して支援を行います。

問い合わせ先

各経済産業局商業振興室等（巻末一覧参照）

中小企業流通業務効率化促進法に基づく支援

中小企業が行う流通業務の効率化を支援します。

■対象となる方 中小企業組合

■支援内容

(1) 補助金等

① 物流効率化推進事業

調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業

② 物流効率化専門指導員派遣事業(中小企業総合事業団)

(2) 融資制度

① 高度化融資制度(中小企業総合事業団、各都道府県)

組合等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合80%までの無利子融等を受けすることができます。

② 物流近代化資金貸付制度(国民生活金融公庫)

組合等とその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な設備資金、その運転資金について、低利融資を受けることができます。

(3) 事業資金調達の円滑化

① 中小企業信用保険法の特例

組合等とその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借り入れに係る信用保証協会による信用保証について、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置が受けられます。

② 中小企業投資育成株式会社の特例

認定計画に基づく事業実施のために増資を行う組合等の構成員企業は、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。

(4) 税制支援

(認定計画に基づき組合等が共同物流センターを設置した場合の優遇措置)
流通業務効率化施設の特別償却(初年度8%の減価償却率上乘せ)

■手続きの流れ

- ① 組合等が基本指針(経済大臣と国土交通大臣が策定する流通業務効率化計画についてのガイドライン)に即して、「効率化計画」を作成します。
- ② 組合等が作成した「効率化計画」を都道府県知事と地方国土交通局長が認定します。
- ③ 認定された効率化計画(「認定計画」)に基づき組合等が実施する事業に対して、国が支援します。

問い合わせ先

- ・ 中小企業総合事業団 TEL: 03-3433-8811 (代)
- ・ 各都道府県等中小企業担当課 (巻末一覧参照)
- ・ 各経済産業局流通・サービス産業課等 (巻末一覧参照)
- ・ 中小企業庁商業課 TEL: 03-3501-1929

労働対策について(中小企業への助成制度)

中小企業の雇用創出を支援します。

1. 新規雇用創出のための対策

中小企業基盤人材確保助成金

創業・異業種進出または経営革新に伴って経営基盤の強化に資する人材を雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合に助成します。

支給金額

- ・経営基盤の強化に資する人材(基盤人材)1人当たり140万円(最大:5人)
- ・基盤人材の雇入れにあわせて雇い入れた一般労働者1人当たり30万円(最大:基盤人材と同数)

■助成機関 独立行政法人雇用・能力開発機構

■申請窓口 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

■手続きの流れ

- ①創業・異業種進出を始めて6ヶ月以内に雇用管理に関する改善計画を作成し、都道府県知事に提出
 - ②労働者の雇入れを行う前に、新分野進出等基盤人材確保実施計画(変更)認定申請書に必要な書類を添付して独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に提出
 - ③支給対象期の末日の翌日から起算して1ヶ月以内に中小企業基盤人材確保助成金支給申請書に必要な書類を添付して、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に提出
- ※1 雇用対策臨時特例法による中小企業労働力確保法の特例
平成17年3月31日まで、中小企業者が経営革新を行い、中高年齢者を雇い入れた場合に助成を受けることができる特例が施行されています。
- ※2 介護サービスを提供する事業主の方には、介護基盤人材確保助成金もありますので、各都道府県の介護労働安定センター支部にお問い合わせください。

緊急雇用創出特別奨励金

雇用失業情勢が悪化し、完全失業率に基づく発動要件を満たした場合(全国または対象地域)に発動され、発動地域内に所在する事業主が中高年の非自発的離職者等を雇い入れた場合に助成(平成17年3月31日までの暫定措置)します。

■対象となる方

①通常の事業主

45歳以上60歳未満の非自発的離職者または公共職業訓練等の受講者を職業紹介機関の紹介により、常用労働者として雇い入れる事業主

②ワークシェアリング制度導入事業主

事前に「緊急対応型ワークシェアリング導入計画」を都道府県労働局長に提出し、導入後において所定または所定外労働時間が増加していない場合において、30歳以上60歳未満の非自発的離職者または公共職業訓練等の受講者を職業紹介機関の紹介により、常用労働者として雇い入れる事業主

(計画提出の要件)

- ・最近3ヶ月間の生産量が前年同期に比べ増加していないこと
- ・最近6ヶ月間で事業主都合による解雇を行っていないこと
- ・労使の合意により所定(または所定外)労働時間の短縮とそれに伴う賃金の削減等のワークシェアリングを実施すること

■支給金額**①通常の事業主**

対象労働者1人につき30万円が支給

②ワークシェアリング制度導入事業主

- ・計画提出後の最初の雇入れに際し、当該事業所の労働者数が300人以下の場合は50万円、301人以上の場合は120万円が支給
- ・対象労働者1人につき次の区分に応じて支給
 - 一般被保険者(短時間労働者以外):30万円
 - 一般被保険者(短時間労働者):15万円
- 6ヶ月以上の有期雇用による一般被保険者(短時間労働者以外)(中小企業に限る):15万円

■助成機関 (財)高年齢者雇用開発協会**■申請窓口 都道府県高年齢者雇用開発協会****■手続の流れ 奨励金を受けようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた日の3ヶ月後から起算して1ヶ月以内に支給申請を行う。****新規・成長分野雇用創出特別奨励金**

新規・成長分野の事業主が中高年の非自発的離職者等を前倒して雇用する場合または職業訓練を行う場合の助成(平成17年3月31日までの暫定措置)します。

■対象となる方**①雇入れの場合**

新規・成長分野の事業に関して、雇入れ計画を事前に作成し、計画に沿って、本来の雇用予定よりも前倒して、30歳以上60歳未満の非自発的離職者または公共職業訓練等受講者を雇い入れる事業主

②職業訓練の場合

新規・成長分野の事業に関して、訓練計画を作成し、計画に沿って、30歳以上60歳未満の非自発的離職者に対し、職場におけるOJTを中心とした実践的な職業訓練を行う事業主

■支給金額**①雇い入れる場合(雇用奨励金)**

対象者1人当たり70万円

②職業訓練の場合

- ・実施奨励金(事業主):訓練内容に応じ対象者1人1月当たり次の額
 - もっぱらOJTにより、実施されるもの 24,100円
 - 座学が訓練時間の1割を超えるもの 90,000円
- ・受講奨励金(受講者)
 - 訓練受講日1日当たり 6,500円

■助成機関 (財)高年齢者雇用開発協会**■申請窓口 都道府県高年齢者雇用開発協会**

■申請手続

①雇入れの場合

雇用奨励金の支給を受けようとする事業主は、雇入れ計画書を提出し、対象労働者の雇い入れた日の3ヶ月後から起算して1ヶ月以内に新規・成長分野雇用奨励金支給申請書を都道府県高年齢者雇用開発協会に提出。

②職業訓練の場合

《実施奨励金》

実施奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練開始前に、新規・成長分野事業主訓練実施計画書と新規・成長分野能力開発助成金（実施奨励金）支給申請書を訓練実施事業所の所在する都道府県高年齢者雇用開発協会に提出。

《受講奨励金》

受講奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練開始前に、新規・成長分野能力開発助成金（受講奨励金）支給申請書に公共職業安定所が交付する職業訓練受講推薦通知書の写しを添付のうえ、訓練実施事業所の所在する都道府県高年齢者雇用開発協会に提出。

2. 雇用対策の充実

■特定求職者雇用開発助成金

（特定就職困難者雇用開発助成金）

60歳以上の高齢者、障害者等特に就職が困難な方を、公共職業安定所または適正な運用を期すことのできる無料・有料の職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金に相当する額の一部を助成します。

（緊急就職支援者雇用開発助成金）

雇用に関する状況が全国的に悪化した場合などに45歳以上の厚生労働大臣の定める年齢以上60歳未満の再就職援助計画対象者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金に相当する額の一部を助成します。

■助成率

①特定就職困難者雇用開発助成金：重度障害者等1/3(1/2)
上記以外の対象者1/4(1/3)

②緊急就職支援者雇用開発助成金：1/4(1/3)

※1（ ）内は中小企業に対する助成率

※2（特定就職困難者雇用開発助成金）

対象労働者雇入れ後1年間（重度障害者等は1年6か月）に支払った賃金に相当する額に上記の助成率を乗じた額を助成。支給額は雇用保険基本手当日額の最高額の330日分（重度障害者等は495日分）を限度とします。

※3（緊急就職支援者雇用開発助成金）

対象労働者雇入れ後6ヶ月間に支払った賃金に相当する額に上記助成率を乗じた額を助成。支給額は雇用保険基本手当日額の最高額の165日分を限度とします。

■助成機関 国(都道府県労働局)

■申請窓口 公共職業安定所

■手続きの流れ 雇入れから6ヶ月経過するごとに、その後1ヶ月以内に支給申請書を公共職業安定所に提出。

雇用調整助成金

景気の変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされて、休業、教育訓練(以下「休業等」といいます。)または出向を行うことにより労働者の雇用維持を図る事業主に対して休業手当、賃金等に相当する額の一部を助成します。

助成率 1/2(2/3)

※1 ()内は中小企業事業主に対する助成率

※2 教育訓練は上記に加えて訓練費として1人1日あたり1,200円

※3 一般事業主に対する休業等については支給限度日数を最初に事業主が指定する期間(1年間)を含む3年間で150日分。(最初の1年間で100日分を上限とし、後の一年間は最初の一年間と合わせて150日分を上限。)

※4 受給額は、1日1人当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします(訓練費は限度額に含まず)。

助成機関 国(都道府県労働局)**申請窓口 公共職業安定所****手続きの流れ 休業等の実施計画届を事前に公共職業安定所に提出し、計画に基づき休業等を行った後1ヶ月以内(出向の場合は2ヶ月以内)に支給申請書を提出。****地域雇用開発促進助成金**

同意雇用機会増大促進地域(※1)等の事業主が新たに事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主または、高度技能労働者を雇い入れる事業主に対して助成金を支給。

助成率 同意雇用機会増大促進地域(※1)等に事業所を設置または整備し、その地域に居住する求職者等を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の6分の1(中小企業事業主については4分の1)や、施設等の整備費用を助成(25万円～2億円)(賃金助成は雇入れ後6か月経過後に支給)。

また、同意高度技能活用雇用安定地域(※2)で、新たな事業展開等を図るために必要な高度技能人材等を受け入れる事業主に対して、一定額を助成(高度技能人材の受入れ1人当たり100万円(中小企業事業主については140万円)、地域求職者の雇入れを伴う場合は1人当たり20万円(中小企業事業主については30万円)、6か月毎に2回に分けて支給)。

助成機関 国(都道府県労働局・公共職業安定所)。**申請窓口 公共職業安定所****手続きの流れ 事業所の設置・整備と労働者の雇入れに関する計画書を公共職業安定所長に提出し、当該計画の提出後に支給申請書を都道府県労働局長(公共職業安定所経由)に提出。**

※1 同意雇用機会増大促進地域:地域雇用開発促進法に基づく、雇用機会が相当程度不足している地域。

※2 同意高度技能活用雇用安定地域:地域雇用開発促進法に基づく、高度な熟練技術者等が多数就業している地域。

3. 職業能力の開発と向上**キャリア形成促進助成金**

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施またはキャリア・コンサルティングの機会の確保を行う事業主に対して助成するもので、訓練給付金、職業能力開発休暇給付金、長期教育訓練休暇制度導入奨励金、職業能力評価推進給付金およびキャリア・コンサルティング推進給付金の5種類があります。

■助成率

《訓練給付金》

- ・ 職業訓練を受けさせる場合の経費(事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金または教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合は、入学料または受講料等の派遣費)の1/3(大企業事業主1/4)
- ・ 職業訓練期間中のその雇用する労働者の賃金の1/3(大企業事業主1/4)

《職業能力開発休暇給付金》

- ・ 職業能力開発休暇期間中の教育訓練の受講および職業能力評価の受検に要した費用の1/3(大企業事業主1/4)
- ・ 職業能力開発休暇期間中のその雇用する労働者の賃金の1/3(大企業事業主1/4)

《長期教育訓練休暇制度導入奨励金》

- ・ 休暇制度を導入した場合30万円または15万円(最初の休暇取得者が発生した場合のみ1回限り支給)。
- ・ 休暇取得者が発生した場合には、休暇取得者1人につき5万円(休暇取得者が20人を超えるときは20人を限度)。

《職業能力評価推進給付金》

- ・ 職業能力評価の受検に要する経費(受験料等)の3/4
- ・ 職業能力評価期間中のその雇用する労働者の賃金の3/4

《キャリア・コンサルティング推進給付金》

専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の1/2に相当する額(初回1年間のみ支給。また、その額が25万円を超える場合は、25万円を限度とする)。

■助成機関 独立行政法人雇用・能力開発機構

■申請窓口 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

■手続の流れ 事業業主が、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に対して受給資格認定申請を行い、その認定を受け、当該計画に沿った教育訓練等を実施した後支給申請を行います。

中小企業雇用創出等能力開発助成金

高付加価値化や新分野展開等を担う人材を育成するため、体系的・計画的な教育訓練を実施する事業主や創業・異業種進出に伴い新たに労働者を雇い入れ、必要な教育訓練を実施する事業主に対して、経費や賃金の一部を助成します。

■助成率 1/2

■助成機関 独立行政法人雇用・能力開発機構

■申請窓口 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

■手続の流れ 都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主が、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センター所長に対して受給資格認定申請を行い、その認定を受け、当該計画に沿った教育訓練を実施した後に支給申請を行います。

問い合わせ先

- ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構 TEL：0570-001154
- ・ (財)高年齢者雇用開発協会 TEL：03-5223-3450
- ・ 厚生労働省政策統括官労政担当参事官室 TEL：03-3502-6734

問い合わせ先一覧

■ 中小企業施策全般に関する問い合わせは中小企業庁広報室までどうぞ。
 中小企業庁広報室 TEL:03-3501-1709(直通)

■ ホームページにおいて中小企業施策や最新情報などを提供していますのでご利用ください。
 ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

■ 中小企業施策情報のメール配信サービス「e-中小企業ネットマガジン」を無料で提供しています。
 同ホームページからお申し込みいただけます。

■ 中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談などにお答えします。
 中小企業庁中小企業相談室 TEL:03-3501-4667(直通)
 各経済産業局中小企業課

■ 経済産業局等

部 課 名	電話番号	FAX番号	ホームページURL	
北海道経済産業局 産業部	中小企業課	011-709-2311(代)	http://www.hkd.meti.go.jp/	
	産業技術課	011-709-1783(直)		011-709-1786
	特許室	011-709-5441(直)		
	新規事業課	011-709-5441(直)		
	製造産業課	011-700-2251(直)		
	情報政策課	011-709-1784(直)		
	国際課	011-700-2253(直)		
地域振興グループ	国際課	011-709-1752(直)	011-709-2566	
	商業振興室	011-738-3236(直)		
東北経済産業局 産業部	中小企業課	022-263-1111(代)	http://www.tohoku.meti.go.jp/	
	商業振興室	022-222-2425(直)		022-265-2349
	流通・サービス産業室	022-263-1194(直)		〃
	新規事業課	022-263-1167(直)		〃
	国際室			〃
	産業技術課	022-215-7297(直)		022-223-2658
	特許室	022-223-9730(直)		
	製造産業課	022-215-7236(直)		〃
	情報政策課	022-225-6078(直)		〃
関東経済産業局 産業振興部	製造産業課	048-601-1200(代)	http://www.kanto.meti.go.jp/	
	中小企業課	048-600-0313(直)		048-601-1293
	経営支援課	048-600-0321(直)		048-601-1294
	流通・サービス産業課	048-600-0331(直)		048-601-1294
	商業振興室	048-600-0341(直)		048-601-1295
	国際課	048-600-0316(直)		048-601-1295
	産業立地課	048-600-0262(直)		048-601-1290
	新規事業課	048-600-0269(直)		048-601-1289
	産学官連携推進室	048-600-0275(直)		048-601-1311
	情報政策課	048-600-0422(直)		048-601-1311
	技術企画課	048-600-0282(直)		048-601-1289
	特許室	048-600-0236(直)		048-601-1287
	技術振興課	048-600-0319(直)		
		048-600-0286(直)		048-601-1287

部 課 名		電話番号	FAX番号	ホームページURL	
中部経済産業局 産業振興部	中小企業課	052-951-2748(直)	052-951-9800	http://www.chubu.meti.go.jp/	
	中小企業再生支援室	052-951-0521(直)	052-951-9800		
産業企画部	商業振興室	052-951-0597(直)	052-961-9885		
	製造産業課	052-951-2724(直)	052-951-9800		
	国際課	052-951-4091(直)	052-961-7698		
	情報政策課	052-951-0560(直)	052-950-1764		
	新規事業課	052-951-2761(直)	052-950-1764		
	産業技術課	052-951-2774(直)	052-950-1764		
	特許室	052-223-6604(直)			
近畿経済産業局 産業振興部	中小企業課	06-6966-6023(直)	06-6966-6083		http://www.kansai.meti.go.jp/
産業企画部	製造産業課	06-6966-6022(直)	06-6966-6082		
	創業・経営支援課	06-6966-6014(直)	06-6966-6078		
	流通・サービス産業課	06-6966-6025(直)	06-6966-6084		
	サービス産業室	06-6966-6025(直)	06-6966-6084		
	地域振興課	06-6966-6012(直)	06-6966-6097		
	情報政策課	06-6966-6015(直)	06-6966-6077		
	産学官連携推進課	06-6966-6164(直)	06-6966-6079		
	特許室	06-6772-5004(直)	06-6772-5034		
	技術課	06-6966-6017(直)	06-6966-6080		
	国際事業課	06-6966-6032(直)	06-6966-6087		
通商部					
中国経済産業局 産業部	製造産業課	082-224-5684(直)	082-224-5642	http://www.chugoku.meti.go.jp/	
	中小企業課	082-224-5661(直)	082-224-5643		
	産業技術課	082-224-5680(直)	082-224-5645		
	特許室	082-224-5625(直)			
	新規事業課	082-224-5658(直)	082-224-5645		
	政策課商業振興室	082-224-5653(直)	082-224-5642		
	国際課	082-224-5655(直)	082-224-5642		
	情報政策課	082-224-5630(直)	082-224-5643		
	地域振興課	082-224-5638(直)	082-224-5642		
四国経済産業局 産業部	地域振興課	087-831-3141(代)	087-837-2217	http://www.shikoku.meti.go.jp/	
	中小企業課	087-834-7621(直)	087-831-5923		
	商業振興室	087-863-3518(直)	087-835-5153		
	産業技術課	087-833-5736(直)	087-835-2312		
	特許室	087-869-3790(直)			
	新規事業課	087-862-5266(直)	087-835-2312		
	国際室		087-831-5923		
	情報政策室		087-831-5923		
九州経済産業局 産業部	製造産業課	092-482-5442(直)	092-482-5390	http://www.kyushu.meti.go.jp/	
	中小企業課	092-482-5447(直)	092-482-5393		
	経営革新・金融対策室	092-482-5448(直)	092-482-5393		
	新規事業課	092-482-5575(直)	092-482-5391		
	商業振興室	092-482-5456(直)	092-482-5959		
	技術振興課	092-482-5464(直)	092-482-5392		
	特許室	092-481-2468(直)	092-481-2496		
	情報政策課	092-482-5440(直)	092-482-5538		
国際部	国際課	092-482-5423(直)	092-482-5321		
沖縄総合事務局 経済産業部	中小企業課	098-862-1452(直)	098-860-3710	http://ogb.go.jp/move	
	産業課	098-866-0067(直)	098-869-7016		
	特許室	098-867-3293(直)	098-867-3286		
	商務通商課	098-864-2321(直)	098-869-7016		

■都道府県中小企業担当課

県名	担当部・課名	電話番号	FAX番号
北海道	経済部商工振興課	011-231-4111(代)	011-232-4112
青森	商工労働部商工政策課	017-722-1111(代)	017-734-8106
岩手	商工労働部観光部産業振興課	019-651-3111(代)	019-629-5549
宮城	産業経済部新産業振興課	022-211-2723(直)	022-211-2729
秋田	産業経済労働部産業経済政策課	018-860-2213(直)	018-860-3868
山形	商工労働部観光部産業政策課	023-630-2360(直)	023-630-2128
福島	商工労働部総務企画グループ	024-521-7270(直)	024-521-7930
茨城	商工労働部中小企業課	029-301-1111(代)	029-301-3569
栃木	商工労働部観光部経営支援課	028-623-3175(直)	028-623-3340
群馬	商工労働部産業政策課	027-223-1111(代)	027-223-5470
埼玉	労働商工部産業創出課	048-830-3900(直)	048-830-4815
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2712(直)	043-227-4757
東京	産業労働局商工部調整課	03-5320-4744(直)	03-5388-1461
神奈川	商工労働部商工労働総務室	045-210-5520(直)	045-210-8867
新潟	産業労働部産業政策課	025-285-5511(代)	025-285-3783
長野	商工部産業振興チーム	026-235-7192(直)	026-235-7496
山梨	商工労働部商工総務課	055-223-1530(直)	055-223-1534
静岡	商工労働部企画経理室	054-221-2805(直)	054-221-3216
愛知	産業労働部産業労働総務課	052-954-6328(直)	052-954-6923
岐阜	農林商工部商工政策室	058-272-1111(代)	058-271-2111
三重	農水商工部企画室	059-224-2512(直)	059-224-2521
富山	商工労働部経営支援課	076-444-3247(直)	076-444-4402
石川	商工労働部産業政策課	076-225-1511(直)	076-225-1514
福井	産業労働部経営支援課	0776-20-0366(直)	0776-20-0645
滋賀	商工観光労働部中小企業振興課	077-528-3731(直)	077-528-4871
京都	商工部商工振興課	075-414-4820(代)	075-414-4842
奈良	商工労働部中小企業課	0742-22-1101(代)	0742-22-4603
大阪	商工労働部商工労働総務課	06-6941-0351(代)	06-6944-6721
兵庫	産業労働部商工労働局経営支援課	078-341-7711(代)	078-362-4274
和歌山	商工労働部商工労働総務課	073-441-2722(直)	073-432-4409
鳥取	商工労働部経済政策課	0857-26-7453(直)	0857-26-8117
島根	商工労働部経営支援課	0852-22-5111(代)	0852-22-5781
岡山	産業労働部経営支援課	086-224-2111(代)	086-224-2165
広島	商工労働部商工労働総務室	082-513-3313(直)	082-223-6314
山口	商工労働部経営金融課	083-933-3180(直)	083-933-3209
徳島	商工労働部商工政策課	088-621-2321(直)	088-621-2897
香川	商工労働部商工政策課	087-831-1111(代)	087-833-4931
愛媛	経済労働部経営支援課	089-941-2111(代)	089-941-7679
高知	商工労働部商工振興課	088-823-1111(代)	088-823-9261
福岡	商工部商工政策課	092-651-1111(代)	092-643-3417
佐賀	農林水産商工本部商工課	0952-24-2111(直)	0952-25-7270
長崎	商工労働部商工労働政策課	095-824-1111(代)	095-825-3534
熊本	商工観光労働部商工政策課	096-383-1111(代)	096-385-5850
大分	商工労働部商工労働企画課	097-536-1111(代)	097-537-2624
宮崎	商工観光労働部	0985-26-7093(直)	0985-29-6984
鹿児島	商工観光労働部経営金融課	099-286-2111(代)	099-286-5576
沖縄	商工労働部産業政策課	098-866-2330(直)	098-866-2440

■中小企業総合事業団<<http://www.jasmec.go.jp/>>

虎ノ門事務所 共済相談室	03-3433-8811(高度化融資、J-net21、支援センター等) 03-3433-7171(倒産防止共済、小規模企業共済)
大手町事務所	03-3270-2371(信用保険)

■中小企業総合事業団<<http://www.jasmec.go.jp/>>

中小企業金融公庫	03-3270-1260(東京相談センター) 052-551-5188(名古屋相談センター) 06-6345-3577(大阪相談センター) 092-781-2396(福岡相談センター)	http://www.jfs.go.jp
国民生活金融公庫	03-3270-4649(東京相談センター) 03-3231-7804(FAX) 052-211-4649(名古屋相談センター) 052-204-3716(FAX) 06-6536-4649(大阪相談センター) 06-6536-0203(FAX)	http://www.kokukin.go.jp
商工組合中央金庫	03-3246-9366(広報室相談センター)	http://www.shokochukin.go.jp
全国信用保証協会連合会	03-3271-7201(業務企画部) 03-3272-7367(FAX)	http://www.zenshinoren.or.jp

○詳しくは最寄りの各支店、又は各地の信用保証協会にお問い合わせください。

■中小企業・ベンチャー総合支援センター<<http://www.jasmec.go.jp/>>

- 北海道 011-738-1365 011-738-1372(FAX) ○東北 022-716-1751 022-716-1752(FAX)
○東京 03-5470-1620 03-5470-1573(FAX) ○中部 052-220-0516 052-220-0517(FAX)
○近畿 06-6910-3866 06-6910-3867(FAX) ○中国 082-502-7246 082-502-7247(FAX)
○四国 087-811-1752 087-811-1753(FAX) ○九州 092-432-3716 092-432-3718(FAX)

■がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」<<http://www.jasmec.go.jp/>>

中小企業総合事業団では全国8ヶ所にある中小企業・ベンチャー総合支援センターに、中小企業の方が気軽に経営相談等をお受けする電話相談窓口(ホットライン)を開設しています。

ホットラインは、全国どこからかけても最寄りのセンターにつながります。(通話料は発信者側の負担となります)

TEL 0570-009111 (受付時間:平日 午前9時～午後5時)

■都道府県等中小企業支援センター <<http://j-net21.jasmec.go.jp/>>

都道府県等中小企業支援センター名	電話番号	FAX番号
(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001	011-232-2011
(財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066	017-773-5236
(財)いわて産業振興センター	019-621-5070	019-621-5481
(財)みやぎ産業振興機構	022-225-6697	022-263-6923
(財)あきた産業振興機構	018-860-5603	018-863-2390
(財)山形県企業振興公社新事業支援センター	023-647-0664	023-647-0669

都道府県等中小企業支援センター名	電話番号	FAX番号
(財)福島県産業振興センター	024-525-4034	024-525-4036
(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339	029-227-2586
(財)栃木県産業振興センター	028-670-2607	028-670-2611
(財)群馬県中小企業振興公社	027-255-6503	027-255-6161
(財)千葉県産業振興センター	043-299-2651	043-299-3411
(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4101	048-645-3286
(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881	03-3251-7888
(財)神奈川中小企業センター	045-633-5200	045-633-5208
(財)にいがた産業創造機構	025-246-0025	025-246-0030
(財)長野県中小企業振興公社	026-227-5028	026-227-7281
(財)やまなし産業支援機構	055-243-1888	055-243-1890
(財)しずおか産業創造機構	054-273-4434	054-251-3024
(財)愛知県中小企業振興公社	052-561-4121	052-561-4130
(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1096	058-277-1095
(財)三重県産業支援センター	059-228-3321	059-226-4957
(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605	076-444-5646
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244	076-268-4911
(財)福井県産業支援センター	0776-67-7420	0776-67-7429
(財)滋賀県産業支援プラザ	077-525-7573	077-525-1931
(財)京都産業21	075-315-8848	075-323-5211
(財)大阪産業振興機構	06-6947-4375	06-6947-4378
(財)ひょうご中小企業活性化センター	078-230-8051	078-230-8190
(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312	0742-36-4003
(財)和歌山県中小企業振興公社	073-432-3413	073-432-7299
(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6708	0857-52-6673
(財)しまね産業振興財団	0852-60-5115	0852-60-5105
(財)岡山県産業振興財団	086-286-9626	086-286-9627
(財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701	082-242-7709
(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9925	083-921-2013
(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101	088-653-7910
(財)かがわ産業支援財団	087-840-0391	087-869-3710
(財)えひめ産業振興財団	089-960-1100	089-960-1105
(財)高知県産業振興センター	088-845-6600	088-846-2556
(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-1061	092-622-1174
(財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4422	0952-34-4427
(財)長崎県産業振興財団	095-820-8870	095-827-5243
(財)くまもとテクノ産業財団	096-286-3311	096-289-2457
(財)大分県産業創造機構	097-533-0220	097-538-8407
(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850	0985-74-3950
(財)かごしま産業支援センター	099-219-1272	099-219-1279
(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255	098-859-6233

■政令指定市における都道府県等中小企業支援センター

政令指定市名	電話番号	FAX番号
札幌中小企業支援センター:(財)さっぽろ産業振興財団	011-200-5511	011-200-4477
仙台市中小企業支援センター:(財)仙台市産業振興事業団	022-724-1122	022-715-8205
(財)千葉市産業振興財団	043-201-9501	043-201-9507
(財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652	048-851-6653
(財)横浜産業振興公社	045-225-3700	045-225-3737
川崎市中小企業サポートセンター:(財)川崎市産業振興財団	044-548-4141	044-548-4146
(財)名古屋都市産業振興公社(新事業支援センター)	052-735-0808	052-735-2116
(財)京都市中小企業支援センター	075-211-9311	075-223-2760
(財)大阪市都市型産業振興センター(大阪産業創造館)	06-6264-9800	06-6264-9899
(財)神戸市産業振興財団	078-360-3209	078-360-1419
(財)広島市産業振興センター	082-278-8032	082-278-8570
北九州市中小企業支援センター:(財)北九州産業学術推進機構	093-873-1430	093-873-1450

中小企業再生支援協議会

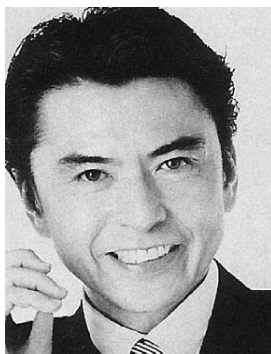
協議会名	電話	F A X 番号
北海道中小企業再生支援協議会 (設置主体:札幌商工会議所)	011-222-2829	011-222-6162
青森県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)21あおもり産業総合支援センター)	017-723-1021	017-773-5236
岩手県中小企業再生支援協議会 (設置主体:盛岡商工会議所)	019-604-8750	019-624-2300
宮城県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)みやぎ産業振興機構)	022-722-3858	022-213-9734
秋田県中小企業再生支援協議会 (設置主体:秋田商工会議所)	018-896-6150	018-862-2101
山形県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)山形県企業振興公社)	023-646-7273	023-647-0667
福島県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)福島県産業振興センター)	024-525-4091	024-525-4079
茨城県中小企業再生支援協議会 (設置主体:水戸商工会議所)	029-300-2288	029-224-6055
栃木県中小企業再生支援協議会 (設置主体:宇都宮商工会議所)	028-610-4110	028-632-5867
群馬県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)群馬県産業支援機構)	027-255-6505	027-255-6161
埼玉県中小企業再生支援協議会 (設置主体:さいたま商工会議所)	048-836-1330	048-838-7811
千葉県中小企業再生支援協議会 (設置主体:千葉商工会議所)	043-227-1110	043-227-1156
東京都中小企業再生支援協議会 (設置主体:東京商工会議所)	03-3283-7425	03-3283-7429
神奈川県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)神奈川中小企業センター)	045-633-5143	045-633-5144
新潟県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)にいがた産業創造機構)	025-246-0096	025-246-0037
長野県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)長野県中小企業振興公社)	026-227-6235	026-228-2867
山梨県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)やまなし産業支援機構)	055-220-2977	055-220-2978
静岡県中小企業再生支援協議会 (設置主体:静岡商工会議所)	054-253-5118	054-254-6713
愛知県中小企業再生支援協議会 (設置主体:名古屋商工会議所)	052-223-6953	052-223-6956
岐阜県中小企業再生支援協議会 (設置主体:岐阜商工会議所)	058-212-2685	058-263-4331
三重県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)三重県産業支援センター)	059-228-3370	059-213-1102
富山県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)富山県新世紀産業機構)	076-444-5663	076-444-5642
石川県中小企業再生支援協議会 (設置主体:(財)石川県産業創出支援機構)	076-267-1244	076-268-4911
福井県中小企業再生支援協議会 (設置主体:福井商工会議所)	0776-33-8293	0776-33-8295

滋賀県中小企業再生支援協議会 (設置主体：大津商工会議所)	077-522-4300	077-526-0795
京都府中小企業再生支援協議会 (設置主体：京都商工会議所)	075-212-7937	075-212-7561
奈良県中小企業再生支援協議会 (設置主体：奈良商工会議所)	0742-27-1556	0742-27-1556
大阪府中小企業再生支援協議会 (設置主体：大阪商工会議所)	06-6944-5343	06-6944-5346
兵庫県中小企業再生支援協議会 (設置主体：神戸商工会議所)	078-303-5852	078-303-5853
和歌山県中小企業再生支援協議会 (設置主体：和歌山商工会議所)	073-402-7788	073-402-7789
鳥取県中小企業再生支援協議会 (設置主体：(財)鳥取県産業振興機構)	0857-52-6711	0857-52-6710
島根県中小企業再生支援協議会 (設置主体：松江商工会議所)	0852-23-0701	0852-23-0553
岡山県中小企業再生支援協議会 (設置主体：(財)岡山県産業振興財団)	086-286-9682	086-286-9683
広島県中小企業再生支援協議会 (設置主体：広島商工会議所)	082-511-5780	082-222-6733
山口県中小企業再生支援協議会 (設置主体：(財)やまぐち産業振興財団)	083-922-9931	083-922-9932
徳島県中小企業再生支援協議会 (設置主体：徳島商工会議所)	088-626-7121	088-626-7124
香川県中小企業再生支援協議会 (設置主体：高松商工会議所)	087-811-5885	087-821-6007
愛媛県中小企業再生支援協議会 (設置主体：松山商工会議所)	089-915-1102	089-915-1105
高知県中小企業再生支援協議会 (設置主体：高知商工会議所)	088-802-1520	088-802-1521
福岡県中小企業再生支援協議会 (設置主体：福岡商工会議所)	092-441-1221	092-441-1222
佐賀県中小企業再生支援協議会 (設置主体：佐賀商工会議所)	0952-27-1035	0952-27-1034
長崎県中小企業再生支援協議会 (設置主体：長崎商工会議所)	095-811-5129	095-827-8974
熊本県中小企業再生支援協議会 (設置主体：熊本商工会議所)	096-311-1288	096-311-1260
大分県中小企業再生支援協議会 (設置主体：大分県商工会連合会)	097-540-6415	097-537-8577
宮崎県中小企業再生支援協議会 (設置主体：宮崎商工会議所)	0985-22-4708	0985-24-2000
鹿児島県中小企業再生支援協議会 (設置主体：鹿児島商工会議所)	099-805-0268	099-227-1977
沖縄県中小企業再生支援協議会 (設置主体：那覇商工会議所)	098-868-3760	098-868-3770

企業未来!

チャレンジ21

ビジネスのヒント『企業未来！チャレンジ21』放送中



メインキャスター 志垣 太郎

【本編】志垣太郎さんをメインキャスターとし、中小企業が直面している課題に積極的に取り組んでいる経営事例を紹介し、中小企業者や創業を予定している人達に役に立つ情報を、わかりやすく、親しみやすく紹介していきます。



インフォメーション 藤本ケイ

【ビジネス・ホット情報】中小企業者や創業を予定している人達に役に立つ最新の中小企業施策をピックアップして紹介していきます。

放送局

◆地上波◆

テレビ東京 (TX) 毎週土曜朝6:30~6:45 テレビせとうち (TSC) 毎週土曜朝6:45~7:00

テレビ北海道 (TVH) 毎週日曜朝6:45~7:00 中国放送 (RCC) 毎週日曜朝6:00~6:15

仙台放送 (OX) 毎週日曜朝6:15~6:30 TVQ九州放送 (TVQ) 毎週日曜朝6:45~7:00

テレビ愛知 (TVA) 毎週日曜朝6:30~6:45 沖縄テレビ (OTV) 毎週日曜朝6:15~6:30

テレビ大阪 (TVO) 毎週土曜朝6:45~7:00

◆BS デジタル◆

BSジャパン (BSJ) 毎週月曜夕方 18:00~18:30 (前の週の再放送と本放送の連続)

番組の詳しいご案内はホームページで！

<http://www.jasmec.go.jp/information/kigyoumirai/index.html>

●提供 中小企業庁／中小企業総合事業団

●協力 (財)中小企業情報化促進協会

中小企業庁 広報室

中小企業施策利用ガイドブック

平成16年度版

中小企業庁

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>